

令和 7 年 6 月定例会

総 務 委 員 会

予算決算委員会（総務分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(6月16日 委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
知事の出席要求に関する委員間討議（協議）	1
審査内容等に関する委員間討議（協議）	2

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	4
4、付託事件	4
5、経過	
(警察本部)	
《分科会》	
警務部長報告議案説明	5
報告議案に対する質疑	6
報告議案に対する討論	6
《委員会》	
警務部長総括説明	6
議案に対する質疑	8
議案に対する討論	10
決議に基づく提出資料の説明	11
陳情審査	11
議案外所管事項に対する質問	11

(出納局・各種委員会事務局)

《分科会》	
会計管理者報告議案説明	25
監査事務局長報告議案説明	25
人事委員会事務局長報告議案説明	25
労働委員会事務局長報告議案説明	25
議会事務局長報告議案説明	26
報告議案に対する質疑	26
報告議案に対する討論	26
《委員会》	
会計管理者所管事項説明	26
監査事務局長所管事項説明	27
人事委員会事務局長所管事項説明	27
労働委員会事務局長所管事項説明	28
決議に基づく提出資料の説明（出納局）	28
決議に基づく提出資料の説明（議会事務局）	28

議案外所管事項に対する質問	2 8
(第2日目)	
1、開催日時・場所	3 1
2、出席者	3 1
3、経過	
(企画部)	
《分科会》	
企画部長予算及び報告議案説明	3 1
報告議案に対する質疑	3 2
報告議案に対する討論	3 5
《委員会》	
企画部長所管事項説明	3 6
決議に基づく提出資料の説明	3 7
政策企画課企画監補足説明	3 8
陳情審査	4 0
議案外所管事項に対する質問	4 0
(総務部(第69号議案審査))	
《委員会》	
総務部長議案説明	5 1
議案に対する質疑	5 2
(第3日目)	
1、開催日時・場所	6 4
2、出席者	6 4
3、経過	
(地域振興部)	
《分科会》	
地域振興部長報告議案説明	6 4
報告議案に対する質疑	6 5
報告議案に対する討論	6 6
《委員会》	
地域振興部長所管事項説明	6 6
決議に基づく提出資料の説明	7 0
地域づくり推進課長補足説明	7 1
県庁舎跡地活用室長補足説明	7 1
陳情審査	7 2
議案外所管事項に対する質問	7 2
(第4日目)	
1、開催日時・場所	8 7
2、出席者	8 7
3、経過	
(秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部)	
《分科会》	

秘書・広報戦略部長報告議案説明	88
総務部長予算及び報告議案説明	88
危機管理部長予算及び報告議案説明	89
消防保安室長補足説明	90
予算及び報告議案に対する質疑	91
予算及び報告議案に対する討論	91
《委員会》	
総務部長総括説明	91
秘書・広報戦略部長所管事項説明	93
危機管理部長所管事項説明	93
人事課長補足説明	96
議案に対する質疑	97
議案に対する討論	98
決議に基づく提出資料の説明（秘書・広報戦略部）	98
決議に基づく提出資料の説明（総務部）	99
決議に基づく提出資料の説明（危機管理部）	100
陳情審査	100
議案外所管事項に対する質問	102
地方財政の充実・強化を求める意見書（案）に関する委員間討議	118
委員間討議	119

（7月9日 追加上程予算議案審査）

1、開催日時・場所	120
2、出席者	120
3、付託事件	120
4、経過	

（総務部）

《委員会》

総務部長議案説明	121
追加議案に対する質疑	121
追加議案に対する討論	128

・審査結果報告書	130
----------------	-----

（配付資料）

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・追加上程議案説明資料

6月16日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年6月16日

自 午前10時47分
至 午前10時54分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委 員 長
大久保堅太	副 委 員 長
田中 愛国	委 員
外間 雅広	〃
山田 朋子	〃
川崎 祥司	〃
山本 由夫	〃
宅島 寿一	〃
堤 典子	〃
中村 俊介	〃

3、委員外出席議員の氏名

な し

4、審査の経過次のとおり

— 午前10時47分 開会 —

【鵜瀬委員長】ただいまから、総務委員会を開会いたします。

まず、委員席の一部変更でございますが、

議員の辞職に伴い、お手元に配布しております委員配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山田 委員、山本 委員の

ご兩人をお願いいたします。

本日の委員会は、知事の出席要求に関する協議及び令和7年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。審査の方法ですが、まず、知事の出席要求に関する協議については、委員会を協議会に切り替え、協議会を終了したのちお諮りし、次に、6月定例会における本委員会の審査内容については、再び委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時48分 休憩 —

— 午前10時51分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開します。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。

本日上程されました、「第69号議案 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」については、大石知事の出席要求を行い、総務委員会において審査することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、知事に出席を要求することといたします。なお、日程調整につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進める

ことといたします。知事及び関係理事者と日程調整のうえ、日程が決定しましたら、委員の皆様にご連絡いたします。

次に、6月定例会における本委員会の審査内容等について協議したいので、委員会を再び協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

— 午前10時52分 休憩 —

— 午前10時54分 再開 —

委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の総務委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

— 午前10時54分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年6月27日

自 午前 9時58分
至 午後 1時55分
於 委員会室1

園田 雅樹	厚生課長
松田 芳徳	留置管理課長
山田 恭市	生活安全部長
朝末 英一	生活安全企画課長
松尾 英樹	人身安全対策課長
金子龍太郎	生活安全捜査課長
奥野 春夫	サイバー犯罪対策課長
江口 正広	地域部長
久田 庄蔵	地域課長
平井 隆史	刑事部長
松尾 文則	刑事総務課長
荒木 強	捜査第一課長
田川 誠一	捜査第二課長
吹田 守孝	組織犯罪対策課長
田川 佳幸	交通部長
松尾 邦仁	交通企画課長
吉岡 健	交通指導課長
山口 秀和	交通規制課長
俵屋 義雄	運転免許管理課長
川本 浩二	警備部長
一瀬 永充	警備課長
古賀 新一	公安課長
山本 耕平	外事課長
細川 誠	警衛対策課長

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委員長
大久保堅太	副委員長
田中 愛国	委員
外間 雅広	〃
山田 朋子	〃
川崎 祥司	〃
山本 由夫	〃
宅島 寿一	〃
堤 典子	〃
中村 俊介	〃

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

中川 正則	警務部長
松本 武敏	首席監察監
緒方良一郎	警務課長
奥野 勝	総務課長
勝野 慎	広報相談課長
松尾 和人	会計課長
野原 昌明	装備施設課長
橋元 庄司	監察課長

井手美都子	会計管理者
山道 繁	会計課長 (参事監)
元村真粧美	物品管理室長
桑宮 直彦	監査事務局長
重井 健次	監査課長

小畑 英二 人事委員会事務局長
田邑 聡子 職 員 課 長

小畑 英二 労働委員会事務局長
西平 能成 （ 併 任 ）
調 整 審 査 課 長

中尾美恵子 議 会 事 務 局 長
濱口 孝 次 長 兼 総 務 課 長
佐藤 隆幸 議 事 課 長
大宮 巖浩 政 務 調 査 課 長

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第68号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算
（第2号）（関係分）

第86号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算
（第3号）（関係分）

報告第1号

令和6年度長崎県一般会計補正予算
（第10号）（関係分）

報告第8号

令和6年度長崎県庁用管理特別会計補正予算
（第2号）

報告第11号

令和6年度長崎県公債管理特別会計補正予算
（第2号）

7、付託事件の件名

○総務委員会

（1）議 案

第70号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を

改正する条例（関係分）

第71号議案

長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例

第72号議案

長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する
条例の一部を改正する条例

第77号議案

契約の締結について

第78号議案

契約の締結について

第87号議案

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条
例の一部を改正する条例

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・国道206号新浦上街道 長崎スタジアムシ
ェと銭座町とを繋ぐ横断歩道と信号機設置
に関する陳情書
- ・要望書（松浦市）
- ・令和8年度 県の施策等に関する重点要望
事項（佐世保市）
- ・要望書（大村市）
- ・日米地位協定の抜本的な見直しを求める意
見書を国に提出することを求める陳情書
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・
活用・公開・整備に関する陳情書XIII

8、審査の経過次のとおり

— 午前9時58分 開会 —

【鶴瀬委員長】ただいまから、総務委員会及び
予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第
69号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関

する条例の一部を改正する条例」ほか5件であります。そのほか陳情6件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案及び報告議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分ほか4件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行い、また6月30日月曜日の午後1時30分からは、大石知事に本委員会にご出席いただき、条例議案に関する質疑を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬委員長】ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回あたりの質問時間を理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り、再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【中川警務部長】おはようございます。

警察本部警務部長の中川でございます。

本日出席しております警察本部の幹部職員の中で、令和7年3月24日付の人事異動で着任しました幹部職員のうち、5月8日の総務委員会で紹

介をしておりますませんでした幹部職員をまずご紹介をさせていただきたいと思います。

〔新任幹部職員紹介〕

以上、幹部紹介でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

【鶴瀬委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【鶴瀬分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

警務部長より報告議案の説明を求めます。

【中川警務部長】それでは、私から、警察本部関係の議案についてご説明をさせていただきます。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部の2ページでございます。

今回ご審議をお願いしておりますのは、報告第1号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」の関係部分でございます。

これは、さきの2月定例県議会予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております。令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。その概要をご報告いたします。

補正予算額、歳入予算246万7,000円の増、歳出予算5億6,369万2,000円の減でございます。

歳入予算の主な内容についてご説明をいたします。

使用料及び手数料につきまして、庁舎使用料等45万8,000円の増でございます。その他は記載のとおりでございます。

続きまして、歳出予算の主なものでございますが、一般管理費につきまして、庁費その他一

般経費7,486万9,000円の減でございます、そのほかは記載のとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

【鵜瀬分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明を求めます。

【中川警務部長】続きまして、警察本部関係の議案につきましてご説明をいたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、条例議案1件、事件議案2件でございます。

条例議案についてご説明をします。

横長の総務委員会説明資料警察本部の4ページでございます。

第72号議案「長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

この議案でございますが、警察法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う女性警察官のスカートの廃止及び長崎県警察官の任命後初めて支給される支給品の見直しを行い、所要の改正をしようとするものでございます。

続きまして、事件議案についてご説明をいたします。

横長の総務委員会説明資料警察本部の6ページでございます。

第77号及び第78号議案「契約の締結」でございます。

これらの議案でございますが、佐世保警察署庁舎建て替え事業につき、電気工事及び空調設備工事に係る請負契約を締結しようとするものでございます。いずれの工事につきましても一般競争入札を行い、県内企業を代表とする共同企業体が落札してございます。

続きまして、議案外の報告事項でございます。

引き続き、横長の総務委員会説明資料警察本部の9ページでございます。

第180条専決事項報告でございまして、損害賠償事案1件及び公用車による交通事故のうち和解が成立しました6件でございます。

損害賠償事案でございますが、佐世保警察署の職員が現場臨場中に転倒した際に、その現場のマンション出入口のドアガラスに衝突をして損壊をしたものでございまして、5万5,660円を支払うため、5月23日付で専決処分をさせていただいたものでございます。この賠償金でございますが、全額県費からの支払いとなります。

また、公用車による交通事故でございますが、和解が成立しました6件、合計103万9,293円の支

払いのため、5月23日付で専決処分をしたものでございます。これらの損害賠償金は全額保険から支払われることとなります。

公用車による交通事故を防止するため、警察署指定の安全運転指導員による同乗指導、自動車学校のコースを借り上げての体験型運転訓練を行うとともに、公用車事故を起こした職員に対しましては、公用免許の再検定を実施するなど、職員の運転技能向上のための取組を引き続きしっかりと行っているところでございます。

そのほかにも、各部署の幹部職員による事故防止教養など事故防止に必要な運転技能と、安全運転意識の両面を向上させる対策に取り組んでいるところでございます。

引き続き、こうした交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいりたいと考えてございます。

続きまして、縦長の総務委員会関係議案説明資料の4ページから8ページにおけます所管事項についてでございます。

こちら詳細は記載のとおりでございますが、4ページにあります犯罪の一般概況について、人身安全関連事案への取組状況について、5ページにおきますニセ電話詐欺、特殊詐欺等被害防止対策について、6ページ、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、7ページ、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について、8ページ、交通死亡事故抑止対策について、附置機関の設置について、につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

続きまして、同資料9ページ、長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組のご説明でございます。

長崎県行財政運営プラン2025に掲げる警察本

部関係の項目でございますが、主な取組内容でございますが、令和6年度に文書を管理するシステムの改修、関係規程の整備を行いまして、令和7年1月から電子決裁の本格運用を開始をしたところでございます。

電子決裁の本格運用によりまして、公文書を電子的に作成・管理することにより、文書管理に係る業務の合理化、職員業務負担の軽減、限られた人材を治安維持に注力することが可能となっているところでございます。

今年度でございますが、電子決裁を推進することで、更なる業務の合理化を図り、ペーパーレス化についても、より加速するよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

今後も行財政運営プランの実現に向けた取組、積極的な県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、同資料9ページにございます新たな総合計画の策定についてでございます。

新たな総合計画でございますが、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画といたしまして、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところでございます。今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししていきたいと考えてございます。

今般策定した素案骨子におきましては、基本理念の考え方といたしまして、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者、女性をはじめ、誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識、力の底上げなどに力を注いでまいりたいと考えてございます。

また、本県の優位性を生かしまして、国内外との多様な交流を促進することに加えて、本県の将来を担う子どもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支え、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりにも積極的に取り組んでまいります。

そのため、次期総合計画につきましては、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱の下、12の基本戦略を掲げ、先行的に策定いたしました新しい長崎県づくりのビジョンとタイアップしながら、地方創生2.0を始め、国の政策とも連動しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち警察本部でございますけれども、主に、「安心して生活できる環境づくりを推進する」に関する戦略に関連施策等を位置づけているところでございます。

「安心して生活できる環境づくりを推進する」では、「犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり」に向け、地域住民、事業者、関係機関、行政が一体となり、各種犯罪対策、交通安全対策の地域安全活動を推進し、犯罪に強く、交通安全が確保された安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

今後も、県議会の皆様からのご意見を十分にお伺いしながら、県民の皆様の声も伺い、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めていきたいと考えてございます。

最後となりますけれども、警察職員の懲戒処分につきまして、ご説明させていただきたいと考えてございます。

本事案でございますが、警察署に勤務する40代の男性警部補につきまして、令和4年7月頃から令和7年2月頃までの間、本人の携帯電話機の

動画機能を用いるなどして、女性のスカート内を盗撮したり、女性の容姿を無断で撮影していたものでございます。

捜査の結果、本年6月6日付で、長崎県迷惑行為等防止条例違反の事実3件を長崎地方検察庁へ任意送致するとともに、その他の行為につきましても、警察の信用を大きく失墜する行為として事実を認定し、事件送致をした事実と併せ、同じく6月6日付で停職一月の懲戒処分としたものでございます。

このような事案が発生したことにつきまして、県警察といたしまして、大変重く受け止めているところでございます。改めて、被害者の方、関係者、県民の皆様に深くおわびを申し上げます。

また、県警察におきましては、今年度に入り、この事案のほかにも道路交通法違反事案等の処分も行っており、深刻な状況にあると認識してございます。

非違事案防止につきましては、これまでも様々な取組を実施してまいりましたけれども、県警察といたしましては、全職員が一層の危機感を持ち、高い使命感と倫理観をかん養するための各種取組を推進し、不適切事案の防止と県民の皆様の信頼の回復に、しっかりと努めてまいりたいと考えてございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【鶴瀬委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

第77号議案、第78号議案についてお尋ねいた

します。

電気工事と空調設備工事の仮契約というご説明でありましたが、これは本体工事がまだ決まってない中、契約はするものの、着手できないという、そういった認識でありますが、まずこの状況についてご説明いただきたいと思います。

【野原装備施設課長】お答えいたします。

この2件につきましては、落札で、本体工事の方は不落ということになっていて、その状況についての説明ということですが、2件の工事については、現在仮契約という状態ございまして、今回議決をいただいた上で、本契約の流れとなっております。

2件の工事につきましては、本体工事が不落という状態で、着手できない状況でございますので、本契約と同時に、工事の一時中止という手続を取りまして、本体工事の結果を待ちながら、契約期間について、検討していく状況でございます。

【川崎委員】本議会で、採決をした後が契約ということでありましょうが、当然スケジュール感を持って、落札された方は、入札し、落札されたと承知をしております、要は本体工事が着手できないということについては、もう数か月間、また遅れるというような状況の中であって、しっかりと人立てもしながら、工夫しながら、人材不足の中、お取り組みになったと思うんですね。

そう考えますと、本体工事が順調に落札できなかったというのは、大変重要な問題だと思っております、まず、本体工事に関連することなので質問させていただきますけど、なぜ不落になったのか、その原因についてお尋ねいたします。

【野原装備施設課長】お答えいたします。

今回の工事の契約手続につきましては、県の土木部営繕課の方に委任しておりますが、土木部営繕課の方において、今回の結果について分析をした結果、本工事がWTO対象の案件ということに該当することから、規定に基づいて、総合評価落札方式を高度技術提案型としていたところ、その技術提案に要する費用が影響したこと、社会情勢の急激な変化により人件費等の高騰が見られたことなどが原因と考えられております。

【川崎委員】資材高騰等についてはおっしゃるとおり、予定価格と実態が合っていないということが、大きな原因の一つだと思いますが、今お話があった高度技術提案型というところは非常に気になるところでございまして、これを今回新たに見直されるわけでしょう。条件といたしますか、公告するに当たって、ここを見直されるということであると思いますが、ちょっと確認させてください。

【野原装備施設課長】次回の開札に向けて、今ご指摘のとおり、落札方式は、高度技術提案型から施工計画1型をベースに活用した方式に変更することとしております。

【川崎委員】WTOの案件、土木部営繕課のアドバイスに基づくということでありましょうが、型にはまって高度技術提案型ということで公告をされたと思いますけれども、結果、不落であって、それを施工計画1型に見直すということでありますので、そもそも警察として、高度技術提案型で、新佐世保警察署にこういった高度な技術を求めようとされたのか。警察が目的とするもの、それについてお尋ねいたします。

【野原装備施設課長】今回、高度技術提案型ということで採用して入札をしておりますが、内容としましては2項目ございまして、建築物の長

寿命化を図るための対策、工事期間中における周辺への安全及び環境の対策、この2項目を設定しているところでございます。

【川崎委員】長寿命化計画ということは、非常に大事な視点であると思いますが、高度技術提案型ということであれば、いわゆる皆様方が想定をされている以上の長寿命化を求めると、そういった提案を求めるということなんだろうと思いますが、当然それは価格も上がるでしょうし、技術も高い技術を求められるわけでありまして、それなら、それを押し通して、新たに予定価格もしっかりと見直してやるべきだと思うんですが、それをあえてまた施工計画1型ということで、いわゆる高度な技術を今度は求めないと、長寿命化を求めないと聞こえるわけでありまして、高度な技術を求める以上は、長寿命化という大事な視点でありますから、予定価格が仮に上がっても、それが将来のメンテナンス費を考えたときに、逆転するようであれば、そうすべきだと思うんですが、なぜ施工計画1型に変更されたんでしょうか。

【野原装備施設課長】前回は、高度技術提案型ということで、こちらの設計等をよりよくするために、民間ノウハウを活用した技術提案を求めたものでありましたが、今回は技術提案までは求めないものの、構造材の品質確保ですとか、工事期間中における周辺の安全、環境対策につきましては、それに配慮した適切な施工計画の提出を求めるということにしておりますので、不落の要因となったことも含めまして、今回、落札方式を変更したということでございます。

【川崎委員】高度技術提案型というタイトルはありましたけど、長寿命化と周辺に対する安全対策ということを明示した形で公告をされたんですか。

【野原装備施設課長】公告の方に記載をしております。

【川崎委員】そうであれば、高度技術提案型の項目ごと外すわけでしょう。でも、長寿命化はやはり求めるべきだと思うんですね。

何かその辺、やはり少し筋が通った公告の在り方ということをしっかりと検討すべきだと思うんですが、要は土木部からのアドバイスもあって、WTO案件で、高度技術提案型としたのかもしれませんが、受け取る側からすると、やはり抽象的過ぎる内容であれば、なかなか提案もしづらいということでありますでしょうし、そこは人材不足、資材高騰の中で、受ける方もなかなか大変ですよ。

もう少し現実的に、より具体的に明示して、予定価格もしっかりそこを反映した形で、不落にならないように取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【野原装備施設課長】今、委員ご指摘の内容を踏まえまして、今後もしも不落にならないように、各種対策に取り組んでいきたいと考えております。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第72号議案、第77号議案及び第78号議案については、原案のとおり可決することにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第72号議案、第77号議案及び第78号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【中川警務部長】続きまして、私から政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づく資料につきまして、ご説明をさせていただきます。

横長の総務委員会提出資料警察本部の2ページ目でございます。

1,000万円以上の契約状況につきましては、令和7年2月から令和7年5月までの実績でございますが、資料の記載のとおり、12件となっております。

続きまして、陳情・要望に対する回答の関係でございますけれども、横長の総務委員会提出資料警察本部11ページでございます。

今回、陳情・要望で回答するものは、陳情番号19、令和8年度県の施策等に関する重点要望事項のうち相浦警察署統合後の地域の安全安心の確保の1件でございます。

ご要望に対する回答につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧

願います。

審査対象の陳情番号は15番、19番です。陳情書について、何か質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料についてご質問はありませんか。

【堤委員】おはようございます。堤です。

1,000万円以上の契約状況の2ページ、3ページに、交通信号機改良工事というのが1番、それから11番にあるわけですが、交通信号機改良工事の内容について、まずお尋ねします。

【山口交通規制課長】本件工事の内容についてお答えします。

記載には、信号機の改良工事となっておりますが、具体的には、主な工事は機器の更新となっております。信号機の機器につきましては、国で統一されておまして、19年で更新しないといけない制御器や灯器の更新、あと併せまして、一灯点滅信号、これは製品が製造中止となりまして、全国的に黄色と赤の点滅する交差点につけている信号なんですけれども、これは安全対策を講じた上で撤去という形になっており、そういったものがこの工事の中に入っているということになります。

【堤委員】制御器の更新や灯器の更新ということ、それから一灯点滅信号が、今後は製造中止で、これは撤去になるというお話ですが、19年で更新されるということですけど、今後、県内の交通信号機たくさんありますけれども、どのように更新が必要になってくるのでしょうか。その状況は分かりますでしょうか。

【山口交通規制課長】信号機整備の今後の方針ですが、まず交通インフラ等の老朽化対策、また、交通安全施設の維持管理は重要であります。こういったものを適切に維持管理していくというのは重要な課題であり、今、社会的にもこういったインフラの維持管理が求められているところですよ。

特に、信号機につきましては、交通の安全と円滑を守る上では重要な役割を果たしますので、こういった信号の心臓部となる制御器について、先ほども申しました、19年という更新の時期があるのですが、これを計画的に実施更新をしていくこと。

具体的に申しますと、県下に設置された信号機は約2,300基あります。これを適切に維持管理していくためには、年間におよそ110基以上更新していかないといけない。また、必要な予算を確保していかないと管理が行き届かなくなる可能性があるということです。なので、年間110基以上を確保して、また、年ごとに平準化をしないと、ある時期、予算に対するしわ寄せが来ますので、当然、計画的に平準化を図りつつ、予算を確保して、計画を持って整備を図っていく方針にしております。

【堤委員】ありがとうございました。

一つの年にたくさん偏らないように平準化しながら、2,300基の信号機を適切に更新していくということですね。分かりました。ありがとうございます。

もう1点お尋ねします。8番に、警察職員総合管理システム保守業務委託というのがありまして、これが、福井県のアクセンディという会社と随意契約ですけども、保守業務ということなので、最初の段階で、この会社が担当したのかと思うんですが、福井県の会社が契約の相手

になっているというのは、どういう経緯でそうになっているのか、お尋ねします。

【松尾会計課長】本システムでございますけれども、委員ご指摘のとおり、システムの構築段階で当該業者が構築をしております。本システムについては、専門的な技術と知識を要するため、本件メンテナンスについても、システム内での不具合や修正を行うために、当該業者でしか対応できないということで、当該業者と随意契約を行っております。

なお、当初当該システムの構築の段階でございますけれども、構築の契約を行う際に、県内業者の方に仕様書の内容についても相談を行っておりますが、3か月程度打合せをしたんですけども、仕様を満たしたシステムの構築は困難という結論となりまして、最終的に、県内業者から当初の構築の入札はございませんでした。

以上でございます。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問ありませんか。

【中村(俊)委員】総務委員会の関係議案説明資料の中から2点、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、薬物対策に関連してなのですが、複数年前から、アメリカの方で史上最悪の麻薬フェンタニルというものがかなり蔓延をしているという報道を以前見ました。そんな中で、2023年には1年間で7万人以上の方が過剰摂取で、いわゆるオーバードーズという形で亡くなられているという事例もあるようです。

数日前に、これもネットニュースからなのですが、フェンタニルという薬物が、日本国内、

愛知県名古屋と書いてあったと思いますけども、ここから中国系のマフィアの組織が、これをアメリカに送っているというような内容でありました。

そんな中で、私が危惧しているのは、史上最悪と言われるぐらいで、私も、以前、動画で実際フェンタニルを吸引されている方の動画を拝見したのですが、本当に目を背けたくなるような非常に異常性が認められるような行動をされてまして、これが国内から送られたということは、恐らくは国内でも、今後、こういった薬物が広がっていく可能性があるんじゃないかなとちょっと心配しているのですが、今、長崎県警察の方でこういった情報共有というものはされているのでしょうか。

【吹田組織犯罪対策課長】現在、長崎県内ではそのような情報は入手しておりません。しかし、入手をした場合には、県内広く広報等して、接種しないように、薬物の危険性等について広報したいと考えております。

【中村(俊)委員】情報共有というのは非常に大切だと思いますので、すみません、私もネットニュースからの情報ですので、どのくらい信憑性があるのかというのは、私の方でははっきりとは言えませんけれども。もし、愛知県の方からそういった情報があれば、ぜひそういったものもしっかり共有していただいて、とにかく長崎県に、九州にも入れないというような覚悟で臨んでいただければと思います。

それから、もう一つが特殊詐欺、これ、サイバー犯罪の方にも関わるんですが、これも、すみません、私が先月実際体験した事例でして、私のホームページのお問合せのページから、結構な長文の英文のお問合せがありました。

内容としては、あなたの携帯電話をハッキン

グして、あなたの会話とか、またスマートフォンの中の連絡先、あるいはカメラを、いわゆるインカメラというやつで、あなたの生活を一部始終こちらで把握をしているんだ。要は、何が言いたいかというと、ビットコインで指定の口座に、多分、日本円にして十二、三万円ぐらいだったと思うんですけど、これを一定期間のうちに入金しなければあなたの生活の会話の内容であるとか、そういったものを、要はネットで拡散するぞというような内容でした。

これ、私は初めての経験だったんですけど、よくよく考えると、私のスマートフォンをハッキングしたのであれば、私のホームページのお問合せのページから来ないだろうなということで、それはもう無視したので、その後何もあっておりません。

ただ、やはりこういった新たな特殊詐欺というの、今後起こしてくるのかなと思いますので、何か対策を打つべきと思っていますが、似たような事例は把握されていますでしょうか。

【吹田組織犯罪対策課長】恐らくサポート詐欺的な感じではないかと思われます。そのような詐欺については認知はしております。当県で言うと、相手が電話で片言の日本語を話したりするもので、電子マネー型やコンビニエンスストアでギフトカード等を購入して払わせるというような形態の分も把握しております。

これらはサポート詐欺、架空料金請求詐欺になるんですけども、こういう詐欺があっているということは、部内的に各部でも連携して、県民に知らせるように広報をしているところでございます。

【中村(俊)委員】いろんな手法を使って、いわゆる県民の皆さん、市民の皆さんを惑わすようなこういった詐欺が、いろんな形で今後も増え

てくるかと思います。

既に周知されている事例については、皆さんも免疫ができていうか、これは詐欺だなと感じ取ることもできると思いますけれども、新たな手法が出た場合には、ぜひそういったところも、実際、最近はこういった新たな手法の詐欺が横行してきておりますというような、何かしら広報を徹底していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【山本委員】おはようございます。

佐世保警察署の警察官の方がお亡くなりになられた関係の6月10日の長崎地裁の判決等に関連してお伺いをいたします。

当時の判決文というのを目にすることができなかったんですけれども、新聞報道等によりますと、当初、判決が出た後に、県警としては、判決の内容を確認するということだったんですけれども、判決の内容がどのようなものであったのかというのをご教示いただけますでしょうか。

【橋元監察課長】お答えいたします。

令和2年、佐世保警察署警察官が自死したことに関する国家賠償請求訴訟に関してですが、まず、お亡くなりになられた職員のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご遺族に対して心からお悔やみを申し上げます。

判決内容につきましてですが、県の賠償責任を認め、原告の方に損害賠償を支払うように命じられたものになります。

県としましては、判決内容を重く受け止めておりまして、今後二度とこのような出来事が起こらないよう、組織を挙げて、職員が働きやすい勤務環境の整備等に取り組み、県民の信頼回

復に努めてまいりたいと思っております。

【山本委員】ありがとうございました。

先方の主張ですね、原告の方の主張というのは、金銭的なこと、賠償のこと、それから責任、過失、重過失責任ということなんですけれども、先方の主張というのは、ポイントで言うと、どういうことになるのでしょうか。

【橋元監察課長】お答えいたします。

原告の主張になりますけれども、まず国家賠償の請求ですね、損害賠償の請求、これがまず大きく一つありまして、その中に陳述、訴えとして、元上司2人に対する重過失の認定であるとか、ハラスメントの認定であるとか、そういったところを陳述されておられました。

【山本委員】ありがとうございました。

今回の判決の中で、重過失であったり、そういったものについて触れられていなかったということなんですけれども、何ですかね、重過失じゃなくて、いわゆるパワハラ的なもの、それから時間外の超過であったりとか、そういったものについては判決の中で認められているという理解でよろしいんですか。

【橋元監察課長】お答えいたします。

判決に関することについて、当方からコメントすることは差し控えますが、内容といたしましては、主に被告に対して原告に対する損害賠償の決定ですね、これを判決されております。ハラスメントに関しては、そういった事実があったということは触れられておりますけれども、重過失等については、特に触れられてなかったということで承知しております。

【山本委員】ありがとうございました。

これも新聞報道等でしか見ることができないんですけれども、お亡くなりになる前の半年間、繰り返し叱責を受けていたということと、月200

時間前後の時間外労働や徹夜勤務ということで、加えて、勤務時間の過少申告が、署内で常態化をしていたと書かれているんですけども、この点についての県警の見解はいかがでしょうか。

【橋元監察課長】過少申告や、主に指示ですね、課員に対する指示については、ご指摘のとおりですけども、訴訟に関することになりますので、詳しくは控えさせていただきたいと思います。

【山本委員】これに対するコメント、今回の判決に対するコメントというか、その前に、今回、控訴を原告の方がされましたということで、県警の方はされなかった。控訴をされなかった理由というのは、ご説明可能でしょうか。

【橋元監察課長】お答えいたします。

まず、原告が控訴したことについては承知しております。また、県が控訴していないことについても、ご指摘のとおりでございます。

その上で、控訴しなかった理由については、県は第一審の早期段階から、国賠法1条1項の賠償責任を認めておりまして、判決内容についても重く受け止めて控訴しなかったものです。

原告が控訴したことについては承知しておりますので、今後は控訴状を精査し、適切に対応してまいりたいと思います。

【山本委員】これも報道によりますと、原告の方は当事者に対して、何ていうんですかね、償ってほしいということで、求償権というものを行使してもらうためにも、判決の中に、故意あるいは重過失という文言が欲しかったというコメントがあるわけですけども。

そもそも求償権というのが、国家賠償法の1条の2に書いてあるとおりなんですけれども、重大な過失や故意がなければ、求償権というのは行使ができないのかについて教えてください。

【橋元監察課長】お尋ねの件ですけども、委員

ご指摘のとおり、故意または重大な過失が要件となっております。

【山本委員】これ、岩手県の盛岡市の事例なんですけれども、やっぱり上司のパワハラ、暴行によって自殺に至られた、賠償金を支払った事件について、これは多分、最終的に和解だったのかな。ごめんなさい、ちょっと調査が不足しておりますけれども。これ裁判所が重過失あるいは故意というのを認めたということではなくて、警察内部というんですかね、内部の方でそういうようなものを認めて、求償権を行使をしているという事例があるんですけども、これとの整合性というのはいかがのでしょうか。

【橋元監察課長】お答えいたします。

他県の運用については回答する立場にありませんが、まず当県のことについてお答えしますと、現在控訴されており、係争中でありますので、私の知る限り、他県の状況とは違うのかなというところはございます。

また、求償権の行使については、県警だけで判断できるものではなくて、しかるべき部署であるとか、そういったところで判断することになると思いますので、そういったところを踏まえて慎重な検討を行うことが必要と思っております。

【山本委員】最終的な求償権の行使ということになると、県の賠償責任等審査委員会というところが、多分、最終的には決定をすると思うんですけども、当然まだその前段階として、警察内部の方で上げるということになるんだろうなと理解をしておりますので、そういったところ、感情としては、とにかく今回の賠償金というのは県費で支払われる、いわゆる税金で支払われるということになって、じゃあ求償権は全く行使されないということに対しては、一般論

としては非常に違和感があると感じておりますので、これは内容的な、あくまでも個人の見解でございますけれども、そういったものについて、十分に原告の方の感情もご考慮いただきて対応していただきたいと思います。

最後に、今後の再発防止のための取組ということについて、ご説明をお願いします。

【緒方警務課長】今後のハラスメント、特にパワーハラスメントに対する取組と理解してお答えいたします。

県警としましては、これまでは、ハラスメント防止に関する各種教養でありますとか、巡回教養、またアンケート調査を未然防止対策として実施しております。

また、その上で、ハラスメントが発生した場合、ハラスメントの相談窓口としまして、相談ダイヤルでありますとか、匿名でも投稿が可能な意見箱等を設置しております、予兆事案の早期把握に努めております。

また、万が一発生した場合でも、迅速な調査を実施しまして、指導または人事的な措置等も実施してきたところでございますが、そうは言いながらも、まだハラスメントが後を絶たないということは実態でございますので、今後、これらの対策を強力に推進しつつ、一般質問の方でもお答えしたところでございますけれども、新規採用者に対する対策としまして、ハラスメントに対する正しい知識、また被害者・加害者にならないような教養を実施していくなど、アンケートまたは調査により、どのような対策、教養が必要なのかということも職員に広く意見を募りながら、今後も対策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【山本委員】ありがとうございました。

今おっしゃった新規採用職員の方はもちろんなんですけれども、今起こっているのは新規採用職員さんではなくとも、ベテランの方であったり、そういった方だと思うんです。

今、ハラスメント、いろんな種類が、種類といますか、ハラスメントの概念がいろいろ広がっている。我々議員も、今ハラスメントの条例がありますし、今後どんどんまた広がって整理していかないといけないと思うんですけれども、今回の事例というのは、非常に典型的な、いわゆるパワーハラスメント事例なんだろうなと思います。

ですから、今いらっしゃる方に、こういう事例がパワーハラスメントですよというようなこと、やっぱり事例を共有してもらって、気づいてもらわないと、これ収まらないだろうなと思います。

一方で、もちろん萎縮をしてはいけないというのは大事なことはあるんですが、まずはこういう事例がパワーハラスメントに当たるというようなことをしっかり共有していただいて、実効性のあるものにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに。

【山田委員】私も、このパワハラ事案に関わって質問したいと思います。

まず、一般質問の中で、警察学校に入校した人を対象にやっているような話がありまして、今日、新たに加害者にならないためのということであれば理解をするところであります。

若い方、私たちよりも若い人というのは、ハラスメントに対して非常に敏感でありますので、当然、新規の警察学校入校者に対してやってますよみたいな、一般質問の答弁だったもので、

どうかと思っておりますが、加害者にならないために、そういったことを教育することは重要であると思っておりますので、一定理解をしたところであります。

それで、今、各種取組をいただいているかと思いますが、こういったことを起こしてしまいがちな方となると、やっぱり管理職の方になってくると、ある程度年齢を重ねた方が中心になるのかなと思いますが、各世代向け、どの役職の人に対しても同じような研修を行っているのか、今の状況についてちょっと教えてください。

【緒方警務課長】研修の在り方について、お答えしたいと思います。

やはりハラスメントを行う立場といいますと、所属長を始めとした各種幹部が特に考えられますので、そのような者に対しましては、特に所属長あたりを対象とした、有識者による講話等も行われておりますし、また外部におけるパワーハラスメント等セミナーも受講させるようにしておりまして、警察内部だけではなく、広く一般常識的なところも教養しているところでございます。

【山田委員】各年代、各役職、全て何らか、役職によって学ぶべきものも違うのかもしれませんが、必ず全警察官全てが、年に何回か分かりませんが、今こういった事案も起きている中で、受けているという理解でよろしいですか。

【緒方警務課長】教養の対象者について申し上げますと、全ての職員に対してeラーニングでありますとか、そういう形で複数回何らかの教養、また講習等を実施しているところでございます。

【山田委員】もう1点、今回の事案は200時間を超える時間外勤務もありということが本当に大きな問題だと思っております。この事案が発生

したのが令和2年度、今、令和7年度であります。が、時間外の取扱い、通常であれば、仕事が残っている場合は、上司に申告をして許可を得ての時間外勤務しかできないと思っておりますが、今こんな事案も受け、またこのような今の時節もあり、警察としては、どういう形で時間外勤務の取扱いを行っているのか、伺いたいと思います。

【緒方警務課長】時間外勤務の在り方についてご説明いたします。

委員ご指摘のとおり、時間外勤務といいますのは、事前の必要性があって、承認を得て行うところでございますけれども、警察という職場におきましては、突発的な事件・事故の対応が求められる業務もありますので、それらにつきましては、事後の申請で承認という形も取らざるを得ないというのが実態でございますので、そこは十分、幹部が必要性、また必要な時間あたりも吟味した上で、承認しているというのが実態でございます。

【山田委員】事件・事故とかの突発的な対応は理解をします。後に、事後申請のような形でちゃんと対応いただいているものと思いますが、そういった理解でよろしいですね。

【緒方警務課長】委員のご理解のとおり、しっかり幹部が業務の内容あたりも審査して、承認しているというのが実態でございます。

【山田委員】事件・事故が起きると、1週間とか休まずにとか、不眠不休でとか対応いただいていることもよく理解をしているところでありますので、例えば、その一つの事件が終わって、少しその分休んでもらおうと思っても、なかなかできてないから、こんな時間外も増えているのかなとは理解はするところではあります。が、勤務もいろんなスタイルがあると思うんですけ

ど、事務というか、全員が捜査や事件・事故に対応するわけでもないかと思っています。

今、警察の方で時間外勤務、今こちらで答えられる範囲で結構ですけど、どのような状況になっているか、ちょっと教えてください。

【鵜瀬委員長】暫時休憩します。

— 午前11時00分 休憩 —

— 午前11時00分 再開 —

【鵜瀬委員長】再開します。

【緒方警務課長】時間外勤務の実態についてということでお尋ねですので、お答えいたします。

2号職員、いわゆる他律的業務または臨時的な業務に対応する職員としまして、月45時間を超えた職員数でありますけども、令和6年度中が延べ人数で1,048人でございます。また、時間外勤務が年360時間を超えた職員数が、令和6年で410人でございます。

この数につきまして、45時間を超えた職員数は、令和5年度中が650人でありまして、増加しております。

特例時間外勤務といたしまして、令和6年度中、1か月100時間を超えた職員が1名、月45時間を7回以上超えた職員が1名おりますので、なかなか時間外勤務の縮小には至っていないということが実態でございます。

【山田委員】県民の生命、財産を守っていただいている皆さんで、本当にかんりの長時間労働もいただいているようであります。私が心配するのは、やはりこのような事案が再度起きないこと、皆さんの心身ともの健康があって、県民の命や財産が守られるものと思っておりますので、県警本部といたしましては、時間外の申請がしやすい、働きやすい、そういった風土をしっかりとつくっていただいて、働いている職員

さんの健康を守っていただきたいということをお願いを申し上げ、終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【川崎委員】専決事項についてお尋ねします。

先ほど、公用車の事故の損害賠償ということで説明いただきましたが、7番目の項目で、公用車、車を後退するときには同乗者による誘導、これが基本になっていたと思いますが、なぜこのような事故が発生したのか、お尋ねいたします。

【橋元監察課長】お答えいたします。

ご指摘のとおり、後退時の事故については、後方誘導をつけての後退が基本でございます。なお、7番目の事故につきましてですが、これは五島市の奈留町、いわゆる二次離島での事故になります。実際から言いますと、このとき1人で現場臨場し、そのほかに警察官はいないような状況になります。

ただ、その場合でも、後退する際は、周辺をしっかりと確認したり、後退する方向の安全を確認するために、必要であれば降車して確認するよう指導しているところでございます。

今回の理由としましては、大丈夫だろうと思ったという慢心と、それからその心から来る確認不足、これによる交通事故が発生しております。

【川崎委員】基本は、同乗者がいてということではありますが、緊急時とか、やっぱり人手不足とか、地域柄とか、お一人でということについてはあり得るんだろうと。

そういった場合であっても、やっぱりこのようにぶつけると修理をしないといけないということから、今はやっぱり車の性能も上がって、バックモニターとかセンサー、こんなのをつけることによって、こういった被害が防止できる

んだらうと。

どうしても一人で乗務しないといけないようなところに、例えば限定する形で、こういった安全対策も講じる必要があるんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

【野原装備施設課長】お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、バックモニターですとかセンサー等は、交通事故防止に一定の効果があると認識しております。

それで、バックモニターについては、後方の確認が困難な車両などに対して、現在、重点的に搭載を進めているところでございまして、四輪車の892台中143台に搭載をしているところでございます。

また、センサーなどの安全装置につきましても、先ほどお話がございましたが、各自動車メーカーが標準装備化を図っていることなどから、順次導入が進んでいるところでございます。

【川崎委員】センサーも、私ごとで恐縮ですが、随分助けられますね。やはりどうしても目視できない、見えない部分があって、そういったところへもセンサーが非常に効果的だと思いますので、費用対効果を考慮の上、ご検討お願いします。

次に、オンラインカジノについてお尋ねいたします。

スポーツ選手や芸能の方とか、最近、大きく取り沙汰されておりますが、このオンラインカジノについて、本県の実態がどうなのか、お尋ねをいたします。

【金子生活安全捜査課長】お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、先般から著名人等のオンラインカジノの利用について報道がなされているところでございますが、長崎県内における現在の検挙というのは、今のところございませ

ん。

ただ、令和6年中、全国では279人が検挙されているところでございます。県警察におきましても、サイバーパトロール等により端緒情報入手するなどして、厳正なる取締りに努めているところでございます。

【川崎委員】よく自白を聞くと、分からずやったと言う方がいるようですが、賭博そのものは、やはり禁止なんでしょうけれども、分からずやったというところが、大の大人が、こういったことをやるということ自体が、なかなか理解ができない。

こういったところにサイバーパトロールをするということについては、サイト自体を取り締まるということなのかもしれませんが、そういった何かアプローチする、アクセスする方々の意識といいますか、遵法意識、そういったところをしっかりと高めていく必要があるんだらうと思いますが、いかがでしょうか。

【金子生活安全捜査課長】お答えいたします。

委員のご指摘のとおり、違法性、犯罪であるということの認識が薄いような一面がございします。オンラインカジノについては、外国では合法な地域もございまして、それを根拠に、違法じゃないのではないかと、グレーゾーンなのではないかという書き込みをネット上にされる方もいらっしゃるようで、その辺が一つ要因になっているのかなと思っております。

県警としましては、日本国内から当該サイトに接続して賭博を行うことは、犯罪、違法でございしますので、引き続きいろんな媒体を利用しながら、広報啓発に努めてまいりたいと思っております。

【川崎委員】そもそも先ほどのサイバーパトロールをやられましたと。そこに、サイトにアク

セスができないような、そういった対策を講じておられるということでしょうか。

【金子生活安全捜査課長】お答えいたします。

当該サイトに接続できない措置というものについては、通信の秘密の関係もあって、難しい問題があるということで承知しています。

ただ、総務省の方で、ブロッキング、そのサイトを見られないような措置について、現在、検討が進められているということで聞いております。

【川崎委員】特に国でもしっかりと進めていただいて、本当に犯罪者をつくらないというか、そういったこと、しっかりとお取り組みいただきたいと思います。

次に、自転車の反則金の制度についてお尋ねいたします。

来年4月から自転車の反則金の制度がスタートすると承知をいたしておりますが、概要をお尋ねいたします。

【吉岡交通指導課長】お答えいたします。

この制度につきましては、自転車による交通違反につきましては、いわゆる青切符を適用するものであります。対象とする違反行為につきましては、自動車の場合と同様、現認可能、明白かつ定型的なものとされております。

現在、自転車の交通違反を検挙した場合には、全て刑事手続によることとされておりますが、手続に時間がかかるなど、国民の負担となっていることなどが指摘をされております。

今回の法改正によりまして、迅速かつ実効性のある交通違反の手続が可能になると考えております。

【川崎委員】違反をすれば反則金ということで、そこで一つ抑止が働くと思うのですが、車だったら免許証があるのでしょけれど、自転車には

免許証がないのだろうと思っていて、ここですね、反則金を科されたからといって、やはり日常生活で使う人がいらっしゃるわけですし、そこはなかなか、どこまできちんとした抑止ができるのかというのが非常に疑問であります、どう周知をしながら、反則金を納めないといけないような行為に至らないよう取り組んでいけるか、お尋ねいたします。

【松尾交通企画課長】先ほどご質問がございました、どのように周知をしていくかということですが、自転車の反則通告制度の周知につきましては、市町、そして学校など、関係機関と連携をいたしまして、危険性、迷惑性が高い悪質な、そして危険な違反があったときに検挙の対象とすること、そして自転車の基本的な交通ルールを分かりやすく丁寧に周知することとしております。

具体的には、テレビ、ラジオなどのマスメディア、SNS等を活用しました広報の周知、そして自転車の利用者が多くあります地区、そして自転車事故の発生状況を検討して設定しております自転車指導啓発重点路線、ここにおけます街頭活動や街頭でのキャンペーンを通じて、周知をしていくこととしております。

そのほか長崎県二輪車自転車商協同組合及び同組合の未加盟の店舗へのチラシの配布や販売時におけます啓発依頼、そして、教育庁を通じた各学区の学生への啓発、市町の機関紙を活用した広報啓発などを行いまして、自転車の利用者に対しまして、来年4月から施行されます制度について周知をすることとしております。

以上でございます。

【川崎委員】お取組には感謝をいたします。

今、免許返納も進んで、健康志向も高まって、高齢者の方も自転車に乗っている姿、よく見受

けられるんです。電動アシスト付というのもあって、坂道もすいすい上れる自転車がありまして、今まで、こんなところで自転車に乗っている人いないだろうというようなところでも走っておられます。

先ほど、自転車がよく使われる地域とおっしゃいましたが、よくその辺の地域は目配せをしながら、周知徹底をお願いしたいと思います。

次に、総合計画についてお尋ねいたします。

向こう5年間、治安の維持向上にどう取り組むか、方針について伺います。

【緒方警務課長】次期総合計画についてお尋ねです。現在、総合計画につきましては、素案の骨子までを議論、検討しております。次期総合計画につきましても、現計画と大きな変更点はないと考えております。とは申しながらも、本県におきましては、刑法犯認知件数が、令和2年に戦後最少を記録した以降は増加傾向を続けておりますし、またニセ電話詐欺等の被害も、令和3年以降は増加の一途をたどっているところで、またその上、サイバー空間における脅威も高まっているなど課題が山積しております。

加えまして、交通死亡事故につきましても、統計開始以来、最少を昨年記録しましたけれども、まだまだ発生はしているということで、高齢者に関わる事故でありますとか、新たな交通手段の出現による課題も出てきておるところでございますので、これらの情勢を踏まえながら、総合的な対策に取り組むべきだと考えているところでございます。

【川崎委員】ありがとうございます。ぜひしっかりと個別の政策も組んで、お取り組みをいただきたいと思います。

今、高齢者のことに触れていただきました。超高齢社会にあって、先ほどの特殊詐欺につい

てもそうでしょうけども、いろんな問題が大きくなってきているんだろうと思いますが、個別といいますか、危ないなと思うのが、横断歩道が遠いというんでしょうか、距離が。目的は目の真ん前、そういったときに、ついつい渡っておられる光景をよく目にするんです。

こういう横断歩道外での高齢者の横断、高齢者だけじゃないのかも分かりませんが、その辺りは、よくよく一つ一つチェックを入れていただきながら、対策を講じていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【松尾交通企画課長】先ほど、無謀な横断のということで委員からお話がありました。これにつきまして、やはりこういった乱横断は非常に危険なところだと思いますし、実際、交通事故も発生しております。

県警としましては、まず歩行者に対しましてですけど、歩行者の交通事故防止ということで、平成29年から継続して実施をしております、安全横断「手のひら運動」というのがございます。ここで道路を横断する際は、手のひらで横断の意思を示しましょうという呼びかけのほか、歩行者が守るべきルールとしまして、横断歩道がある場所付近では、横断歩道を渡りましょう。そして、道路を斜めに横断しないようにしましょう。車両の直前・直後を横断しないようにしましょう。そして、道路標識で横断ができないようになっている場所を横断しないようにしましょうということで、呼びかけているところでございます。

県警ホームページであったり、SNS、そして各種の交通安全期間を通じて、高齢者をはじめとしまして、歩行者に対して広報啓発を図っていきたいということで考えております。

【川崎委員】啓発することを否定するわけでは

ありませんので、お取り組みいただきたいんですが、やはり今おっしゃったのは大体分かっている話でありまして、無謀な横断というところをどう物理的に、例えば抑止を図っていくのかというようなこともちょっと考えていただきたいなと思います。

恐らく、お気持ちは若くて、いざ、さっと思っただけ、実は全然体がついていってなかったとか、そんなことってやっぱりあると思うんですね、高齢になってくると。非常に難しい問題なのかも分かりませんが、高齢社会にあっては非常に重要な問題だと思いますんで、ぜひ研究検討していただければと思っております。

次に、高齢者ということも含めてですが、高速道路の逆走対策、高速道路だけじゃなくて、いろんな各地で逆走がかなり多くなっているように思うんですが、逆走対策について、どう取り組んでおられるか、お尋ねいたします。

【松尾交通企画課長】先ほど、委員から質問がございました逆走の対策でございますが、令和6年中、県内の高速道路では25件の逆走事案、これは認知した数でございますが、発生しております。

その対策としまして、道路管理者でありますNEXCO西日本などの関係機関と連携しまして、ソフト面、そしてハード面の対策を行っているところでございます。

ハード面の対策につきましては、道路管理者でありますNEXCO西日本、長崎高速道路事務所の協力を得まして、逆走事案が発生しやすいインターチェンジの流入、そして流出ランプ、パーキングの出入口などに、運転者に対しまして、逆走防止や逆走していることを知らせる警告標識、止まれ逆走ですとか、あと路面標示、

こういったところ、あとはUターンが物理的にできないように、ラバーポールなどの設備を設置していただきまして、逆走防止を図っているところでございます。

また、ソフト面の対策といたしまして、各警察署に依頼しまして、主として、高齢者向けの交通安全講話の機会に、逆走防止を呼びかけるチラシを配布してもらっているほか、運転免許の更新時講習、70歳以上は高齢者講習になりますが、そういったところでの交通安全教育、また高速道路を管轄いたします高速道路交通警察隊での企業対象の交通安全講話や交通安全キャンペーン等の際に、逆走の防止を呼びかける対策を講じているところでございます。

また、このほか発生した場合に備え、NEXCOであったり、あと道路管理隊でございますが、そういったときに迅速に対応できるように訓練もしているところでございます。

【川崎委員】逆走に遭遇したときに、どうすればいいのかと。あのスピードで走っていると逃げようがないというか、そう考えると、何としても防いでほしいなと思いますんで、今おっしゃられた点も含めて、ぜひ強化をしていただきたいと思います。

最後に、いつもお尋ねしますが、信号機のない横断歩道での停止であります、これはまさにドライバーが法を守るというものであって、これは、ぜひ安全対策として、引き続き強化をしていただきたいと思います、これから具体的な取組や強化の取組についてお尋ねいたします。

【松尾交通企画課長】横断歩道の停止率の向上に向けて、県警の取組ということで説明をさせていただきます。

県警では、これまでも交通マナーの向上を図

るために、平成29年からは安全横断「手のひら運動」、令和6年の1月からは横断歩道「止まらんば連動」という取組を展開をしております。

停止率向上に向けた具体的な取組としては、常に行っているものもございしますが、運転者に対しましては、横断歩道を通過する際や、歩行者がいれば必ず止まるといった非常に優先度が高い義務があることを前提としまして、ラジオや県警SNSなどを通じての広報啓発、横断歩行者等妨害をはじめとした事故が多い交差点での交通指導取締り、そして県下の約5,200ございます安全運転管理者事業所の安全運転管理者講習や、あと年間約14万人が受講します運転免許の更新時講習等における交通安全教育を行っているところでございます。

特に昨年から力を入れております、横断歩道手前に表示のダイヤモンドに着目した道路交通情報板を活用した啓発につきましては、令和6年中には6パターン、本年5月までには5パターンを表示しております。本年度は、さらに県民の皆様に興味を持ってもらうために、ダイヤモンドに加えて、斜め線のスラッシュマークを表示しまして、これを手のひらを掲げている状態や反射材に見立て、表示をしております。

また、歩行者対策につきましても、手のひらを示すことが、義務ではございませんが、だからこそやってもらうと、意思表示をしてもらうということの認識の下に、キャンペーンなどを通じて、各種の取組を行っていききたいということで考えております。

以上でございます。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ございませんか。

【大久保副委員長】1点お尋ねをさせていただきます。

先ほど、中川警務部長より報告ということで

非違事案件、いわゆる不祥事ですね。盗撮ということでありました。許されない事案ではございます。その中で、最近、少しそういった不祥事等の発生が多いのかなと思っておりますけれども、その対策、再発防止策、どういったことをされているのか、まずお尋ねしたいと思います。

【橋元監察課長】お答えいたします。

まず、非違事案の状況について説明させていただきます。処分をした非違事案の数については、令和7年5月末現在で4件4人となっており、委員ご指摘のとおり、昨年同期比と比べますと、2件2名の増加となっておりますので、増加している傾向にございます。

非違事案対策につきましてですが、発生した事案について分析を行い、その背景、原因、問題点を探りまして、職員が同じような非違事案を起こさないよう、職員に対する再発防止に生かすようにしております。

再発防止対策として、主に実効ある業務管理、あと職員がどのような家庭環境であったり、どのような人物であるか、どのような悩み事を抱えているかなど、いわゆる身上の把握と指導の強化、三つ目が、職務倫理の教養の充実ということで、この3本の柱を重点として取り組んでいるところでございます。

【大久保副委員長】先ほどもハラスメントの方だとかあって、いろんな研修だとかいうことも大事なのかなと思っておりますけれども、そういったこともされておられるのかということと、個別に、多分、庁内ではいろんなうわさだとか、または怪しい挙動不審なところがあるとかいうところでの直接的な指導というの也被されておられるのかなとは思いますが、ちょっとそこ辺りの実態は、未然に防ぐということも含めて、されておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【橋元監察課長】お答えいたします。

まず、委員ご指摘の研修でございますけども、あらゆる機会を通じて行っており、例えば教養で言いますと、職員が発生した非違事案を自分のこととして捉え、自分が非違事案を起こせばどうなるのかと、家族はどうなのかというのも具体的に考えさせる教養なども行っております。

また、組織的な、要はその本人の把握ですね、これについても、複合的に、例えばその上司、または署長、副署長、そういったところを複合的に把握したり、おっしゃるとおり、そういう職員に対して、うわさ的なことであるとか、そういうところの情報が入りますと、その辺りの真実性を確認しながらやっているところでございます。

また、業務管理で言いますと、監察の理念に基づきまして、非違事案につながりやすい業務の仕組みの改善、要は働きやすいように、いろんな改善を図りながら、職員の士気がより高まるよう総合的な非違事案防止の取組を行っているところでございます。

【大久保副委員長】引き続き再発防止ということで努めていただきたいと思うんですけど。このことは、本当ほんの一部、数%にも満たない方々のために、崇高な精神を持って職務に当たられている皆様の本当にお仕事を汚すような行為であると思っておりますし、やはり県民の治安を守る職でもありますので、崇高な、そういった職務の皆さんの仕事を求められているというふうに思えば、こういったところを少しでもゼロに近づけていただきたいと思うわけで、ぜひとも綱紀粛正に努めていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午前11時29分 休憩 —

— 午前11時29分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、出納局及び各種委員会事務局の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時29分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【小畑人事委員会事務局長】このたび4月1日付の人事異動で、人事委員会事務局長を拝命いたしました小畑英二でございます。なお、労働委員会事務局長を併任しておりますので、併せまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【鵜瀬分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

まず、会計管理者より報告議案の説明を求めます。

【井手会計管理者】出納局関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

これは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により設置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付で専決処分をさせていただいたものです。

出納局の歳入予算の主なものといたしまして、（目）出納手数料で4,867万8,000円を減額いたしております。これはキャッシュレス決済等による手数料収入が見込みを下回ったことによるものであります。

歳出予算の主なものといたしまして、3ページをご覧ください。

（目）会計管理費で7,612万円を減額いたしております。これは会計事務管理運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】次に、監査事務局長より報告議案の説明を求めます。

【桑宮監査事務局長】監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の4ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号、知事専決事項報告「令和6年度長崎

県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

歳出予算の（目）委員費で60万2,000円を減額いたしておりますが、これは委員運営費の減によるものであります。

次に、（目）事務局費で338万6,000円を減額いたしておりますが、これは職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】次に、人事委員会事務局長より報告議案の説明を求めます。

【小畑人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の5ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳入予算の（目）雑入で22万5,000円を減額いたしておりますが、これは公平委員会事務受託に伴う収入見込額の減等によるものであります。

歳出予算の（目）事務局費で236万1,000円を減額いたしておりますが、これは事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】次に、労働委員会事務局長より報告議案の説明を求めます。

【小畑労働委員会事務局長】続きまして、労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の6ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、（目）委員会費99万8,000円を減額いたしておりますが、これは委員会運営費の減によるものであります。

（目）事務局費43万7,000円を減額いたしておりますが、これは職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】次に、議会事務局長より報告議案の説明を求めます。

【中尾議会事務局長】議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の7ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

補正予算の内容ですが、歳出予算の（目）議会費で33万7,000円を減額いたしておりますが、これは議会運営費の減等によるものであります。

また、（目）事務局費で28万8,000円を減額いたしておりますが、これは職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、今回、委員会付託議案及び陳情がないことから、関係部局長より、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、まず会計管理者より所管事項説明を求めます。

【井手会計管理者】出納局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係説明資料の2ページをお開きください。

長崎県行財政運営プラン2025の主な取組内容といたしまして、出納局におきましては、会計事務のさらなるシステム化のため、財務会計システムにおいて、施行伺や契約書、入札執行通

知書等の出力を可能にするなど、契約事務を支援する機能を追加し、令和6年7月から運用を開始しております。

また、財務会計システム操作方法等の改善のため、職員からの要望や提案を基に改修を行い、業務の省力化、効率化を図りました。引き続き会計事務に係る業務の改善に取り組んでまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

【鵜瀬委員長】次に、監査事務局長より所管事項説明を求めます。

【桑宮監査事務局長】監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

同じ資料の3ページをご覧ください。

監査の実施について、今年度の監査の実施に当たりましては、地方自治法等に基づき、効率的かつ効果的に行えるよう、年度初めの監査委員会議において、監査等の種類、対象、時期等を定める令和7年度監査計画を策定し、県の事務や事業について、合规性、正確性、経済性などの観点から検証に努め、監査の結果が事務や事業の改善につながるよう、十分留意して実施することとしております。

また、監査結果に対する是正、改善の取組状況を継続的にフォローアップすることにより、監査の実効性を確保するとともに、監査結果等については、県のホームページや庁内ポータルサイトに掲載するなど、庁内外への周知に努めてまいります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

【鵜瀬委員長】次に、人事委員会事務局長より所管事項説明を求めます。

【小畑人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

資料は、総務委員会関係説明資料、出納局各種委員会事務局及び追加1となります。

初めに、総務委員会関係説明資料の追加1の2ページをご覧ください。

令和7年度県職員採用試験についてですが、今年度の大学卒業程度試験については、行政Bほか、5職種のB試験を実施し、6月16日に最終合格者を発表いたしました。

また、同じく大学卒業程度試験の行政Aをはじめ、16職種の一次試験と社会人経験者が対象の行政ほか9職種の選考試験の一次試験を6月15日に実施いたしました。

それぞれ二次試験等の予定につきましては、記載のとおりであります。

また、警察官I類（男性・女性）Bの試験を実施し、6月16日に最終合格者を発表いたしました。そのほかの職員採用試験の実施予定につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、総務委員会関係説明資料の4ページをお開きください。

長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組について。

人事委員会事務局では、多様で優れた人材の確保に向けて、職員採用試験の見直しを行っており、その主なものとしては、大学卒業程度B試験に新たな職種を追加するとともに、警察官I類（男性・女性）B試験と併せ、第一次試験においてテストセンターを導入いたしました。

今後も行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の

説明を終わります。

【鵜瀬委員長】次に、労働事委員会事務局長より所管事項説明を求めます。

【小畑労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

同じ資料の5ページをお開きください。

調整事件について。

労働組合と使用者との間で生じた労働争議の調整につきましては、今年度において、現在までに取り扱いました事件は、福祉事業から申請のあった1件で、現在調整中であります。

審査事件について。

労働組合法に基づく使用者の不当労働行為の審査につきましては、今年度において新たな申立てはなく、現在審査中の事件はありません。

個別的労使紛争について。

労働者個人と使用者との間で生じた紛争のあつせんにつきましては、今年度において、現在までに取り扱いました事件は、飲食業に従事する労働者から申請のあった1件で、被申請者があつせんに応じなかったため、打ち切りにより終結しました。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【鵜瀬委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【山道会計課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました出納局、各種委員会事務局の資料についてご説明します。

資料の2ページをご覧ください。

出納局所管の1,000万円以上の契約について、令和7年2月から令和7年5月までの実績は、記載

のとおり、1件となっております。

また、入札結果につきましては、3ページ記載のとおりでございます。

以上でございます。

【濱口次長兼総務課長】議会事務局関係の資料についてご説明をいたします。

政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づく資料、同じく2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、令和7年2月から5月までの実績は、記載のとおり、1件でございます。

これは議会資料のペーパーレス化に伴い使用するタブレット端末の借入れ及び通信サービス等提供に係る契約でございます。

この入札結果につきましては、4ページに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより議案外所管事務一般に関する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【山本委員】総務委員会の説明資料の追加1の県の職員採用試験のことで確認だけさせていただきたいんですが、中段からのところに、社会人経験者の選考試験について触れてあるんですけども、ホームページを見る限り、一般の方とU・Iターンの方に分けていらっしゃるようですけれども、ここに載っているそれぞれの区分の定員といいますか、募集人員と実際の受験者

数というのが分かりましたらお願いいたします。

【田邑職員課長】社会人経験者の試験につきまして申し上げます。

今年度採用予定者、一般が行政職と交通局事務の職になります。行政が採用予定数約5名、交通局事務が約2名となっております。受験者につきましては、行政職が、これは30日に公表になりますが75名、交通局事務について10名の受験者となっております。

次に、U・Iターンということで、技術系の職種になっておりますが、水産職が採用予定約2名に対して、受験者数は1名でございます。農業職につきましては、採用予定数約4名に対し、受験者数3名。林業職につきましては、採用予定数約1名に対して、受験者はおりませんでした。そして、農業土木職、こちらも採用予定数約1名となっておりますが、こちらも受験者がおりませんでした。土木職の採用予定数約3名ですが、受験者は1名となっております。建築職につきましても、採用予定数約1名に対し、受験者数はゼロでございます。次に、電気職です、こちらは採用予定数約1名に対し、受験者数は2名でございます。最後の社会福祉職につきましては、採用予定数約1名に対し、受験者は6名となっております。

【山本委員】ありがとうございました。

社会人経験者の採用というのは、いつ頃から行われているかということと、直近、これだと多分トータルで10名募集に対して、16名かなと思うんですけども、今ご説明があったとおり、やっぱりゼロというのが結構あるんですけども、近年の状況というのはどうなのでしょう。

【田邑職員課長】直近の状況を申し上げますと、職種が、令和4年は6職種です。令和5年、令和6年は5職種になっておりますので、職種数が少な

くはなっておりますが、令和4年度採用予定数約12名に対し、受験者数は85名で、最終合格者を17名出しております。

令和5年につきましては、5職種の約11名の採用予定数に対し、受験者数67名、最終合格者11名出しております。

令和6年につきましても、同じく5職種の約11名の採用予定数に対して、受験者が59名、最終合格者11名となっております。

【山本委員】ありがとうございました。

今の85名とか67名とか59名というのは、これU・Iターンだけですかね。一般も全部入れているということですかね。

【田邑職員課長】今申し上げた職種は、行政職、技術職含めた職種になっております。

今年度、7年度につきましては、職種につきまして、一般とU・Iターンということで区分をしております。

一般については、行政職、交通局事務職、そしてU・Iターンを技術職と分けておりますけれども、行政及び交通局事務につきましては、県外要件を廃止していますので、その要件に基づきまして、一般とU・Iターンに分けて募集をしております。

【山本委員】ありがとうございました。

U・Iターンと単純に、今、県を挙げてU・Iターンというのを促進している中で、職場としては、すごくいい職場だと思うんですけども、トータルすると、今年からですかね、U・Iターンという区分にしたのは。

【田邑職員課長】今年度から一般職とU・Iターン職に区分しております。

【山本委員】すみません。言いかけても、少ないんですよね。もっというのかなと思ったんですけども、非常に少ないというふうに

感じるんですけど、その要因というのはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

【小畑人事委員会事務局長】明確な要因というのをお話しするのは難しいんですけども。特に技術職の場合、大卒Aでも、大卒Bでも、非常に苦戦しておりまして、なかなか募集しても人が集まらないという状況の中で、あえて民間の企業を経験した方を即戦力として採用試験を行っているんですけども、やはり全国で取り合いになっているという状況がございますので、なかなかその中で、長崎県への応募に手が挙がらないという状況が、現在続いているというふうに認識しております。

【山本委員】ありがとうございました。

そうすると、約何人みたいな、多分募集をされていると思うんですけども、実際それがゼロであったり、募集人員に満たなかったりした部分の足りない状態でスタートするわけですよね。これについて、年度途中の採用とか、そういったものというものはあるのでしょうか。

【田邑職員課長】試験を実施しまして、基本的には次の年度の4月1日から採用となっておりますけれども、新卒者ではなく、既卒者の方で、前職を退職した後に、すぐに県に就職できるという方がいらっしゃる場合は、例えば10月1日で採用とか、そういう形を取っているようにございます。

【山本委員】分かりました。最近というか、近年、非常に雇用自体が流動化をしている。だから、公務員の方でもやっぱり辞める方もいらっしゃるだろうし、民間なんかもっとそういうハイペースで来ているということになると、中途人材、民間でも新規一括採用をやめようというふうな動きがある中で、公務員の場合、制度的な問題とかいろいろあるかもしれないんですけ

ども、やっぱりそういう社会人枠であったり、それから中途であったり、そういった者も、もちろん能力の試験は必要だと思いますけれども、そういった形で必要な人材が確保できるように取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに質問がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時55分 休憩 —

— 午後 1時55分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、6月30日は午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 1時55分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年6月30日

自 午前 9時59分
至 午後 2時44分
於 委員会室1

川瀬 泰介

政策企画課企画監
（総合計画・総合戦略担当）

直塚 健

デジタル戦略課長

中尾 正英

総務部長

猿渡 圭子

総務部次長

徳永 真一

人事課長

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委 員 長
大久保堅太	副 委 員 長
田中 愛国	委 員
外間 雅広	//
山田 朋子	//
川崎 祥司	//
山本 由夫	//
宅島 寿一	//
堤 典子	//
中村 俊介	//

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

饗庭 敦子	議 員
白川 鮎美	//

5、県側出席者の氏名

大石 賢吾	知 事
-------	-----

早稲田智仁	企 画 部 長
川端 博子	企 画 部 次 長
山下 公誉	政 策 調 整 課 長
内田 正樹	政 策 企 画 課 長
寺井 芳隆	政策企画課企画監 （地域連携担当）

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【鵜瀬委員長】おはようございます。

委員会及び分科会を開会いたします。

これより企画部関係の審査を行います。

【鵜瀬分科会長】まず、分科会員による審査を行います。予算議案及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」及び「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（追加1）」をお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

まず、「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（追加1）」の2ページ、中ほどをご覧ください。

はじめに、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は15億2,526万8,000円の増となって

おります。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において、歳入予算を計上するものであります。

なお、その内訳については、別紙の補足説明資料、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業一覧のとおりであります。

次に、報告第1号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の2ページ、上段をご覧ください。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付で専決処分させていただきましたので、その概要をご説明いたします。

企画部所管の補正予算額は、歳入予算で4億7,422万7,000円の減、歳出予算で1,857万4,000円の減であります。

歳入予算の主な内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4億6,264万9,000円の減、デジタル田園都市国家構想交付金1億4,087万8,000円の減、企業版ふるさと納税にかかる寄附金1億2,969万円の増であります。

歳出予算の主な内容は、総務管理費では、職員給与費の14万1,000円の減であります。

企画費では、政策調整事業費の544万7,000円の減、空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費の386万円の減であります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【堤委員】堤です。おはようございます。

第86号議案についてお尋ねをします。

国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策ということで、15億2,500万円の国庫支出金が歳入予算として計上してあるわけですが、これはちょうど2年前の6月補正で、先議でこのとき電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の交付があって、予算が追加されたんですけども、このときは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、67億4,000万円、新型コロナの影響を受けたいろいろな方面への支援があったと思うんですけども、今物価高騰のところに着目して見ると、2年前よりはるかに物価が上がっているような気がして、この15億2,500万円というのは非常に小粒の補正だと思っているんですけども、これは国全体でどのぐらいの額があって、そのうちの長崎県はどの辺りにあるのかということをまずお尋ねしたいと思います。

【川瀬政策企画課企画監】お答えいたします。

国では、今回本年5月末に国の電気・ガス料金支援にかかる閣議決定がなされ、新たに総額1,000億円の配分が決定されました。

そのうち都道府県分は550億円分ということで、そこから長崎県が約9億9,000万円の配分がございました。これは全国21位となっております。

【堤委員】全国21位、都道府県47ある中、東京

とかは交付されないのかもしれないですけど、21位というのは、真ん中辺りなのかなと思いますけれども、この長崎県が21位というのは、どういうことで21位の辺りにあるのか、何か分かりましたらお願いします。

【川瀬政策企画課企画監】まず、この配分の計算でございますけれども、例えば人口だとか財政力指数だとか、そういうような係数をかけられて配分が決められております。大体長崎県の人口というのは全国で30位というところで、そこから交付金が21位というところは、国の方で、ある程度の配慮がなされたものと考えております。

【堤委員】ありがとうございます。

全体で21位だけでも、人口だけで見ると本県は30位ということで、配慮をされているとそういうご答弁でした。

別紙にこの補正予算の様々な部局ごとの、どんなことに充てられるかというのがあるんですけども、L Pガスとか2年前のときもあったんですけども、今回の分を見ても、大変少なく、本当に物価対策としてはまだまだ不十分と思うんですけども、今後は、この物価高騰対策の国の交付金というのは、どういうふうになっていくのか、お分かりでしたらお願いします。

【川瀬政策企画課企画監】物価高騰など厳しい経済状況が続く中、県においては、県民の皆様の社会生活や社会経済活動をしっかりと支えていくことが重要であるとの考えから、これまでも県の経済対策による有利な財源を活用しながら、様々な対策を積極的に講じてまいりました。

このL Pガスの単価でございますけれども、考え方につきましては、国におけるエネルギー価格の値引き割合とか、支援期間を参考にして

いるものと担当課から聞いております。県としては、引き続き、この交付金など、国の有利な財源を活用しながら、しっかりと対応してまいりたいと思います。

【堤委員】ありがとうございます。

なかなか厳しい状況で、限られた財源の中で県民生活に返していけるような政策ということで本当に物価高騰対策、これからもしっかり取り組んでいけるような県の政策を進めていただきたいと思います。終わります。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑ありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」の企業版ふるさと納税についてお尋ねをいたします。

寄附額が1億2,969万円増の合計1億4,734万2,000円ということで、ご報告をいただいております。

企業版ふるさと納税はプロジェクトをしっかりと構築をして、そこに賛同される方からご寄附をいただくという制度と承知をしておりますが、まず令和6年度各プロジェクトごとに寄附額についてご報告いただきたいと思います。

【山下政策調整課長】企業版ふるさと納税による令和6年度の寄附額に関するお尋ねでございます。

企業版ふるさと納税につきましては、委員ご指摘のとおり、九つのプロジェクトを対象となる事業としてお示しをしまして、寄附を募集しているところでございます。

このうち令和6年度の寄附実績のプロジェクトごとの内訳でございますが、まず「長崎の未来を担う人材育成・応援プロジェクト」が2,214万9,000円、「次世代産業イノベーションプロジェクト」が329万円、「『次代に紡ぐ』まちづく

りプロジェクト」が20万円、「長崎の世界遺産を未来につなぐプロジェクト」が110万円、「スポーツ&アートで賑わいづくりプロジェクト」が69万9,000円、「長崎のしま活性化プロジェクト」が1,840万2,000円、「長崎県産品の振興・輸出拡大プロジェクト」が8,099万9,000円、「『みんなで子育て』長崎子育て応援プロジェクト」が1,060万円、「『健康長寿日本一へ』長崎健康革命プロジェクト」が1,080万円といったような内訳になっております。

【川崎委員】ありがとうございました。

ホームページにも公開されていたので先ほど確認いたしました。全国から53社の方にご協力いただいているということで大変ありがたいところでございます。

プロジェクトは、年々変わっているような状況かと思います。私が認識しているのは、このご寄附いただいたところを今度は具体的な施策に立案をしていって、そこで活用していくということかと思いますが。全部9のプロジェクトについてということは申し上げませんが、主だってこういった形で活用し、成果を生んでいる事業があればご紹介いただきたいと思います。

【山下政策調整課長】それぞれのプロジェクトに対する寄附の中で、具体的にどのような事業に活用したかというところでございますが、代表的なものをご紹介しますと、まず「長崎の未来を担う人材育成・応援プロジェクト」につきましては、奨学金の返済アシスト、それから、ふるさと教育などの事業に活用しております。特に奨学金返済アシストは本県の若者の県内就職に寄与しているものと考えております。

それから「長崎のしま活性化プロジェクト」でございますが、こちらにつきましては、しまの産品振興ですとか、医療人材の確保などの事

業に充てておりまして、こちらにつきましてもしまの産品振興、具体的には売上高の増加ですとか、販路拡大、また医療人材の確保、そういったところに寄与しているものと認識しております。

【川崎委員】主立ったものをご報告いただきました。とりわけこのプロジェクトで伸びを示しているもの、いわゆる企業の皆様がご賛同いただいて、伸びを示しているプロジェクトはあるでしょうか。

【山下政策調整課長】こちら年度によってどの事業に寄附が集まるかというのは、正直かなりばらつきがございます。

それで制度が創設されました平成28年度以降で多くの寄附を集めている事業を幾つかご紹介いたしますと、最も多くの寄附をいただいておりますのが、先ほど申し上げました奨学金の返済アシストですとか、ふるさと教育などを行います「長崎の未来を担う人材育成・応援プロジェクト」でございます。

このほか、情報セキュリティ人材の育成ですとか、県内企業のDX化などを推進しています「次世代産業イノベーションプロジェクト」、それから先ほど少しご紹介いたしましたが、しまの産品振興ですとか、離島の医療人材の確保などを行います「長崎のしま活性化プロジェクト」、また長崎県産品に係る産地の育成ですとか、販路の拡大、さらには輸出の拡大などを進めます「長崎県産品の振興・輸出拡大プロジェクト」、こういったプロジェクトにも多くの寄附をいただいているところでございます。

【川崎委員】大変ありがたいご協力でございます。先ほどご紹介がありました島の医療人材確保は、非常に深刻な問題だと思います。それから上五島の地域では、分娩をする医療機関がも

うなくなったという、非常に深刻だと思いますので、ぜひそういったことをしっかりPRしてですね、取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、この企業版ふるさと納税を活用して県の施策に落とし込んでいって事業展開ということが基本かと思いますが、多岐にわたって広域的に取り組んでおられる民間事業者の方もたくさんおられるかと思えます。

ぜひこの民間の力もお借りをして、取り組むということも必要なんじゃないかというふうに思っておりますが、いわゆる官民連携という形なのか、この民間の活動に対して、このプロジェクトをひとつ構築をし、そこでいただいたご寄附を活用していく。このような形が創設できないものかお尋ねします。

【山下政策調整課長】企業版ふるさと納税による寄附金を活用するためには、要件が二つございます。1点目は予算化をされた県の事業であるということ、それから二つ目は総合戦略に位置づけられていること、この二つが必要となつてまいります。

従いまして、例えば所管部局において、民間の活動を支援する事業を立ち上げて、それが、総合戦略に位置づけられているといったような場合につきましては、当該事業に企業版ふるさと納税を充てることは可能であると認識しておりまして、他県においてもそのような事例があるということにつきましても確認をいたしております。

【川崎委員】最後にいたします。

予算をしっかりとつけていく、構築していく、総合戦略について位置づける。まさにその総合戦略、今から策定していこうとされているわけですので、ぜひ他県の事例をしっかりと見ていただいて、お取組をご検討いただきたい

と思っております。

お隣の佐賀県さんでは、かなりこれ活発にやっておられまして、やはり皆さんの中には、なかなか手の届かないところにこういったお困り事があるから力を貸してほしいということで、もうかなりの民間の事業者さんが手を挙げて取り組んでおられるということを見ました。

もう本当に多岐にわたっています。これはやっぱりなかなか県では難しいところをカバーしているというふうに思いますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思えます。

いま一度ご答弁を。

【山下政策調整課長】民間の活動に対する支援につきましては、本県においても様々な行政分野において実施されているところでございますけれども、それぞれの所管部局においてそうした事業につきましては、予算要求を行いまして、予算編成を通して必要性があるというふうに認められたものであると認識しております。

企業版ふるさと納税を充てるためには、その前提として、そうした事業化のプロセスが必要になるというふうに考えておりますので、まずはそれぞれの所管部局の考え方が重要だと考えておりまして、企画部といたしましても、各部局との意見交換などを行ってまいりたいと考えております。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論はないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が

終了しましたので、採決を行います。

第86号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

企画部長より、所管事項説明を求めます。

【早稲田企画部長】企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

お手元の総務委員会関係議案説明資料をお開き願います。

新たな総合計画の策定について。

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般提出いたしました素案骨子においては、基本理念の考え方として、国の地方創生2.0の基本姿勢と同様に、当面、人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、都市と地方や地方同士の人材交流・人材循環を

促進しながら、人口減少社会の中においても経済成長を図り、活力ある地域社会づくりに取り組み、将来にわたり持続的な発展を目指してまいりたいと考えております。

そのため、多様な主体と連携し、地域の力を結集しながら、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次期総合計画については、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の五つの柱の下、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定いたしました「長崎県新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ、国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、企画部においては、主に「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」に関する戦略に関連施策等を位置づけております。

「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」では、「デジタル技術を活用した地域活性化と行政運営の効率化」に向け、デジタル技術やデジタル人材を活用した地域課題の解決、ドローン等の先端技術の社会実装等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

民間企業等との提携について。

去る5月19日、県と株式会社シーエーシーは、地方創生の推進を目的とした包括連携協定を締結したところであります。今後、双方の資源を有効活用しながら、教育振興やDXの推進に関することなど、地域振興や県民サービスの向上に連携して取り組んでいくこととしております。

また、大学との連携については、3月20日から3日間、テンプル大学ジャパンキャンパスの学長及び学生44名が研修旅行で本県を訪問され、龍踊体験交流会を通して長崎大学の学生との国際交流を深められるとともに、本県の歴史や文化、世界平和に向けた取組を学ばれるなど、包括連携協定に基づく各種取組を進めているところであります。

引き続き、県内外の民間企業や大学等と連携しながら、地方創生のさらなる推進に努めてまいります。

ドローンの社会実装の推進について。

本県では、昨年6月に指定された国家戦略特区制度を活用し、離島地区でのレベル4飛行による処方薬配送やAI技術を活用した1人のオペレーターによる複数のドローンの運行などドローンサービスの社会実装に向けた取組が行われております。

こうした中、本年4月には、本県や福島県で実施されたエリア単位でのレベル4飛行に向けた実証をモデルケースとしたケーススタディを内容とする「エリア単位でのレベル4飛行における留意事項等」が国土交通省において公表され、申請を行うに当たっての留意事項や、安全確保

措置の例などが示されたところであります。

今後とも国や民間事業者等と連携しながら、特区制度を活用した社会実装を推進してまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鶴瀬委員長】ありがとうございます。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【山下政策調整課長】「政策等決定過程の透明性等の確保」及び「県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております企画部関係の資料についてご説明説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

附属機関等会議に係る結果報告でございます。

令和7年2月から令和7年5月までの実績は、長崎県総合計画総合戦略懇話会の1件でありまして、その議事概要につきましては、3ページにお示しをしておりでございます。

続きまして、6月中旬に実施いたしました「令和8年度政府政策に関する提案・要望」につきまして、企画部関係の要望結果をご説明いたします。

企画部関係におきましては、「地方創生・人口減少対策に必要な地方税財源の充実」、「長崎県版デジタル社会の実現」など3項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省などに対して、知事、議長、企画部長により要望を

行いました。

以上が、企画部関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向けて、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございます。

次に、政策企画課企画監より「長崎県総合計画（素案骨子）」について補足説明を求めます。

【川瀬政策企画課企画監】次期総合計画の素案骨子について補足して説明させていただきます。「長崎県総合計画（素案骨子）」という資料を配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは骨子の3ページをご覧ください。

1番、計画の位置づけでございますが、総合計画は、時代の潮流を的確に捉えながら、県政の持続的な発展につなげていくために、県政における最上位の計画として、令和8年度以降の5年間の政策の方向性をお示しするものとなります。

また、新しい長崎県づくりのビジョンとのタイアップや地方創生2.0等の国の政策とも連動しながら構築するほか、地方版総合戦略としても位置づけ、一体的に取り組んでまいります。

次に、4ページをご覧ください。

中ほどの3、計画の特徴、役割をご覧ください。

計画の特徴、役割は3点ございます。本県の強みを活かした選ばれる長崎県の実現に取り組む計画であること、県民、大学、企業の皆様など様々な主体との連携、県民一人ひとりの参画による県民総ぐるみの計画であること、分かりやすい目標値の設定や検証の手法、計画実現に向けた事業推進の仕組みを組み込んだ計画であることの3点でございます。

次に、5ページをご覧ください。

本計画の基本理念の考え方を記載しております。1段落目にありますように、国の地方創生2.0の基本姿勢と同様に、当面、人口減少・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口減少社会の中においても、経済成長を図り、活力ある地域社会づくりに取り組んでまいります。

このような中において、本県の持続的な発展に向けては、多様な主体と連携し、県境を越えた取組を含め、多様な主体との連携やヒト・モノ等の広域的な共創により、新しい価値の創造につなげていくなど、地方創生の取組を地域の力を結集して推進していく旨を2段落目にお示ししております。

3段落目以降は、その実現に向けた取組の視点を記載しております。経済の活性化に向け、力強い産業の実現と良質な雇用の創出や、若者や女性をはじめ、誰もがチャレンジし活躍できる環境づくりに取り組むこと、地域活力の維持・向上のため、最先端技術の効果的な活用、稼ぐ意識・力の底上げ、国内外との多様な交流促進に取り組むこと、本県の将来を担うこどもたちへの投資として、こどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えること、多様な価値観や個性の尊重、全世代の方々が健康で安心して暮らせる社会環境づくり、社会インフラ基盤整備や災害に強い地域づくりについて取り組むこととしております。

次に、6ページをお願いします。

基本理念を実現するに当たっての基本姿勢をお示ししております。計画の策定や推進に当たり、全ての施策に共通する貫く視点として、デジタル技術の活用やブランディングの展開、ダイバーシティインクルージョンの推進などの9

項目をお示ししております。

次に、7ページをご覧ください。

基本理念を実現するための柱についてお示ししております。基本理念の考え方を踏まえた上で、社会経済情勢の変化にもきめ細やかに対応するための政策体系として、次期計画においては、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の五つの柱の下、基本戦略と施策を掲げることとしております。

続いて、8ページをご覧ください。

8ページには、政策体系の全体像を掲載しております。先ほどの五つの柱の下に、各柱に沿った県政の方向性を示す基本戦略を合計12本を掲げております。さらに、各基本戦略を構成する具体的な方策や対策として、45本の施策を掲げております。

続いて9ページからは、個々の施策について記載しております。目指す姿のほか、施策の概要や構成する事業群を載せております。なお、数値目標や主な取組については、計画素案にてお示しする予定です。

9ページから12ページまでの「こども」の柱の施策については、こどもたちの健やかな成長に対する支援、親をはじめ、こどもたちの成長に関わる者への支援に関する取組など7本の施策で構成しております。

続いて13ページから18ページまでの「くらし」の柱の施策については、県民の健康や生きがいづくり、医療・介護サービス提供、共生社会の実現、防犯、交通安全、消費者保護、カーボンニュートラルや循環社会実現に関する取組など、11本の施策で構成しております。

19ページから24ページまでの「しごと創造」の柱の施策については、商工業や農林水産業の振興、産業人材の確保、働きやすい職場環境の

整備に関する取組など、12本の施策で構成しております。

25ページから29ページまでの「にぎわい」の柱の施策については、観光振興、移住政策、デジタルノマド誘致等、国内外から人を呼び込むための取組や、本県と国内外をつなぐ交通ネットワークの構築、国際交流、平和施策に関する取組など9本の施策で構成しております。

30ページから32ページまでの「まち」の柱の施策については、ハードとソフト両面による防災・減災、国土強靱化の取組、離島・半島など、地域社会の維持・活性化やまちづくりに関する取組など6本の施策で構成しております。

9ページから32ページまでの個別の内容につきましては、各常任委員会の中で、部局からそれぞれ所管部分を説明させていただいております。

また、各常任委員会に所管部局の事業群一覧を配付させていただき、関係部分のご議論をお願いしているところでございます。

続いて、33ページをご覧ください。

こちらは、県政全般にわたる幅広い取組が必要と考えられるテーマ別の取組をお示ししております。

現時点では、これまでも本県の重要課題として取り組んできた人口減少への取組と、県民所得向上の取組のほか、特に、本県の特性やポテンシャルを活かせるテーマとして、離島振興、国際交流に関する取組を検討しているところでございます。具体的な内容については、計画素案でお示ししたいと考えております。

34ページ、35ページにつきましては、次期総合計画においても、県内各地域における特色ある取組や地域の実情・課題等に対応した地域振興を支える取組を振興局の管轄区域をベースに、

地域別の取組として整理したいと考えており、骨子では、策定の考え方をお示ししております。

各市町の意見をお伺いしながら検討を進めており、各地域の具体的な内容については、計画素案でお示ししたいと考えております。

36ページから38ページまでは、我が国や本県を取り巻く社会経済情勢を時代の潮流として整理しております。人口減少・少子高齢化の進行など7項目を掲げております。

続いて、39ページから40ページまでは、本県が持つ強みとして、新しいまちづくりを活かした地域活性化など5項目を掲げており、これらの項目を踏まえた上で、施策の具体的な取組の検討を進めてまいります。

素案骨子の説明は以上でございます。また、人口や経済の動きのほか、計画策定に向けての世論調査や、県民の希望出生率のアンケートの結果分析、現計画の検証などを参考資料としてお付けしております。

総合計画につきましては、今議会におけるご意見や、懇話会等の意見を踏まえながら、計画素案を作成し、9月議会にお示ししたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は21番です。陳情書について何かご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行

います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問ありませんか。

【川崎委員】政府要望の分野についてお尋ねします。

長崎県版デジタル社会の実現、通信基盤次世代空モビリティという分野でございますが、本県が多く有する離島部や中山間地地域などにおいては、交通、物流、医療、防災などの面で困難を抱えており、次世代空モビリティ、ドローン、空飛ぶクルマなどのさらなる発展が期待されているということから、自民党、公明党、内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省に要望されたという報告でありました。

まず、次世代モビリティであります空飛ぶクルマでございますが、これに対する県の認識についてお伺いいたします。

【直塚デジタル戦略課長】空飛ぶクルマに対する認識についてのお尋ねでございますが、本県は離島や半島を多く抱える地域でございますので、空飛ぶクルマのような新しいモビリティ及びモビリティ技術を導入するということは、地理的な課題を解決しながら、県民サービスの向上を図っていく上で非常に重要なツールの一つになるものと認識をしているところでございます。

【川崎委員】まさにそのとおりでございますが、離島の医療などにおいて、お医者様、医師を運ぶのに、今RIMCASがありますが、やはりもう少しこまめに移動できる、このようなモビ

リティができれば、医療も充実をしていくというふうに思います。

同じく、離島に限らず中山間地でもそのような医師を運ぶということについては、非常に有効かというふうに思いますが、技術がどの程度進んでいるかというのは非常に気になる場所でありまして、大阪の万博で飛んでくれるのかなと思ったら、まだまだ、ちょっと時間がかかりそうな感じもいたしました

具体的にどの程度で実際飛んでいけるようなスケジュール感なのでしょうか。

【直塚デジタル戦略課長】委員ご指摘のとおりですね、大阪・関西万博におきましては、住友商事とJALのSoracleが、デモフライトを断念したところでございます。

ただ、このSoracleも含めまして、現時点でデモフライトを予定しているANA、丸紅、SkyDrive、この4社につきましては、国内の空飛ぶクルマを牽引している企業であると思っております。

今の業界の状況でございますが、ANAとSoracle、丸紅につきましては、海外製の機体を使用する予定でございまして、SkyDriveにつきましては、唯一の国産メーカーでございます。

それぞれの会社に聞き取った情報によりますと、首都圏での回転率の高い輸送ビジネスや観光遊覧の実装などを現時点では想定していると伺っております。

また、2027年頃には東京や大阪といった都市部で商用運航が始まるといった報道も一部で出されているところでございます。

【川崎委員】27年から商用ということであれば、もうそう遠くない時期に、実際に飛んでいくというところだと思いますが、まずこの都市部の方で、やっぱり需要が多いところから行くので

しょうが、一方では、先ほどおっしゃられたような離島医療の充実というようなことから考えてもですね、やはり長崎も積極的に取り組んでいく項目なんだろうと思っておりますが、技術確立した後に、すぐそのようなことを取り組んでいただきたいと思います。というふうに県として推進を図っていくのかお尋ねいたします。

【直塚デジタル戦略課長】まずは観光や防災、交通、医療、土木といった庁内の関係課と情報を共有するところから始めていきたいと考えてまして、今年度から次世代モビリティ検討ワーキンググループを立ち上げ、5月30日に専門家を招聘の上、1回目の会議を開催したところでございます。

このワーキンググループの中で今後の検討を行いながら、これからのロードマップをどう描いていくのか、そして、行政としてどのように関わっていくのか、具体的な社会課題の解決策も含めまして、専門家などのご意見も踏まえながら、関係課と一緒に検討していきたいと考えております。

さらには、県をまたいだ広域的な活動も想定されますので、九州各県で連携した取組についても、今後検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問ありませんか。

【中村(俊)委員】お疲れさまです。

私からは、長崎県の総合計画（素案骨子）、そして「長崎県の現状」の参考資料です。こちらの内容について4点確認をさせていただきます。

まず、次期総合計画における新たな視点、施

策についてであります。長崎県総合計画については現計画において、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念とされております。様々な施策にこれまで、取り組んでこられた、一定の成果を上げてきたという認識をしております。

しかしながら、次期総合計画に関しては、人口減少や少子高齢化対策に加えて、エネルギー・物価の高騰でありますとか、気候の変動の影響など、様々な、新たな課題があり、課題の対応が求められていると考えております。

次期総合計画の策定において、現総合計画の進捗を踏まえて新たな視点、施策について何かあれば確認をさせていただきます。

【川瀬政策企画課企画監】次期総合計画におきましては、複雑多様化する社会等に対応した新たな姿勢や、県政全般にわたる幅広い施策の構築などが必要となっております。

新しい長崎づくりのビジョンとタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめとした国の政策とも連動しながら構築してまいります。

新たな視点、施策につきましては、最先端技術の効果的な活用、マーケティングに基づく戦略的な情報発信、県のイメージ向上につながるブランディングの展開などの基本姿勢をもって挑むこととしております。

また、各柱において、こども分野では、こどもまんなか社会の実現に向けたこどもたちの居場所づくり等や、男女ともに働きやすい職場環境づくりによるこども時間の拡大などについては、ビジョンとのタイアップにより新たに生み出されます。

このほか、現在の潮流を踏まえまして、「くらし」における多文化共生、「しごと創造」におけるカーボンニュートラル社会に向けた基幹

産業の振興、職業生活における女性活躍といった新たな施策もあり、今後素案作成に向けて、引き続き新たな取組についても考えてまいります。

【中村(俊)委員】ありがとうございます。

それからもう一点、テーマ別の取組の考え方についてでございます。素案骨子では、テーマ別の取組の考え方として、人口減少への取組、県民所得向上への取組、そして本県の特性を踏まえた取組の三つが挙げられておりますが、現計画において、県民所得向上対策、施策横断プロジェクトとして示されているものと承知をしております。

テーマ別の取組と整理された目的あるいは理由についてお尋ねをします。

【川瀬政策企画課企画監】まず、人口減少への取組につきましては、次期総合計画は、総合戦略としても位置づけまして、一体的に取り組むことから、総合戦略を担っていた人口減少への取組を継承し、策定いたします。

県民所得向上への取組につきましては、社会情勢等を踏まえ、県の施策に対応する様々な産業の収益性向上等による経済成長を県民所得の向上につなげていくため策定いたします。

また、現計画におきましては、政策横断プロジェクトとして、アジア国際戦略や、健康長寿、災害などの七つのプロジェクトが展開しているところでございますけれども、次期計画では、政策横断プロジェクト的な取組は、計画本体の基本戦略や施策等で進めてまいります。

次期計画では、他県にない本県固有の特性やポテンシャルを活かしながら、県全体の発展につながる取組との切り口から、本県の特性を踏まえた取組を掲げ、骨子では離島振興と国際交流をテーマの例として記載していますが、今

後、分かりやすくお示ししたいと考えております。

以上です。

【中村(俊)委員】続きまして、県民の意見の把握についてでございますけれども、少子高齢化や人口減少対策、それから物価高騰など長崎県を取り巻く社会環境の変化に対応するために、県民の皆さんの意見をしっかりと聞いていただく必要があるというふうに考えております。

さきの2月議会におきましても、私一般質問でこの内容をさせていただいたんですが、このときの答弁、県側からの答弁ですが、県民アンケートのお話もございました。総合計画の策定に当たって、県民の声をどのように把握していくのか、ここで改めてお聞きします。

【川瀬政策企画課企画監】長崎県を取り巻く社会環境の変化や課題に対応していくためには、計画へ県民の皆様の声をしっかりと反映させていくことが重要だと考えています。

そのため県民アンケートでは3,000人から、今回は7,000人とサンプル数を拡大いたしました。県民のご意見を幅広く把握いたしまして、統計的な観点から詳細に分析・把握し、計画の政策体系や施策の検討のエビデンスの一つとして活用してきたところでございます。

また、外部有識者からなる懇話会や県内の高校生や大学生等の若者、女性社員との意見交換を実施しており、市町に対するヒアリングなどを今後予定しております。引き続き、県民の声を幅広くお聞きしながら、計画の策定を進めてまいります。

【中村(俊)委員】では、最後の確認ですが、県民アンケートでは、若い世代の考え、本県の現状に対する認識ですとか、県政のニーズの把握を行って、世代別の集計も行っていると

いうことでございます。

調査結果やその分析について、次期総合計画の策定にしっかりと活かしていただくことが重要であるというふうに私は考えておりますけれども、中でも若い世代が理想とする長崎県について、どのように考えておられるのか、またそれに対する県の取組について、お伺いいたします。

【川瀬政策企画課企画監】県民アンケートにおきましては、理想とする長崎県の姿を回答いただきました。世代ごとに頻出したキーワードやテーマを特徴としてまとめてまいりました。

10代から20代は、生活の利便性や教育・文化的体験への関心が高く、地元にとどまるための環境整備と楽しさを重視する傾向がございました。

これに対しては、「にぎわい」の柱において、文化・スポーツによる地域の賑わいづくりや「こども」の柱において、魅力ある教育環境づくりなどに取り組んでまいります。

30代から40代は子育てや働き方、地域社会への関心が高く、家族の生活や地域社会との調和を重視する傾向がございました。これに対しては、「こども」の柱において、県民総ぐるみの子育て支援や子育てしやすい職場環境づくり、「まち」の柱において、地域住民が主体となった地域コミュニティの維持活性化の推進に取り組んでまいります。引き続き、アンケートの結果分析等について、総合計画の策定に活かしてまいります。

【中村(俊)委員】ありがとうございました。

次期総合計画素案作成、これにつきましては現行の総合計画の進捗を踏まえつつ、やはり昨今の様々な新たな課題に対しましても、先ほどお答えいただきましたように県民アンケートな

どを活用していただきたい。引き続き、つぶさに調査結果の分析などを行って、県民そして各市町の声を幅広くくみ上げていただきたい。

それから先ほど来、部長のご説明にもありましたけれども、国の施策との連動、これも重要になってまいりますし、また有識者による各種部会ですとか、それから懇話会の意見もくみ上げていただいた上で、できれば可能な限り分かりやすいものとなるようお願いをしておきます。

私からは以上でございます。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【山田委員】私も長崎県総合計画（素案骨子）について伺いたいと思います。

地域別の取組についてです。本県は多くの離島や半島を有しており、県内各地域ごとに変化富んだ美しく、豊かな自然が多様な文化や歴史を有しています。この県内各地域における特色ある地域資源を活かしながら、地域の特性や課題を踏まえた地域づくりが必要であると考えますが、総合計画における地域別の取組についてどのように策定をしていくのかお尋ねします。

【川瀬政策企画課企画監】現在の総合計画では、長崎・西彼、県北、県央、島原、五島、壱岐、対島の七つの圏域ごとに地域別計画を策定しております。

次期総合計画におきましても、地域別の取組として、この七つの圏域ごとに地域の特色を捉えた施策を整理して作成してまいります。

また、地域別の取組には、各地域の特徴的な取組を主体として掲載することとしております。

【山田委員】先ほど来からも広く県民の声を聞くということが挙がっていましたが、私の方からも地域の方々からの意見聴取について伺いたいと思っております。

総合計画策定に当たっては、計画本体や地域

別の取組について、地元の市町や地域の方々の意見を聞きながら策定すると言われておりましたが、意見聴取を具体的に、どのように考えているのかをお尋ねします。

【川瀬政策企画課企画監】計画本体や地域別の取組につきましては、振興局と連携の上、各市町からの意見を聴取し、地域の実情を踏まえた計画内容の充実を図ってまいります。

また、今後、県内7地域において、地域や現場で活躍する若手や移住者等を集めて意見交換を行うこととしており、いただいたご意見について、取組内容の充実に活用してまいります。

【山田委員】ぜひ幅広くご活躍いただいている各世代の方のお話を聞いていただいて、反映をいただきたいと思っております。

次に県北地域の振興策について伺いたいと思います。2月議会の一般質問で私も質問しましたが、I Rの不認定を踏まえ、県が昨年度から検討してきた県北地域の振興策については、県としては、「令和7年度 長崎県の主要施策」の中で取りまとめたところであるかと思いますが、2月議会の総務委員会でも田中委員から、本議会の一般質問でも大久保副委員長からも質疑があったところであります。

そこで県で取りまとめた県北地域の振興策が次期総合計画においてどのような位置づけになっていくのかをお尋ねします。

【寺井政策企画課企画監】昨年度から検討しておりました県北地域の振興策について、次期総合計画でどのような位置づけになるかについてのお尋ねでございます。

I Rの取組等を活かした県北地域の振興策につきましては、今委員からもお話がございましたとおり、昨年度から市町や民間の方々と意見交換を重ね、県議会においても広く議論をいた

できました。

その上で、「令和7年度 長崎県の主要施策」において、まずは令和7年度当初予算において実施する取組を取りまとめたところでございます。

現在検討しております次期総合計画におきましては、県北地域の地域別の取組の中に盛り込むことで今後5年間、県として取り組む施策としてしっかりと位置づけまして、施策の実現と効果の発現、波及に注力してまいりたいと考えております。

【山田委員】ぜひとも、このようなことがあったがゆえに県北地域は非常に、長崎のすごい発展と比べますと、やはりちょっと疲弊していると言えるような状況であるというふうに、やっぱり多くの市民の方から私も嘆きの声を聞いているような状況になります。ぜひとも県北地域の振興策にこの計画とともに、しっかりと結果が出るような形でお願いをしたいと思っております。

先日の大久保議員の一般質問の際に、市町別総生産額の総括表が配布をされました。もう本当にさすがなご指摘というか、もう感心をしているところでありますが、その中で2012年に諫早市が4,910億円だった市町別総生産額が2022年には7,223億円、佐世保市は2012年に7,576億円、そして2022年に8,141億円と微増しながら進んでいる形であります。

人口でいうと諫早市が13万3,938人、佐世保市が22万7,651人、私ども県北に住まう者は、県都の2番目の都市であるというような気持ちを持って日々暮らしているところでありますが、結果としては、この2022年以降、京セラも稼働をし出すと、もしかしたらこの間の総生産額でもどういう状況になるか分かりませんが、新しい速報値とかがないので分からないんですが、も

しかしたら抜かれているかもしれないし、間違いなくこのままの県北の状況であれば、京セラが稼働すれば、確実にこの数字というのは逆転していき、経済的には第二の都市は諫早市になりかねない危機的状況にあるというふうに思っておりますので、こういった現状も踏まえた中で、皆様にはぜひとも県北振興について、長崎県のためにも、やはり第二の都市である県北もしっかりと発展していく必要があると思っておりますので、何とぞご尽力のほどをお願いをして、質問を終わりたいと思います。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【山本委員】おはようございます。

私も総合計画の素案骨子のことで何点かお伺いをしたいんですけど、まず現計画との比較ということなんけれども、現計画においては基本理念があってその三つ、基本理念が人・産業・地域、人が輝く、産業が輝く、地域が輝くという3本柱。基本理念を実現するための柱も申し上げた人材、産業、まちというのですかね、というふうな形で3本の柱になっているんですけども、今回この柱が5本になっているということで、最終的な施策を見ていくと、現計画に新しい時代をにらんで加えているという形になっているんですが、この柱が3本から5本になっていることについて、まずお伺いします。

【川瀬政策企画課企画監】現総合計画につきましては、人・産業・地域の三つの柱の基に各種施策を展開しているところでございますが、次期総合計画においては、「こども」「暮らし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の五つの柱を掲げ、新しい社会経済システムへの転換や、複雑多様化する諸課題にもきめ細かに対応したいと考えております。

具体的には、五つの柱に沿って、本県の将来

を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全ての世代の方々が健康で安心して暮らせる社会環境づくりや地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注いでまいります。

さらに、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、激甚化・頻発化する災害から県民の皆様の生命や財産を守るための対策などにも積極的に取り組むこととしております。

【山本委員】すみません、ちょっと質問の仕方が悪かった。柱が多過ぎるということを言いたかったんですけれども。

その中で、7ページになるんでしょうか、目指すべき未来の姿ということで基本理念を実現するための柱ということで、基本理念の考え方としては、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現、あるいは2行目にありますけれども、稼ぐ意識・力の底上げということで最初にこれをうたってあるわけですね。

そうしている一方で、この柱の中で「しごと創造」というのが3番目に来ているというのにちょっと違和感を感じるものがあります。そして、この「しごと」という部分というのが、もっと前面に出すべきではないかと思うんですけど、その点についての見解をお願いします。

【川瀬政策企画課企画監】まず、「しごと創造」が3番目に来ている理由でございますけれども、経済をしっかりと政策の真ん中とも捉えてございます。知事の方からも本年2月の知事説明におきまして、県民の皆様の生活を豊かにするためには、その基盤となる経済をしっかりと回していくことが何よりも重要であるとの話もござい

ました。

次期計画においても、経済の活性化に向けて、新たな産業の育成を含む力強い産業の実現と、良質な雇用の創出、若者をはじめ、だれもがチャレンジし、活躍できる環境づくりに力を注ぐことを掲げております。

【山本委員】真ん中という意味なんですね、3番ということじゃなくて。そうなんです、例えば今の総合計画というのは、こんなふうな展開なんですね、こういう形になって1、2、3となっているんですね。

ですから、今後どういうふうに詰めていかれるか分かりませんが、今のお話からすると、真ん中ですね。だから、今の総合計画だと真ん中ではあるんだけど、2番目なんです。だから例えば中心に置いて、ほかの四つを囲むというぐらゐの感じで理解してよろしいですか。

【川瀬政策企画課企画監】委員おっしゃるとおりでございます。真ん中とも捉えてしっかりと施策を構築してまいります。

【山本委員】ありがとうございました。

先ほど中村(俊)委員のご紹介されましたアンケート、参考資料1になるんですけども、県民アンケートの調査結果を見ましても、結局満足度が低いもの、マイナスというんでしょうか、これというのは、ことごとくその産業関係なんですね、雇用であったり、地場産業であったり、起業・創業であったり、新産業創出であったり、企業誘致であったり、こういったものがやっぱりマイナスになって、一番だから、満足度が低いということになります。

この辺をやっぱり底上げをしていく。そして、これも先ほど中村(俊)委員が言われましたけれども、県民所得の向上というのは前計画等ではあったわけですけども、それも参考資料1の10

ページにあるとおり、県民所得が10年、15年、ほとんど増えていないんですね。

だから、県民所得を上げる。これは稼ぐ、意識・力の底上げというのはうたっているんですけども、やっぱり所得を上げるということについて、このところをやっぱりクローズアップしていただきたい。それに対する施策を展開していただきたいと思いますけども、この点についていかがでしょうか。

【川瀬政策企画課企画監】先ほどから申しておりますとおり「しごと創造」ですね、今回五つの柱の真ん中にも捉えております。繰り返しますけれども、県政の発展の基盤となる地域経済の活性化を最先端技術も活かしながら、さらに推進していくこととしております。

加えて、地域の雇用と経済を支えている基幹産業の成長や地場中小企業の支援、職場環境の改善、農林水産業の成長に必要な施策を検討しております。引き続き、産業振興にしっかりと取り組んでまいります。

【山本委員】ありがとうございました。

もう一つですね、ちょっと言葉の話で申し訳ないんですけども、今柱を見て、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」となっているんですね。だから「しごと」のところ「創造」というのがついているんですね。

だから、キーワードって考えたときに、何か「創造」というのが、ちょっと。これもなぜあえてその「創造」というのを入れているのか、もちろん創造することは大事なんですけども、いまある産業を磨き上げていく、ここに「創造」というのを入れた意味を教えてください。

【川瀬政策企画課企画監】「しごと創造」の「創造」の部分でございますけれども、ビジョンのイノベーション分野とタイアップをしてござい

ます。イノベーション分野で、スタートアップ起業だとか、最先端技術の活用だとかありますので、そのところで「創造」というふうにしております。

【山本委員】先ほど申したとおり、今後キーワードとして掲げるときに、五つ頑張っただけようと思えますけれども、その中に「創造」というのが入るとなかなか覚えにくいというのがありまして、もちろん大事なことはあるんですけども、ほかは「こども」「くらし」「にぎわい」「まち」という形でコンパクトにされておられますので、ご検討いただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

もう一点、ちょっと状況をお聞きしたいだけなんですけれども、部長説明資料の中に、最後の4ページのところに、行財政運営プラン2025の「自治体DX推進計画に基づく取組の推進」というところで、令和6年度に「県・市町フォーラム」を開催し、市町とDX人材の確保にかかる課題等について意見交換を行った。これに基づいて、令和7年度から外部デジタル人材を県が一括して確保し、希望される市町と共同利用が図られるよう取り組んだというふうな形で書いてあるんですけども、まず、その令和6年度で出てきた課題の内容、それから令和7年度の現在の状況についてお伺いします。

【直塚デジタル戦略課長】部長説明に記載をしている内容については、昨年8月、総務省の主催で「県・市町連携フォーラム」という形で、DX推進体制の構築・拡充による人材強化について国の方針など、取組内容を説明していただいたところでございます。

この会議の中では、市町の支援事業として、先進県でもございます広島県から取組事例の紹介をいただきまして、その後、県内の市町と意

見交換を行いました。デジタル人材といってもいろんなランクがございますので、こういった人材が必要なのかなど、協議をさせていただいたところ、地域課題解決のリーダーになり得るような人材、例えば県の役職で言いますと、課長職相当の人材を今後確保できないかなどのご意見をいただいたところでございます。

そうしたご意見も踏まえまして、今年度から県と市町が経費を負担し合って、確保したデジタル人材の中からそれぞれの課題解決に適した人材を共同で利用する、県・市町デジタル人材共同利用事業を立ち上げたところでございます。

今年度が初年度であり、8市町と県でデジタル人材を共同利用する形で、事業を今進めているところでございます。

【山本委員】ありがとうございます。

ちょっと私が詳しくなくて申し訳ありません、この外部デジタル人材というのはもう既に採用されているのか、何名でどういう方なのかというのを教えてください。

【直塚デジタル戦略課長】この事業につきましては、人材のマッチングを行う事業者に対して業務委託する形を取っております。その事業者の方で人材をたくさん登録されておきまして、その中から、他の自治体におきましても実績のあるデジタル人材と参加団体のヒアリングを実施しながら、事業者から市町、あるいは県に人材を派遣するという形で今事業を進めているところでございます。

【山本委員】分かりました。終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【川崎委員】「新技術実装連携“絆”特区」についてお尋ねいたします。

県におかれましては、本県に離島・半島が多く、少子高齢化、人口減少などに起因する様々

な地域課題を抱えていることから、規制制度改革の実現や、デジタル技術を活用した新たなサービスの実装などによってその課題解決を図り、日本での社会課題解決の先進事例となることを目指していきたいということで、ドローンのレベル4飛行と呼ばれる有人地帯での目視外飛行における規制緩和の提案及び国家戦略特区の指定申請を行い、昨年2024年6月4日に国家戦略特別区域諮問会議において、全国で初めて長崎県と福島県が「新技術実装連携“絆”特区」として区域指定することが決定をされたというところでございます。

レベル4による市街地でのドローンオンデマンド配送に取り組む国家戦略特区は全国初であるということで、具体的に実証実験も五島地域などで進んでいるというふうに思っております。

そこでお尋ねであります、特区認定からの主な実績について、まずお尋ねをいたします。

【直塚デジタル戦略課長】委員からご説明いただいたとおり、昨年6月に国家戦略特区として、「新技術実装連携“絆”特区」の指定を受けたところでございます。この特区の指定を受けた地域でのみ活用が可能な国の調査実証事業に昨年度は本県におきまして、3事業が採択されたところでございます。

この国の調査実証事業につきましては国の負担が10分の10で、1件当たりの上限額が5,000万円と非常に有利な財源となっておりますので、こうした事業を活用して今年の2月にドローン配送の社会実装化に向けた大きな一歩となる九州初の有人地帯飛行が可能なレベル4飛行の実証が五島市で行われたところでございます。

こうした実証によりまして、地元の住民の方々には大きな期待を与えることができたと考えておきまして、さらには県外事業者から本県

をフィールドとした実証についての問合せなども増えており、今年度の国の調査実証事業の採択件数次第では、昨年度に続き、多くの実証予算が本県に投入されることになります。

また、部長説明にもございましたように、昨年度の本県や福島県での実証により、今年の4月に国土交通省が、「エリア単位でのレベル4飛行における留意事項等」をまとめることにつながったものと考えているところでございます。

今後は、こうした国の留意事項なども踏まえながら、引き続き、ドローンを活用したオンデマンド配送などの社会実装化に向けた取組を側面的に支援をしてみたいと考えているところでございます。

【川崎委員】昨年度は3事業が採択をされて、また国の支援等ご説明いただきました。まさにその五島地域における処方薬の配送ということは、非常に明るい未来で、皆さん期待されるところであります。

それが国土交通省においても認識をされ、これがまさに先進的な事例として全国に今から発信されるということで期待をされるわけですが、昨年は3事業でありました。今年度はどうなるか、もっと取り組んでいきたいというふうに思っておられると思うんですけど、どのような社会課題にですね、このドローン活用を考えておられるのか、また民間の皆様がやられると思いますが、どんどん応募していただきたいというふうに思っておりますが、どのような分野に募集を期待をされているか、お尋ねをいたします。

【直塚デジタル戦略課長】離島半島のほか、中山間地域などの条件不利地を多く抱えるというような本県と福島県の共通する地域課題を解決するために、利便性の高いドローン配送を全国に先駆けて実現することをこの「新技術実装連

携“絆”特区」の中では目標として掲げているところでございまして、レベル4飛行に向けた実証につきましては、こうした物流の分野で現在行っているところでございます。

ただし、物流や配送だけでなく当然防災やインフラ点検などの土木のほか、農業や水産業などにおいてもドローンの活用は期待される部分が大きいのので、より幅広い産業分野でさらにドローンの活用を進め、地域課題の解決や県民の利便性向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】非常に期待される分野でありますので、いろんな社会課題にですね、どんどん参画をいただいて、実証を進め、また社会実装に向けて取り組んでいただきたいと思います。非常に期待される分野でありますので、若い方々たちも目指される方も多いただろうと思っておりますが、この人材育成についてどのような状況なのか、お尋ねをいたします。

【直塚デジタル戦略課長】ドローン人材、ドローンオペレーターの育成としまして、昨年度から、国家資格と民間資格の2種類の資格取得支援を行っているところでございます。

昨年度実施したドローンオペレーター育成支援補助金におきましては、国家資格取得については47名を支援したところでございます。

昨年度の聞き取り調査の情報と合わせますと、現時点では、少なくとも国家資格の1等資格保有者が約50名程度、2等資格の保有者が約200名程度で、合計250名程度の国家資格オペレーターがいるものと認識をしているところでございます。

【川崎委員】分かりました。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ございませんか。

【大久保副委員長】すみません、少々お時間いただきます。1項目お尋ねします。

先ほど県北振興ということで、総合計画に関してありましたけども、この企画部として、県北振興については十分に今の課題としてお持ちになっているということで、私も認識しております。

その中で、今回の一般質問でもそうなんですけど、県北振興となれば、この企画部当局が担当しておられて、答弁もしておられますけども、この県北の経済といえば、やはり経済力となれば、産業労働部が所管だと思うんですけども、この県庁において企画をする企画部があって、経済をつかさどる産業労働部があって、例えば企画部が企画したことは、産業労働部がしっかりとそれにその方向を示せば、そのまましてくれるのか、産業労働部の考えがあって、企画部が企画するのか、そこの辺りの関係性というのが、この部局横断的にどういうふうになっているのかというのが分からなくて、ちょっとその辺りを一点確認だけさせてください。

【寺井政策企画課企画監】大久保副委員長より県北振興策の経済についてのお尋ねでございます。

まず、県北振興策の検討に当たりましては、先ほども議論ございましたように、I Rの不認定を受けまして、県北地域の振興策を検討するというので、昨年度以降、知事、両副知事、三役も含めてどういったことができるのかについて検討してまいりました。

その中で、まずはI Rが目指したものの、あるいはI Rが目指した効果というところで、地域経済の活性化ということに主眼を置きまして、庁内関係部局と協議をしながら進めているところでございます。

そういったところから、まずは経済ではございますけども、産業労働部だけではなく、文化

観光国際部と観光振興について議論をして何ができるか、外からお客様を呼んで、いかにお金を落としていただくかというのは議論をしております。

まずは、政策企画課、企画部の方が全体を取り仕切りながら、各個別の施策については、各部局で検討した上で、県の考え方として取りまとめておりますので、全体のグリップは企画部で行いながら、個別の施策は各関係部局で議論をし検討していただいた上で、今示させていただいているところでございます。

【大久保副委員長】承知しました。もちろん観光もあるというふうに思っておりますけれども、であれば、今取りまとめを当局でされているということで、産業労働部であったり、文化観光国際部であったりというところの部署も県北振興については、同じ温度感で取り組まれている、同じ温度感でそういった認識をされているということで間違いありませんか。

【寺井政策企画課企画監】先ほどもご答弁申し上げましたとおり、県北振興策については県庁全体で取り組んでおります。

もちろん県の予算事業の中で、県北地域だけに特化したというものは、産業労働部関係でありますとか、ほかの文化観光国際部、あるいは他地域に特化したというのはなかなかございませんけれども、やはりその中で県北地域で今後伸びていくもの、あるいはその県北地域のポテンシャル、そういったものを活かして何ができるのか、何が今後発展しそうかということ、しっかり考えていただきながら、県北地域を意識した取組というものを検討いただいております。

【大久保副委員長】最後にいたします。

私もこの県内においても、均衡ある発展とい

うところで、均衡あるというのは必ずしも同じ人口に合わせるとか、また同じ生産額に合わせるとか、そういう話ではなくてバランスの取れたという意味合いでありますので、ぜひとも、均衡ある県都の発展を願いたいなというふうに思いますし、特に長崎県は首都の東京から一番遠いところにありますので、やっぱりそういったところでも、一極集中を是正していかなければならない、地方創生を推進していく最たる県であるというふうに思っておりますので、そういったことを踏まえれば、じゃあ我々手前の長崎県において、一極集中をさせずに、どうやってそこを均衡ある発展をするかというのは、それこそ国に言うからには、長崎県がどう示せるか、こういったことにもつながるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも、長崎県版の均衡ある発展、一極集中是正を考えていただければ、一緒に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時25分 休憩 —

— 午前11時25分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査は、これにてとどめ、午後は1時30分から総務部関係の第69号議案の審査を行います。

ます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時25分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

6月16日の委員会で決定いたしましたが、本日は、大石知事にご出席をいただいております。

知事には、大変お忙しい中、本委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、委員会による審査を行います。

議題は、第69号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」であります。

また、理事者の出席範囲についてですが、議題に関連する範囲とし、お手元の配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、総務部長より、条例議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部の「総務委員会関係議案説明資料」をお開きください。

本日、ご審議をお願いいたしておりますのは、第69号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、知事の政治資金などに係る一連の問題に関して、県政の混乱を招いたことに対し、自らの道義的責任を明確にするため、知事の給料を減額するための所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、知事の給料について、令和7年8月1日から8月31日までの1か月間、給料の全額を減額するものであります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

す。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより、条例議案に対する質疑を行うことといたします。

質疑はありませんか。

【山田委員】 今、総務部長からご説明いただいた第69号議案について伺いたいと思います。

今まさにありましたとおり、知事の「私の政治資金等に係る一連の問題で県政の混乱を招き、県民の皆様にご心配をおかけしたことに對し、深く反省し、心からおわびを申し上げるとともに、私個人としての道義的責任を明確にするため、自らへの処分として、給料について1か月間、全額を減額するため、所要の改正をしようとするものであります」。これは開会日に知事が述べられた分ではありますが、こちらで知事が発言をされたように、知事としての道義的責任を明確にするという、その道義的責任について伺いたいと思います。

【大石知事】 開会日の際にお話をさせていただきましたけれども、今回の減給議案につきましては、今、委員がおっしゃってくださったとおり、私の政治資金等に係る一連の問題で、県議会はもちろんでございますけれども、県職員、また県民の皆様を巻き込んで混乱を与えてしまったということで、そのことに対して、私自身、その責任を重く受け止めておりますし、その責任を明確化するというので、今回、わかりやすい形で自分のことを処すべきという判断をさせていただきました。その考えの下で、今回、この議案を提出させていただいております。

【山田委員】 身の処し方として、わかりやすいから給料を1か月間、全額を減額するというものでありますが、タイミングについてですが、今議会を選ばれた理由については、どのような

ことでしょうか。

【大石知事】 委員会のタイミングにつきまして、様々な考え方があると思いますし、私もいろいろ考えをしましたけれども、これまでの間、私自身、様々な議会でありましたり、会見でありましたり、いろんな機会を捉えて、可能な限り私自身のことについて事実関係を整理をし、丁寧に説明をしてきたつもりでございます。そのような中で、なかなか主張が交わらないということで、司法の判断に委ねるべきということでお話をさせていただいたこともございます。

そういった中で、恐らく、委員がご指摘になられているのは、司法の判断が出る前である今回のこの時点の時に、なぜその判断をするのかということだと思いますけれども、その考え方もあると思いますが、やはり説明を可能な限り続けてきた現状において、なかなかその経過が、理解を得ることができないということで、司法の判断に委ねるべきということを申し上げさせていただきました。

それ以外のところ、混乱を与えてしまったということについては、やはりこれまでの意見、議論を踏まえて、私自身、速やかに、わかりやすい形で責任を取るべきだというふうに考えに至りましたので、それは今回、直前になって、大変恐縮ではございますけれども、直前まで考えた中で、直近の議会に提出をさせていただいたということがこれまでの経緯でございます。

【山田委員】 今回、このような形で、わかりやすい形で1か月ということでありました。

今日、私の方が配付をさせていただいている資料であります。令和6年度に知事の政治資金問題に要した議会の経費であります。会議日数で言うと35日間、ほかの会議等もある日で、単独で開催した、この問題のためだけに開催を

したのが15日間、かかった経費が総額で536万8,057円であります。これには、知事をはじめ三役、県の幹部職員、我々県議会議員、その他議会事務局職員など、関係職員の人件費等は含まれておりません。そういったものをしっかりと積算して入れ込んでいくと、恐らく、かかった経費は1,000万円、2,000万円というレベルになってくるものと思っております。

私は、今回の、知事が1か月の減額ということではありますが、これはあくまでも金額の多寡ではなく、私は、わかりやすい形でということで知事が選ばれて議案を提出されたと思いますが、県民が求めているものは、この間、先ほど知事が言われました中に、主張が交わらなかった、恐らく、多くの我々議員とか、多くの県民と、知事が言われていることが、全然それがなかなか納得ができないという状態が、まさに交わってなかったというふうに理解をしておりますが、そういった意味でも、私は1か月というのが適正なのかどうか。

もちろん、かかった費用の多寡ではありません。何より、本来であれば県政一般質問、この1年間、この知事と政治と金の問題だけで、かなりの時間を費やして、多くの議員が質問時間を使ってきました。そのこと自体が、私は、本当に大きな県政のマイナスだと思っています。県議会は1年に1回しか議員が質問できない中で、様々な地域の要望や政策的な提案をしたいことがいっぱいある、その中で、こういったことに費やされたことが、私は、一番の損失であったというふうに思っております。

私は、県民が求めているものは、知事の1か月の減額じゃなくて、知事の言葉でしっかりと、我々議会をはじめ、県民の皆様が、この一連の疑義に対して、しっかりと知事の言葉をいただ

いて理解ができたというのが本来望んでいる姿だというふうに思っているところであります。

ちなみに、この1か月というのは、どういったことで考えられたかを教えていただけますか。

【大石知事】 お答えする前に、県民の皆様が求めているのが減給ではなく、説明だということについては、私自身もその思いで、できる限り事実関係を整理して、お答えをしてきたつもりでございますので、それは私も理解をして、そこに対する思いは、すごく強いものがございます。

それを申し上げた上でございますけれども、1か月ということでございますが、本当にこれはいろいろ考え方があると思います。私自身としましては、減給をする期間が責任を取る期間というわけではないとは思っておりますし、減給をして終わりではございませんので、私自身も、今回の本当にご迷惑をおかけしてしまったことについて、私自身がしっかりと反省の意を持ち続けて、今後このようなことがないようにすべきだと、まず理解をして、そう考えておりますので、それは期間とは別の視点かなというふうに思っております。

ただ、本当にいろいろ考え方がある中で、私自身としては、私の責任を重く受け止めて、わかりやすくその形を示すということで、1か月全額の減給ということで、それが適正だと判断をさせていただいたところでございます。

【山田委員】 この1か月間の減給期間だけが知事が身を処す期間ではなく、継続して、きちんと説明を果たしていきたい、県民に説明をしていきたいということで理解してよかったですね。今のお話はそうだったのかなと思っております。

同じような案件で、兵庫県議会の方が継続審

査になりました、知事の給料の減額の関係です。私は、今回、知事の責任の取り方として、県民にわかりやすく1か月間ということ、それは一つの身の処し方としてはあるのかもしれませんが、私どもの立場では、この1か月間給料を取らないだけで、一連のこの約1年間の様々な議会でのいろんな時間を費やしたこと、そして多くの県民に疑念を持たれている状況が続いていることを考えると、お茶を濁すようなと言ったらあれですけども、これで幕引きではいけないというふうに思っておりますので、私どもの立場としては、この議案には賛成できないということを申し上げ、質疑を終わりたいと思います。

【鵜瀬委員長】 ほかに質疑、ございませんか。

【堤委員】 私も、山田委員と同じような考えですけども、知事が、これまで様々な機会があった中で、説明を尽くしてきたと言われますけれども、しかし、県民の皆さん、私たちも納得はしていないんですよ。そのところが全然かみ合わないままに、本当に県民の皆さんに理解を求めて、わかっているようにするためには、やはり知事が自ら様々な不明なところを、しっかりそこを明らかにしていくということが大事なのではないかと思っているので、言われていることが、うまくまとまりませんけれども、やはり県民の信頼に応えて、公正で透明な知事としての役割を果たしていくということが大事だと思いますから、そういう意味で、今回の減給ということでこの条例案を出されたというのは、ちょっと納得がいかないところもあります。

そのところを、今まで人によって意見が食い違っていたとか何とか、そういうところを正そうとされないのはなぜなのでしょうかと、

お尋ねしたいと思います。

【大石知事】 これまで、繰り返しになって大変恐縮ではございますけれども、本当にそこについて理解を得るために、その目的で、できる限り事実関係の整理を行って、その理解を得る努力を、説明をしてきたつもりでございます。

そういった中で、なかなかそこは理解が、主張が交わるということは、理解が一致するといったことになかなか得難いところがあって、そこについては、やはり司法の判断を仰ぐという段階にきているのだらうということで、前回お話をさせていただいております。

ただ、そこに対して、堤委員がおっしゃってくださったように、この減給議案で全てがなくなるといったことではないとは思っておりますし、そこについてはまた別な問題であって、今回、あくまでこの減給の議案につきまして、説明したとおり、これまでの間、私自身、本当に至らないところがあって、そこについては反省をし、その反省を持ち続けて、委員がおっしゃるように、透明性を持って、今後このようなことがないような形で、しっかり県政の運営に当たっていくということが必要だと考えております。

そのことについては、しっかりとその認識でおりますので、そういった中で、ただ一つ、わかりやすい形で、しっかりとこの道義的責任といったものを明確化する必要があるというふうに考えて、今回の判断に至っております。そのことについては、どうかご理解をいただければと思っております。

【堤委員】 今回、「ずっと反省の気持ちを持ち続けて」と言われましたけれども、持ち続けていただきたいとは思いますが、しかし、ここで、本当にこのタイミングでこの条例案を

出されるということよりも、司法の判断がまだ出ていない段階ですから、それを待った上でというか、もうこれ以上の説明とか、皆さんの理解を得られるすべがないのであれば、もう司法の判断を待つという、その上で、次のことを考えるというようなこともできたのではないかと思います。そのところはいかがですか。

【大石知事】 タイミングは、本当に委員おっしゃるとおり、いろいろあると思っております。ここについては、私も、司法の判断が出てから、こういった議案を上げられるのであれば、それはひとつ、より違った視点では理解が得られる部分もあるかとは思いますが、やはり司法の判断がいつ出るかわからないといったことも一つ、事実ではございます。

それに加えて、今回の減給議案につきまして、司法の判断とはまた別なものだと理解をしております。これまでの間、本当に県民の皆様、県議会、県職員を含めて、皆様に本当にご迷惑かけてしまったということについての道義的責任を明確化するということが今回の減給議案でございますので、それについては分けて考えて、直近であるこの議会で、この議案を提出させていただいたというのが経緯でございます。

【堤委員】 司法の判断を待つという、そういう対応の仕方もあったと思います。

そして、県民の皆さんが、この知事の問題に対して、今後とも、今以上の説明がなされないのであれば、なかなか理解を得られることは難しいのではないかなと思っています。

そういう意味から、私も、この条例案には反対の立場なんですけれども、県民の納得、理解を得られるような説明がないままに、こういうものを出されるというのは、これとこれは別だと今、知事は言われましたけれども、そういう

中でのこの議案の提出というのは、ちょっと腑に落ちない感じがしております。

ずっと反省の気持ちは持っていたきたいですが、やっぱり何らかの形で、もっと県民の皆さんに理解していただけるような説明というか、そういう努力をしていただきたいと思います。いかがですか。

【大石知事】 これまでの間、私自身は、本当にできる限り事実関係を整理して、ご説明してきました。ですので、これまで説明してきたことが事実と異なるとか、そういったことは私自身ないというふうに思います。なので、そこについて、何か交わらないものを、事実を曲げて交わるような、そんなことにはならないと思いますし、だから、その事実関係の整理と説明を尽くしてきたからこそ、やはり司法の判断に委ねるという段階に来ているのではないかと、そう考えております。

もちろん、先ほど来、申し上げており、この減給議案で全てが終わると、終わりにすると、そういったものでは全くありませんので、そこについては、私自身、本当に司法の判断に委ねるといったところはあると考えておりますけれども、丁寧な対応を引き続き行っていきたいと、そう思っております。

【堤委員】 今後とも、十分な説明、県民の理解を得られるような対応というのを続けていただきたいということを要望して、終わります。

【鵜瀬委員長】 ほかに、質疑ございませんか。

【川崎委員】 まず、今回の知事の1か月間の給料の全額減額ということに関して、客観的に、この処分がどうかということを確認したいと思います。

次元は違うかも知れませんが、人事課にお尋ねいたしますけれども、まず、県職員の処分、

これにはどんな種類があるのか、確認をいたします。

【中尾総務部長】いわゆる一般職の職員ということでございますと、地方公務員法に定めがございます。免職、それから停職、減給、戒告、これが地方公務員法で定められているものでございます。また、事実上の矯正指導というところで文書等による訓告などの措置もあるところでございます。

【川崎委員】その免職、停職、減給、戒告という、種類があって、地方公務員法に基づいて処分がされるということであります。要は、何かしら不祥事、不適切なことがあって処分ということになるわけでしょう。いま一度、この決定過程が、最終的に知事が決裁なのかもわかりませんが、処分をする決定過程についてお尋ねいたします。

【中尾総務部長】いわゆる処分をしなければならない事案によって、個々、様々ございますけれども、一般職の公務員において処分を定める場合には、過去の例ですとか、それから客観的事象の重さといったものを判断させていただいて、どの程度の処分というものが適切かということを外部の弁護士、本県でいきますと顧問弁護士も含めてご相談させていただいた上で、その量定に当たるものというのが適切かどうかということ判断して、最終的には任命権者である、一般職でございますと知事の決裁を経て処分が下されることになっております。

【川崎委員】免職というのが一番重い処分だというふうに思いますが、給料の減額という処分について、また、1か月間、100%減額と、私は、あまり聞いたことがなくて、私が知らないだけなのかわかりませんが、これはどのような事案がこういったことに該当するんでしょうか。

【中尾総務部長】まず、現行の仕組みで申し上げますと、本県におきまして、これは一般的な公務員制度におきましては、減給というところだけでとらえますと、1か月当たり10%、1割というものが条例で定められております。ですので、それを超える減給といったものは、ないということでございます。

今、委員申し上げられました、例えば1か月丸々ということであると、いわゆる公務員法制上は1か月の停職に相当するものということになってくるところでございます。それらの判断といったもの、あとは減給の期間をどのぐらいにするのかといったところも含めまして、それは先ほど申し上げたとおり、その事案、事案、それから過去の類似した処分例などによって判断されるというものでございます。

【川崎委員】いずれにしても、減給ということは、かなり重い処分なんだろうと思っておりますね。知事に置き換えると、知事に停職なんてあり得ないわけで、業務が滞りますから、そういうことがあってはならないわけでありまして。

また、県職員のことに戻りますけれども、このような処分を受けられた方というのは、例えばその後の昇進等、こういったことが影響するのか、お尋ねいたします。

【徳永人事課長】基本、処分の部分で、例えば翌年度のボーナスとか、そういったところには影響すると思います。それ以外に、懲戒処分を受けた場合は、分限降任処分もあり得ると思います。

それ以外に、今後の昇進みたいなものについては、基本、定期的に監察処分ということはいたしますが、それをもって直ちに昇任しないみたいなものが続くようなものではございません。

【川崎委員】今、県職員の方の処分についてお

尋ねをしました。今回は、決裁権者である知事が、自ら処分を下すという事例、非常に希有なことなんでしょうと思います。

ここから先は知事にお尋ねをいたしますけれども、知事ご自身は、この政治資金問題について説明責任を全て果たしたと、そういうお考えか、お尋ねをいたします。

【大石知事】私、これまで本当に理解をいただけるよう、できる限り事実関係を整理をして、そして、様々な場面でできる限りの説明をしようと思って努めてきたところでございます。そこに対する理解を得たか、得てないかといったことは、私自身が判断することじゃないと思いますけれども、できる限りそのようにできるように努めてきたところでございます。

今回、それに対する道義的な責任ということで、先ほど山田委員からもお話がありましたけれども、様々なご負担、ご迷惑をおかけしているところだと理解をしております。そのことに対しての私の道義的責任を明確化したということが今回の議案でございます。

【川崎委員】私の中では、説明責任というのは、受け取る側が、納得はないです、納得はない。やっぱり理解、理解というところは、ああ、そうなんだというところに、わかったと、納得、感情的なことは置いておいても、そこに達するところが説明責任だというふうに思っているんですね。

その中で、どうしても、286万円のことは司法が判断を下しましたので、それはいいとして、どうしてもやっぱり理解というか、よくわからないところは、ご自身が借り入れられた二重計上の分が、どうしてもすっきりしないというところがありまして、いま一度確認をさせていただきたいんですが、二重計上については、後日、

知られたということでありました。それを後援会の貸付けとして処理をし、後日、返済を受け取ったというのは、これは事実でしょう。

選挙費用に充てようと個人で借り入れをされた時点において、これが返済されるものとお考えになられていましたでしょうか。

【大石知事】これは何度も説明をさせていただいておりますけれども、借り入れた1月14日に振り込まれた時点で、この借り入れた2,000万円が、選挙のために借り入れたといったことは事実でございますけれども、それがどのような処理をされて、どのように扱われるか、それについて具体的な考えが、認識があったわけではございません。

ですので、委員がおっしゃるように、借り入れた時点で返ってくるといったものが明確にあったわけではないのが事実でございます。

【川崎委員】そこなんです、一番大事な。もちろん、全部、費用に充てたということではなく、残はもちろんのことながら、返済されてもしかるべきだと思うんですけども、その返済されるはずがない資金を、なぜ受け取ってしまったのかというところなんです。そこがはっきりしない。なぜ受け取ったんでしょうか。

【大石知事】その点も説明を差し上げてきたところでございますけれども、それは選挙が終わった後に、この2,000万円についてどのように処理をするのかという中で、貸付けにして返済を受けても何ら問題がないということでございましたので、私自身は、借り入れをして用立てをしたものでございますので、そういった形ができるのであれば本当にありがたいという思いで、そのように契約、貸付けの形として処理をして、それでそれに基づいて返済を受けたということが事実でございます。

ただ、それについては結果的に二重計上になってしまっていて、私が返済を受けた部分に関しましては、全額お返ししておりますし、2,000万円の二重計上に当たる部分についても、大変申し訳なく思っておりますけれども、削除の訂正をさせていただいております。

【川崎委員】そういった処理ができるんだったらありがたいと。要は、誰かのアドバイスがあって、このようなことになっているんだろうと、我々は、そう思っているわけではありますが、よく言われるコンサルの方は、そういった立場にはないというふうにおっしゃっておられて、要は、そこがちょっとかみ合わないんですよ。そこをいま一度明確にお示しいただきたいなと思います。

【大石知事】大変恐縮ですが、これまでも説明してきておりますけれども、それについては、その2,000万円について、貸付けにして処理をして、それに返済を受けるといったことは何ら問題もないということでご助言をいただいて、それであればありがたいということで私が判断をして、そのような処理にさせていただいております。

【川崎委員】今、知事が、ご自身で判断をしたということで、それはもうご自身ですから当然のことでしょう。

そこで原点に立ち返って、最初にお借りをされた時に、これはもう選挙の費用に使うものだから返ってくるはずがないわけですよ。我々だってそうであるわけで、返ってくるはずがない。そこが返ってくればありがたいと思ったところに事故が起こったんじゃないかなと思ってまして、そこは毅然と、そうじゃないんだと。知事が毅然としてそこをお断りする、そういった考え方はないということをきっちり示せば、

こういったことにはならなかったと思うんです。なぜ踏みとどまらなかったのか、お考えをお尋ねします。

【大石知事】これはお恥ずかしながら、本当に私は借り入れた時に、こういった形でこの2,000万が処理をされるのか、そういったことについて全く考えが至っておりませんでした。その後、その2,000万円について、こういった処理が適切なのかということを考える過程で、そういったことに、返していただけるのであればありがたいと、それは何ら問題がないということでございましたので、そういったものなんだということで私は理解をして、結果的に二重計上になってしまいましたけれども、判断をしたところでございます。

今、川崎委員が、それが事故の原因だったのではないかといったことについて、確かに、その時に二重計上に気づいていれば、こういったことになっておりませんので、それについては、そのとおりだと、ご指摘のとおりと思います。

ただ、それについて私が何ら、あるはずのない2,000万円をつくって、返していただくために、それを書いたとか、そういったことでは全くございませんので、そこについては改めて否定をさせていただきたいと思います。

【川崎委員】最後におっしゃったことがあったら、それは大変なことです。やっぱり私たちが選挙に出て、そこを勝ち上がって仕事をさせていただくという意味でいけば、こういったお金のことについても、やっぱりプロであってほしいんですね。わからなかった、知らなかった、だったら何でもやっていいのかということは、我々には許されない部分だと思います。もっと厳しく自身を律していただいて選挙に臨むべきだったんだろうと、こう思うところであります。

先ほど、県職員の皆様の処分については確認をいたしました。極めて厳しい重い処分というふうに認識はいたしますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、これを科したからといって、今後、説明責任を、説明を求められた時に、もう終わりましたからと、こういった姿勢であってはいけないというふうに思うんです。

いま一度、そのお考えについて確認をいたします。

【大石知事】川崎委員、おっしゃるとおりだと思います。私自身、選挙に挑む際にお金に対して明るくあるべきというご指摘も、そのとおりだと思いますし、今回、私自身が二重計上になってしまったとか、それによって混乱を起こしてしまった。このことについては、もう反省の意をずっと持ち続けなくちゃいけないと思いますし、今後、このようなことがないようにしっかりしなくちゃいけないと、そうまず反省をしているところでございます。

その後のことについても、先ほど説明責任の話の中で、川崎委員が、理解、納得はしないかもしれないけど、理解を得る、そこが大切なんだとおっしゃっておいりました。これは本当にそのとおりだと思います。私自身、理解を得るためにこれまで努めてきたつもりでございましてけれども、今後も、そこがなかなか得られないということで、私自身もしっかりと事実関係を確認をした上で説明をしてきた中で、それができないということで司法の判断に委ねているところもありますが、その中で、私としても引き続き丁寧に対応していきたいと、そう思っております。

【鵜瀬委員長】ほかに、質疑ございませんか。

【中村(俊)委員】私からは、この総務委員会の自民党会派を代表しまして、質疑ではなく、ご

意見を申し上げたいと思います。

まず、今回の知事による報酬100%、1か月減額の条例案、これは政治資金をめぐる問題に対する説明責任の一端として提案をされたものですが、その内容については、慎重な議論が必要であるというふうに考えています。

まず第1に、本件は、県政に関する公金の不正使用ではなく、知事個人の政治資金処理に関して県民の皆さんにご迷惑をおかけしたというものでありながら、給与の100%を減額するという極端な措置が講じられております。

一般社会においても、公務員や労働者の給与については、民事執行法第152条に基づく差押禁止債権制度が設けられておりまして、給与の全額差押えは、原則として禁止をされています。

この制度は、憲法第25条の生存権、すなわち健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保護する趣旨に基づいたものでありまして、給与というものは、個人の生活と尊厳を支える基盤として、法的にも強く守られているものであるというふうに考えています。

そのような社会通念と法体系の中で、特別職とはいえ、一行政の長である知事が、条例によって自らの給与を100%カットするということは、かえって制度の趣旨から逸脱する懸念がありまして、また、職責に対する価値そのものを軽視する結果にもなりかねません。

さらに、処分の対象が1か月のみに限定されている点も問題だと感じております。短期的かつ一度きりの処分では、県民に対する説明責任や信頼回復の観点から十分とはいえず、むしろ、一時的なパフォーマンスというふうに捉えられても、これは致し方ないというふうに私どもは感じておりますし、また、本来であれば、複数月にわたる段階的な減額の見直しを含む持続的、

そして実効的な措置こそが、信頼回復に向けた真の誠意であるというふうに考えます。

ゆえに、当該条例案には、制度的にも、倫理的にも疑義があり、私どもは、いま一度再考すべきだというふうに考えておりますので、以上、意見として申し上げておきます。

【鵜瀬委員長】 ほかに、質疑ございませんか。

【田中委員】 第69号議案で知事に少し聞きたいと思いますが、自民党の中では、2月議会中に自民党が知事に申し入れをしたと、その回答だというような認識があるんですけれどもね。2月議会中に前田幹事長が知事のところに申し入れをしたわけですね。その回答が第69号議案として出てきたのかなという感じもするんですが、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

【大石知事】 今回、タイミングはいろいろ、先ほどご説明さしあげましたけれども、いろいろなお意見があると思っております。

ただ、今回の議案の内容につきましては、あくまで私自身、本当にこれまで議会を巻き込んで、県民の皆様本当にご迷惑をおかけをしました。そのことについて、その責任を重く受け止めて、その責任をしっかりわかりやすい形でお示しをするということで、この判断に至っております。そこはどうかご理解いただければと思います。

【田中委員】 そういうことでなくて、知事の総括的な判断というような感じに私には聞こえたんですけれどもね。自民党の申し入れに対しての回答とするならば、あまりにも遅過ぎるんだよね。3月半ばに終わった議会の申し入れが、4月、5月、6月半ばまでそのままだった。唐突として、これは私の個人的な話ですが、唐突として6月議会に出てきたという解釈を私はしてい

るんですけれどもね。

それはもう知事の判断でこういう形になったということでしょうから、それはそれとしておきますが、要は、自民党の申し入れもそうですけれども、真相がはっきりしないんですよ。今回の問題は、多分、やっぱり2,000万円の問題が中心になると思うんですけれどもね。残っている2,000万円が。もう真相がはっきりしない。どうだったのかがね。

だから、そこら辺で我々は判断がしづらいんですよ、判断がね。ただ、知事は、そうじゃなくして、この案件じゃなくして、迷惑をかけたことに対する話なんだというような話も聞こえてくるんですけれどもね。この真相がはっきりすれば、何もないんです、真相が。

知事は、できるだけのことをということですけど、肝心のところではどうもはっきりしない。肝心のところでね、はっきりしないところが多すぎる。イエス・ノーで答えられるようなことでも、はっきり言われない。例えば、私が一般質問で発言した1,885万円の繰越金にしたってね。我々の常識では、やっぱり認識がありますよ、繰越金があったかなかったのかぐらいはね。しかし、それもはっきり答えてもらえないね。

そこら辺で我々も判断がしづらいんですよ、この問題に対して、判断しづらい。

そうすると、もう第69号議案に対してもちょっと判断の材料がないという感じ、現時点では、イエス・ノー言えるだけの。そういう感覚を知事は持ってもらいたいなど、我々も判断しづらいんだよ。

もう一つ進みますが、知事からはいつも司法判断という話が出てきますよね、司法判断に委ねると。これは、議会が告発した話ならば、司法判断で結果が出て、それで決着がつくでしょ

うけど、議会は何も告発していませんからね。司法判断と言われても、どういう司法判断なのか。なかなかわからないんですよ、司法判断、司法判断と言われても。

知事の頭の中にある司法判断の中身をちょっと聞かせてください。

【大石知事】 司法判断の中身に関しては、私自身も明確にお答えする立場にないと思いますけれども、少なくとも、私がこれまでご説明してきた2,000万円が二重計上であるということについて、これについては私自身、可能な限り事実関係を整理をして説明してきましたので、そのことについて、なかなか理解が得られないということがないと認識をしております。

そのことについて、今、司法判断がまだ出ていないという状況ですので、そこについては司法判断を待つということ、そういう段階にあるというふうに私は理解をしております。

【田中委員】 そこら辺がちょっと我々の認識と違うんですね、私の認識と違う。

なぜならば、その司法判断と言われる中身ももちろんわからない。2,000万に関しても、私は一般質問でもやったけれども、金銭消費貸借契約書なるものがあるわけですね、2,000万の。そうでしょう。あるわけでしょう。この経済行為が本当にあったのかどうかということぐらいは、知事からイエス・ノーで答えられると思うんですよ。

それは、しかし、現実、借入金でもう抹消されているから、なかったということははっきりしている。しかし、それをはっきり知事が認識を我々にしてもらえないからね。経済的行為があったのかどうか、2,000万のね。

もう一つは、持ち出しの655万円は、確かに経済的行為があったわけでしょう。あったわけ

でしょう、経済的行為が。出したという、持ち出したという。そこら辺がね、抹消されているから、それは間違いでしたということだけれども、間違いにしても、もうちょっと詳しい説明が必要なんじゃなかろうかと。間違いだったと言われてもね。そうなると、今度は虚偽記載の問題になるわけだ、間違いだったということになると。

それも時間差が余りにもありすぎるんですよ、時間差が。報告書を出してから、1年半ぐらいいなってから、ようやくこの問題が出てきたと。出てきた経緯が私もちょっと、出てきた経緯がね、なんでこういうものが出てきたのかと。出てこなかったら永久にこのままだったんでしょう。

だから、私は、286万で質問したけど、最初のね。もうそれじゃなくて、2,000万の問題が中心になっている感じがするから、ここがやっぱり知事の認識と私の認識が違うので納得いかない。どうしても納得いかないという話なんですよ。

【鵜瀬委員長】 田中委員、一応、議案に関することをよろしくお願いします。

【田中委員】 わかりました。そういうことで、議案を判断する材料に事欠いているというのが現状だということを言いたかったわけです。

終わります。

【鵜瀬委員長】 ほかに、質疑ございませんか。

【宅島委員】 今日は、知事、大変お忙しい中にご出席ありがとうございます。

私も、今、第69号議案について意見を少し述べさせていただきます。

いろんな議会の全員協議会とか総務委員会の集中審査とか開かれました。

知事は、真摯に出席をして、真摯に答弁もな

されたことも理解をしております。

今、この政治資金規正法というのは、やはりこういう議会で裁くべき案件ではないというのを知りながら、しかし、知事は、そういう全員協議会や総務委員会の集中審査などで、自ら迷惑をかけたということで、この議案を出されてきたものと承知をしております。

今まで何回も、全員協議会であったり集中審査であったり一般質問であったり、それぞれの議員の一般質問にも、本当に誠意ある答弁をしてきたものと感じております。

私は、知事の説明を理解できております。

しかし、できてない方々も多くいらっしゃるのも、また事実でありますので、今回の第69号議案のこの1か月の知事給与100%の減給ということに限って言えば、先ほど中村(俊)委員の方から、自民党会派の大方の意見が、複数の、一回ぼっきりで終わらずに、少し長く反省期間も置くべきだというようなこともありまして、そういった額についてはそれが多いか少ないとか言えないけれども、しっかり反省する期間が多く要るのではないかというような意見がありましたので、先ほど中村(俊)委員が述べたとおりの意見だったと思います。

そういった意味で、委員長におかれましては、ぜひ先ほどの中村(俊)委員の意見のとおり、知事に対して再考を促して、再度第69号議案の再提出を求めたいと思いますので、取り計らいのほど、よろしくお願いします。

【鵜瀬委員長】 ほかに、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時20分 休憩 —

— 午後 2時22分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開します。

休憩をします。

再開を14時40分とします。

— 午後 2時22分 休憩 —

— 午後 2時40分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

【大石知事】 今回の議案ですけれども、繰り返しのようになりますが、私自身は、私自身の責任を重く受け止めて、深い反省のもと、県民の皆様にはわかりやすい形で、この道義的責任をお示しする必要があると思って提出をさせていただきました。

ですけれども、その身を処すということに対しましても、これは県議会の皆様方にご理解、そしてご承認をいただかなければいけないと、そう理解しております。

今回、今日、委員会の中で様々なご意見をいただきました。そのことを一旦重く受け止めて、一度この後の対応につきまして、再考するお時間をいただければと、そう思っております。

委員の皆様方には、お時間をいただきまして、大変ご迷惑をかけて恐縮ではございますけれども、ご理解を賜ればと思っております。

一旦、以上でございます。

【鵜瀬委員長】 暫時休憩をいたします。

— 午後 2時42分 休憩 —

— 午後 2時43分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

第69号議案に対する質疑は終了いたしました。が、討論及び採決については、7月2日（水曜

日）に行うことでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議がないようですので、討論及び採決については、7月2日に行いたいと存じます。

以上をもちまして、第69号議案に関する審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時44分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年7月1日

自 午前 9時58分
至 午前11時35分
於 委員会室1

川口 正剛

新幹線対策課長

松島 勝久

県庁舎跡地活用室長

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委 員 長
大久保堅太	副 委 員 長
田中 愛国	委 員
外間 雅広	//
山田 朋子	//
川崎 祥司	//
山本 由夫	//
宅島 寿一	//
堤 典子	//
中村 俊介	//

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

渡辺 大祐	地 域 振 興 部 長
峰松 茂泰	地域振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)
鳥居 祐輔	地域振興部次長兼交通政策課長
椎名 大介	地域振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当)
梅田真由美	地域づくり推進課長
中村 雅	地域づくり推進課企画監 (離島振興担当)
小橋 和則	市 町 村 課 長
萩田 勝則	土 地 対 策 室 長

6、審査の経過次のとおり

— 午前9時58分 開議 —

【鵜瀬委員長】皆さん、おはようございます。
ただいまより、委員会及び分科会を再開いたします。

これより地域振興部関係の審査を行います。
審査に入ります前に、理事者側から新任幹部職員を紹介を受けることといたします。

【渡辺地域振興部長】本日出席しております幹部職員のうち、4月1日及び6月1日付で発令がありました職員を紹介させていただきます。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】ありがとうございます。それでは、これより審査に入ります。

【鵜瀬分科会長】まず、分科会による審査を行います。予算にかかる報告議案を議題といたします。

地域振興部長より報告議案の説明を求めます。

【渡辺地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料2ページをお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

これはさきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和6

年度予算の補正を令和7年3月31日付で専決処分させていただいたもので関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、合計で2億6,600万2,000円の減、歳出予算は、合計で10億8,034万2,000円の減となっております。

歳入予算の主な内容について、ご説明いたします。国庫支出金の主なものは、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金1億3,025万7,000円の減であります。

歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。総務管理費の主なものは、跡地活用検討経費258万1,000円の減であります。

企画費の主なものは、生活航路改善対策事業費3億9,339万5,000円の減、離島航空路線確保対策事業、こちら離島航空路線確保対策事業費の誤りでございます、申し訳ありません、2億5万9,000円の減、国境離島創業・事業拡大等支援事業費8,234万1,000円の減であります。

市町村振興費の主なものは、長崎県市町財政資金貸付費2,000万円の減であります。

選挙費の主なものは、衆議院議員総選挙市町村交付金6,572万1,000円の減であります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより、報告議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【宅島委員】おはようございます。

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金が1億3,000万円の減額となっておりますが、主な内容についてお聞かせください。

【中村地域づくり推進課企画監】特定有人国境

離島地域社会維持推進交付金につきましては、平成29年の有人国境離島法の施行に伴いまして、国の方で創設された交付金でございます。この交付金を活用しまして、大きく四つの事業を県・市町で展開しているところでございます。

一つ目が航路・航空路運賃低廉化事業、二つ目が雇用機会拡充事業、三つ目に輸送コスト支援事業、四つ目に滞在型観光促進事業の四つの事業を展開しているところでございます。

このうち、国から交付金を受けますのは、航路・航空路運賃低廉化、雇用機会拡充、滞在型観光促進の三つでございますが、この三つの国の交付金を地域づくり推進課でまとめて歳入予算として計上させていただいております。

この国費につきまして、令和6年度の実績が確定したことに伴いまして、それぞれ実際当初に計上した額よりも少なくて済んだと、少なかったということで減額になっております。

内訳としましては、航路・航空路運賃低廉化事業分で6,300万円の減額、2番目の雇用機会拡充事業分として6,500万円の減額、そして滞在型観光促進事業の分で約190万円の減額となっております。

この合計で約1億3,000万円の減額を今回させていただくことになっております。

【宅島委員】分かりました。内訳は分かったんですけども、せっかく国からの交付金をこれだけ余らせてしまうということは、非常に離島の活性化にとってとてもマイナスになると思いますので、しっかりですね、一回こういう減額をすると、次年度もそこからの査定になりますから、しっかり要求、また実現できるように頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑、討論を終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

地域振興部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

地域振興部長より所管事項説明を求めます。

【渡辺地域振興部長】地域振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明をいたします。

お手元の総務委員会説明資料2ページをお開き願います。

まず、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは公用車による交通事故のうち、和解が成立した1件につき損害賠償金合計8万1,675円を支払うため、去る5月22日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

U I ターンの促進等について。

U I ターンの促進については、市町と連携しながら、移住に関する丁寧な相談対応を実施するとともに、地域の魅力発信や支援制度の情報発信などに努めているところです。

こうした中、令和6年度の移住者数は、過去最高だった令和5年度の2,075人から77人減少し、1,998人となっており、この主な要因は、福岡県及び東京都からのUターン者数が減少したことによるものです。

今年度は、福岡や東京など大都市圏をターゲットとした、より効果的な魅力発信に取り組むとともに、東京における大規模移住相談会の開催回数を2回に増やすことなどにより移住の促進を図ってまいります。

また、関係人口の創出・拡大については、本県がワーケーションの実践先として選ばれるよう、国内外のデジタルノマドの受入れ基盤づくりや誘致促進プロモーション等を行ってまいります。

3ページをご覧ください。

長崎県未来大国づくり応援補助金の採択決定について。

「長崎県未来大国づくり応援補助金」は、「新しい長崎県づくりのビジョン」に掲げる分野の10年後のありたい姿の実現に向け、市町の課題解決や地域活性化につながる取組を3年間支援するものでありますが、このたび、壱岐市が提出したプロジェクトの採択を決定いたしました。

このプロジェクトは、全国初となる離島での大学（サテライトキャンパス）設置を10年後のありたい姿としており、若者の人口増加による地域内消費や担い手増などの好循環の創出等を目指す計画となっております。補助の対象とな

る3年間で、地域ブランディングやPR強化、交流の仕組みづくりなどを行うこととなっており、県としましては、壱岐市と連携しながら、計画の達成に向けて支援してまいります。

半島振興計画及び後期過疎地域持続的発展方針等の策定について。

令和7年3月で期限を迎える半島振興法については、去る3月26日に10年間の時限立法として成立し、4月1日から改正半島振興法が施行されております。

この間、ご尽力を賜りました本県選出国会議員の皆様をはじめ、県議会及び関係皆様方に心から感謝申し上げます。

今回の改正法では、法の目的に半島防災・地方創生が明記されるとともに、半島地域が持続、自立的な発展をしていくための措置が盛り込まれており、国の基本方針に基づき、地域の特性に応じた県の半島振興計画を策定することとなっております。

また、過疎対策につきましては、令和3年度に改正された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、移住・定住・地域間交流の促進や産業の振興など、各種事業が実施されているところでありますが、本年度は令和8年度からの後期5か年の方針及び県計画並びに市町計画を策定することとなっております。

本県の半島地域や過疎地域においては、依然として多くの課題を抱えており、今後、それぞれの法の趣旨を踏まえ、実効性のある計画や方針となるよう、県議会での議論をはじめ、国や市町との協議等も踏まえて策定作業を進めてまいります。

国境離島地域の振興について。

国境離島地域の振興については、平成29年の有人国境離島法の施行以来、国の交付金を有効

に活用しながら、雇用機会の拡充や航路・航空路の運賃低廉化など、関係市町と一体となって推進し、社会減の改善等の成果につなげてまいりました。

特に、民間事業者等の創業・事業拡大を支援する雇用機会拡充事業においては、法施行からの8年間で1,600人を超える新たな雇用の場が創出されており、今年度の関係市町による第1回目の事業採択では、82人の雇用が見込まれているところであります。

このような中、本県の国境離島地域の地域社会の維持・振興を図る上で不可欠である有人国境離島法が令和9年3月末に期限を迎えます。

このため、去る5月25日、自由民主党の小渕組織運動本部長に対し、知事から同法の確実な改正・延長と必要な予算の確保について要望いたしました。

県としては、引き続き様々な機会を捉えて国等への要望を行うとともに、今後、関係市町や県議会等のご意見を踏まえた意見書を取りまとめ、関係市町等と一丸となった要望活動を行うなど、有人国境離島法の改正・延長に向け、全力で取り組んでまいります。

九州新幹線西九州ルートについて。

開業3年目を迎えた西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）については、JR九州によると、利用者は1日平均7,000人を超え、通勤・通学定期券を活用した日常的な利用も浸透し、長崎スタジアムシティの開業により週末も増えるなど、利用状況は順調に推移しております。

一方、未整備区間である九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）については、国土交通省と佐賀県との幅広い協議や、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」において、大き

な動きは見られない状況であります。

全国の新幹線鉄道網の状況を見ると、北陸新幹線（敦賀～新大阪間）では、環境影響評価が進められておりますが、様々な問題が顕在化し、さらなる議論が継続されているほか、基本計画路線においても、整備計画路線への格上げを求める動きが活発化しているところであります。

こうした中、去る5月25日、来県された自由民主党の小渕組織運動本部長に対して、知事から地方負担や在来線などの課題解決に向けた具体策の提示や、北陸新幹線との一体的な財源確保など、全線フル規格による整備の早期実現に向けたお力添えをお願いいたしました。

また、5月23日から6月11日までの期間中の4日間、JR九州の企画により西九州新幹線を貸し切って、新幹線大村車両基地を見学するツアー「かもめトレチャッタ！」が初めて開催され、県は大村市と協力して歓迎のおもてなしを実施いたしました。このツアーには佐賀県内の幼稚園の園児とその保護者が合計で約680人参加され、西九州新幹線の魅力やメリットの理解促進につながったものと考えております。

県としては、引き続き政府・与党をはじめ関係者に対して、議論の進展や地域課題の解決について働きかけるとともに、関西直通運行の実現に向けた機運醸成を図るなど、西九州地域全体の発展に資する全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

6ページをお願いいたします。

長崎空港開港50周年について。

長崎空港は、昭和50年に大村湾に浮かぶ箕島を埋め立てた世界初の本格的海上空港として誕生以来、長崎の空の玄関口として、本県の発展に大きな役割を担ってまいりました。

昨年度の利用者数は、新型コロナウイルス感

染症の感染拡大による利用者の落ち込みを乗り越え、5年ぶりの300万人台となる約307万人を記録し、過去最高であった平成30年度の利用者約327万人の約94%まで回復したところであります。

こうした中、去る5月1日には開港50周年の節目を記念し、多くの関係者のご出席のもと、記念のセレモニーを開催いたしました。当日は、空港の往時を偲ぶ写真展示のもとで、くす玉割りや祝い餅つき等が行われ、空港関係者を始めとした約50名の出席者の皆様と開港50周年をお祝いし、更なる長崎空港の活性化に向けた機運醸成を図る機会となりました。

今後も、空港内外での記念イベント等を通して、空港や航空路線の認知度向上を図るとともに、航空路線の維持・拡充に向けた利用促進等にも努めるなど、50周年を契機とした長崎空港のさらなる発展に向けて取り組んでまいります。

恐れ入りますが、総務委員会関係説明資料追加1、2ページをご覧ください。

県庁舎跡地の活用について。

県庁舎跡地の活用については、去る2月議会にて、公共で整備する機能の配置イメージ案や今後のスケジュール案をお示しさせていただいたところです。

今年度から実施する民間活力導入に向けた詳細調査業務については、去る5月30日にプロポーザル方式による技術提案書の審査を行い、パシフィックコンサルタンツ株式会社長崎事務所を委託事業者として決定いたしました。今後基本計画や管理運営計画の策定に向けて検討を深め、今年度中には基本計画（案）などをご報告できるよう進めていきたいと考えております。

また、暫定供用期間中におけるにぎわいづくりについても、引き続き取り組んでまいります。

恐れ入りますが、総務委員会関係説明資料にお戻りいただき、6ページの中段をご覧ください。

新たな総合計画の策定について。

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ、誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を生かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、地域計画については、「こども」「暮らし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の五つの柱の下、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ、国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、地域振興部においては、主に「地域の魅力で人を惹きつける」や「活力にあふれ

た持続可能な地域をつくる」などに関する戦略に関連施策等を位置づけております。

「地域の魅力で人を惹きつける」では、「ながさき暮らしの魅力で呼び込むUIターンの促進」に向け、情報発信や移住希望者支援の強化等に取り組むほか、「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」では、「離島・半島などの地域社会の維持・活性化」に向け、地域の特色を生かした地域づくり等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について。

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる地域振興部関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「市町との連携・補完・支援」については、「県・市町連携会議」において、ドローンやパーソナルデータ連携基盤を活用した「デジタル分野における県と市町の連携」のほか、「外国人との共生」などについて意見交換を行いました。

また、「人口減少社会に適応した行政サービスの提供のあり方研究会」を実施し、将来の行政サービスの安定的な提供に向けた研究を行いました。

さらに、県及び市町職員の双方の人材育成の観点から、幅広い分野において、市町との相互人事交流を実施いたしました。

今後も行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を

賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【梅田地域づくり推進課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております地域振興部関係の資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況の令和7年2月から5月までの実績で、随意契約の5件となっております。

次に3ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和7年2月から5月までに県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは、東彼杵郡3町の合同要望などで、県の対応等につきましては、6ページまでで記載のとおりとなっております。

次に、7ページをお開きください。附属機関等会議結果について、令和7年2月から5月までの実績は、長崎県国土利用計画審議会など計2件となっており、その内容については、記載のとおりとなっております。

続きまして、決議・意見書に対する処理状況につきましては、離島・半島地域振興特別委員会分などの2件について、別資料で報告しております。

続きまして、6月中旬に実施いたしました令和

8年度政府施策に関する提案・要望について、地域振興部関係の要望結果をご説明いたします。

地域振興部関係におきましては、九州新幹線（西九州ルート）の整備促進、有人国境離島法の改正・延長及び支援制度の充実、離島振興対策の充実など6項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、自由民主党、公明党、内閣府、国土交通省に対し、知事、議長、地域振興部長、地域振興部政策監により要望を行いました。

このうち、九州新幹線西九州ルートの整備促進については、全線をフル規格で整備することが必要であり、整備方式に係る関係者間の協議を進展させ、関西直通運行を早期に実現できるよう自由民主党及び公明党並びに国土交通省に対して強く要望を行いました。

また、有人国境離島法の改正・延長及び支援制度の充実については、令和9年3月末に期限を迎える有人国境離島法の改正・延長に加え、国境離島交付金の必要な予算の確保や、対象事業の拡充を図るよう、自由民主党及び公明党並びに内閣府に対して強く要望を行いました。

離島振興対策の充実については、離島振興法に基づく施策の早期具現化や、さらなる充実強化を図るよう、自由民主党及び公明党並びに国土交通省に対して強く要望を行いました。

そのほか、地域振興部独自の要望活動として、国土交通省の幹部職員等20名に対し、九州新幹線西九州ルートの整備促進、離島と本土間を結ぶジェットフォイルの更新、地域公共交通の確保・維持の3項目の最重点項目について、地域振興部長、地域振興部次長により要望を行っております。

以上が地域振興部関係の要望結果であります

が、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

次に、地域づくり推進課長より、令和6年度本県への移住実績について補足説明を求めます。

【梅田地域づくり推進課長】それでは、本県への移住実績についてご説明いたします。

資料は、補足説明資料の移住者の推移をご覧ください。

1ページは、平成28年度からの移住者数の推移となっておりますが、平成28年度は、県と市町が共同運営しているながさき移住サポートセンターを開設した年となっております。

1番右が令和6年度の実績で、先ほどの部長説明にもありましたが1,998人となっております、過去最高だった令和5年度から77人の減少となっております。

グラフの見方ですけれども、Uターン、Iターンで色分けしておりますが、下のオレンジ色がUターンで、昨年度は1,056人、上の緑色がIターンで942人となっております。

令和5年度と比較しますと、Iターンは増加し、Uターンは減少したという状況になっております。

2ページをご覧ください。

令和6年度の移住者の年代別内訳になります。左から、移住者全体うちUターン、うちIターンとなっております。それぞれ40代以下に着色しておりますが、Uターン、Iターンで大きな違いはなく、40代以下で約8割を占めています。

3ページをご覧ください。

移住者の前住所、つまり本県に移住してくる前にどこに住んでいたかの内訳になります。これもUターン、Iターンで大きな違いはなく、

一番多いのが福岡県で、次いで東京都、神奈川県となっております、九州北部及び東京圏からの移住者が多くなっております。

4ページをご覧ください。

上段は市町ごとの内訳になります。大半の市町で増加しておりますが、一部の市町において大きく減少したことから、全体では令和5年度より77人の減少となっております。

また、下段は総合戦略・総合計画における数値目標と実績を記載しております。令和6年度は3,000人の目標に対し、実績は1,998人であり、目標を下回っている状況になっております。

今後も情報発信の充実強化、大都市での移住相談会の開催回数増などにより、移住者の獲得に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

次に、県庁舎跡地活用室長より、県庁舎跡地の活用について補足説明を求めます。

【松島県庁舎跡地活用室長】私の方から県庁舎跡地の活用につきまして、補足説明をさせていただきます。

補足説明資料、県庁舎跡地の活用についてをご覧ください。

今年度から来年度にかけて、県庁舎跡地の整備のための民間活力導入に向けた詳細調査を実施いたします。

主な内容といたしましては、既に策定をしております県庁舎跡地整備基本構想に沿いましてその具体化を進め、基本計画を策定いたします。そのほかPFI手法と民間活力導入の可否すとか、最適な事業手法を選択するための調査・検討などを進めてまいります。

今回、プロポーザル方式で委託事業者を募りましたところ、4社から提案がございまして、最

も評価の高かったパシフィックコンサルタンツ株式会社長崎事務所を業務の委託事業者として決定をいたしました。

委託期間につきましては、先月の9日から来年7月末まででございます、委託に要する費用につきましては、本年度予算で1,514万8,000円、来年度の債務負担といたしまして、1,223万8,000円でございます。

評価の高かったポイントといたしましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【鵜瀬委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情者の送付を受けておりますのでご覧願います。

審査対象の陳情番号は19番、21番、28番となっております。陳情書について何かご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がありませんので、次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問ありませんか。

【田中委員】一般質問でですね、新幹線の問題、

ちょっとやったんだけどね、どうもかみ合わないところがあったんで確認をさせていただこうと思うんだけどね、まず、与党整備新幹線の建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線西九州ルート検討委員会」に要請をお願いにしているそうだけでも、現在のメンバーを教えてください。

【川口新幹線対策課長】与党PT九州新幹線西九州ルート検討委員会のメンバーでございます。これが直近で令和6年12月に開催されております。

メンバーというのがその都度発表されることになっておりまして、その時点でのメンバーを報告させていただきます。

まず、委員長が森山委員長、そして本県からは山本参議院議員、加藤衆議院議員、それから佐賀県は岩田衆議院議員、福岡参議院議員、そして福岡県でございますが、藤丸衆議院議員、古賀衆議院議員、それから松山参議院議員、そして公明党からでございますが、河野参議院議員、秋野参議院議員、これらの方々がメンバーとなっております。

【田中委員】国に要望してるという話と、それから佐賀県との問題でね、国の方は定期的にやれるんだろうけど、佐賀県とも定期的な会合の必要性があるよという話をずっとしているんですけども、これは表にちゃんと出てきているんですか。定期的な会合をやっているんですか、形から。

【川口新幹線対策課長】佐賀県と定期的な意見交換、協議を行っているかというご質問でございますが、残念ながら定期的な会合は設けておりません。そして表というわけではなく、担当者間同士、あるいは部長同士で、不定期で、メールとかもございますし電話等もございますの

で、そういったやり取りを常に行っておりますし、機会を捉えて直接お会いして、意見交換というのは継続的に行っております。これはJR九州に対してもそうございまして、渡辺部長も4月に就任しましたけれども、JR九州でありますとか、佐賀県とは意見交換を常に行っているという状況でございます。

【田中委員】JR九州、それから佐賀県と、このプロジェクトチームは福岡県が入っているんだよね。ずっと入ってるんだけど、実際はあんまり福岡県の顔は出てこないね。だから、やっぱり福岡県も入れてやっていたわけだから、福岡県も入れてやるような習慣をつけた方がより効果があるという感じがするんですね。これはいいです。

本来というか、一番大事なところで、県と佐世保市との約束というのはご存じでしょう、県と佐世保市の約束。どうも県における位置づけがね、この前の知事の答弁を聞いていてははっきりしなかった。やるともやらんとも言わないし。だから県と佐世保市との約束は、やっぱり実行してもらわないと。まだ新幹線ができないときは仕方がなかった。ただ長崎から武雄まで行って、あと武雄から先をどうするかという問題が今あるわけですよ、鹿児島ルートにどうつながるか。

そういう折ですから、佐世保市との約束における位置づけもはっきりさせて、ぜひ約束を守ってほしいという気持ちですよ。どうも守るような位置づけがね、出てこない、聞いてるとね。

言い訳として、鉄軌道路線として残す、JR九州による運行、PTが言ってくれているとね、これは当たり前の話だ。JR九州は離しませんよ、あの路線を。私はそう思う。絶対離すわけない。

ただ、利便性が悪くなるんだよ、利便性が。鉄道そのものを移管するとかなんとかいう問題でなくてね。例えば本数にしたって20本1日にやっているのが5本ぐらいに減らすとかね。利便性でやられるからそこら辺をちゃんと担保してくれよという話なんだけども。

それはそれとして、この武雄駅での直通乗り入れ、もうそろそろ、やっぱり10年以上かかると思う。だから準備とか何らかの形で調査とかしていかないと。複線化のときだって武雄から先の、最初約束していた全線が半分になって、うやむやになってしまったとか、複線化。あれ大体全線やる予定だった。うやむやになって複線化になっていないでしょう、全線。そういう問題が、いつもこの適当にやられるので、私は残念だな、適当にやられる。

だからこの際、位置づけとして、県と佐世保市が約束した武雄温泉駅での直通乗り入れ、これはもう約束だからやりますという位置づけを。地域振興部長、ちゃんと位置づけをやってもらわなきゃいかんから、見解を聞かせてもらおうかな、部長の。

【渡辺地域振興部長】委員ご指摘のとおり、私もこの平成4年11月の九州新幹線ルートの整備に関する基本的な考え方、そちらの佐世保線等の輸送改善ということで記載がございますけども、そういったところは十分承知をしているところでございます。

当然、長崎市、福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるときには、佐世保市にも直通運行が可能となるように、実現に努めるということがございまして、現在もその考え方は変わっていないものと認識をしております。

未整備区間である新鳥栖～武雄温泉間につきましては、佐世保線につながる重要な路線であ

りますので、今後、このフル規格整備に関する関係者間での協議が進んでいく過程の中で、当然佐世保線の輸送改善についても、しっかり議論をしてまいりたいという考えであります。

やはり本当にその全線フル規格の早期実現に向けて、この関係者間による議論が進展するようにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【田中委員】在来線の問題と言われるけどね、これはむしろ佐賀県の問題だよ、佐賀駅をどうするかと。両方通ったときに、在来線通ったときにどうするか。それはもう佐賀県の問題と私は理解している。

そうじゃなくして、県北を含む佐世保線対策というのはまた別だ。だからね、何はともあれプロジェクトをつくって10年かかる。やっぱり部内に何らかの形でね、少しずつ調査とか、鉄道運輸機構かな、昔の鉄建公団あたりと連絡を取り合って、できるだけ資料を集めて。一番私が心配するのはトンネル。ミニにしたってトンネルが利用できるかどうかという問題。

佐世保線、私の記憶ではトンネルが三つぐらいはあるから。特に有田のトンネルが難しいだろうということでスーパー特急のときも話題になった。だから、そういう調査を少しずつ少しずつでいいからやっておかないと、ぼんと一遍にできませんよ。

それとJR九州の理解が一番だ。車両をつくらなきゃいかん、車両を。佐賀県の理解も。これ佐賀県も入ってますからね、佐世保線、有田から。

だから、そういう感じでぜひお忘れなくということで終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

県庁舎跡地活用についてお尋ねいたします。

まず、活用案の策定に関係いたします外部の活用についてであります。これまで調査や計画策定などのために外部への委託した事業があるかと思えます。事業数と主な内容並びに要した経費についてお伺いをいたします。

【松島県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地に関する主な委託事業についてお尋ねでございます。

これまで主な委託事業といたしましては、3本ございまして、基本構想策定関連の委託業務のほか、跡地のイベント等を通じたにぎわいづくり、そのイベント等を通じた検証、そういった業務がございまして、委託費用につきましては、前者の基本構想策定関連、この部分が3か年に渡りまして約4,300万円、それと後者、にぎわいづくり検証、そこの部分につきましては2か年間にわたりまして、約5,300万円となっております。

【川崎委員】現在合計9,600万円、約1億近くです。今計画策定という部分で費用を費やしているというところでございます。

先ほども新たな取組についてご説明もあったところですが、もうやはりですね、具体的にどこに着手をしてですね、県民・市民の皆様に関われる、そういった跡地活用ということに着手していただきたいなというふうに思っております。

商工会議所とのですね、意見交換という点でお尋ねをいたしますけど、まず、これまで長崎の商工会議所との意見交換など行われた経緯、そして主な内容についてお尋ねをいたします。

【松島県庁舎跡地活用室長】これまでですね、長崎商工会議所に対しましては、いろんな場面を通じまして意見交換をまいりました。

例えば、長崎商工会議所内に都市整備委員会というのがあるんですけども、そちらに直接説

明をしたりですとか、事務レベルを通じて幾度もさせていただきました。そういったところで適宜意見交換はしてまいったところでございます。

【川崎委員】経済界の中心でありますので、この長崎の中心部にある大事な跡地活用については、しっかりと意見交換を行っておくべきところでもありますけども、適宜行っておられたということではありますが、去る4月4日、長崎商工会議所から要望書が提出をされたわけです。

適宜やっておられる中に、改めてこの要望書という形で、なぜこのタイミングでですね、要望書が提出されたのかについてお尋ねいたします。

【松島県庁舎跡地活用室長】先ほど答弁申し上げましたとおり、これまで適宜意見交換についてはさせていただいたところなんですけども、まずは去る2月議会におきまして、県庁舎跡地の公共で整備する配置イメージ、それと主なスケジュール案をお示しをさせていただいたところなんですけれども、そういった公表に伴いまして、長崎商工会議所さんの会員でありますとか、商店街関係、いろんな方から長崎商工会議所にご意見があって、それを受けて要望をいただいたということ。それと大石知事になりまして、長崎商工会議所様から、県庁舎跡地に関する要望を行っていなかったといったところがございまして、そういったところもあって、今回4月の要望に至ったというふうに伺っております。

【川崎委員】パースでしょうかね、イメージ図が出来上がってくるとやはりこうだったのか、ああだったのかと少しご意見が出てくるのは至極当然かというふうに思いますが、やはり経済界とはしっかりですね、連携を図って行って、跡地活用がにぎわいが生じてですね、皆様に親

しまれるというところについては、もっと丁寧ですね、意見交換を進めていきながらやっていただければなというふうに思っております。

つついっいですね、ちゃんとやってこられたのかなと、こう思ってしまうわけでありまして、ぜひそこはですね、丁寧によろしく願いたいと思います。

最後です、今年度の取組について、いま一度お尋ねをいたします。

【松島県庁舎跡地活用室長】先ほど補足説明でさせていただきました委託事業もございますが、それ以外でですね、今年度実施いたします取組といたしましては、県庁舎跡地内に既存の建物等がございますので、そちらも劣化状況ですとか、耐震性、そういったものを確認するための調査、それと敷地内の地質調査、そういったものを実施を予定しておりまして、いずれも跡地の整備を見据えた取組ということで、去る2月議会でお示しをさせていただいたスケジュールに基づいてですね、令和12年度の完成を目指して取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

【川崎委員】よろしくお願いします。

次、次期総合計画についてお尋ねいたします。策定に当たりましては、県民アンケート調査を行っていただいております。日常生活の満足度という分野がありまして、この不満な項目として、収入、老後・将来の生活設計、娯楽・レジャー、そして日常使う道路、公共交通というのが不満な分野としてピックアップされておりました。

とりわけこの公共交通とインフラは、前回より不満度が高くなっている、このようなアンケート調査でありました。この公共交通への不満増をどのように分析をされているのかお尋ねを

いたします。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】総合計画の策定にかかるアンケートでの公共交通の不満に関する分析についてのお尋ねでございますが、こちらアンケートでございますので、あくまで推測ということになりますけれども、やはり大きな点といたしましては、まず長期的な人口減少に伴う利用者減少に加えて、昨今の人手不足、特に運転士の不足というところで、この影響を受けて深刻化をしているバスあるいは鉄道の運転士不足からくる路線の廃止や減便といった動きが顕在化をしているというところがありまして、これが直接県民の通勤や通学あるいは通院といった日常生活において、利用者側で時間調整、あるいは経路を変更しなければいけないといったように、実際に生活への影響が出てきているというところから実感として、利用者の皆様の不満につながっている部分があると考えているところでございます。

【川崎委員】ありがとうございます。

まさにですね、生活密着なんですね。毎日のことですので、まさに地域交通が地域の活力そのものであると、こういうふうに思っております。この地域交通の維持にですね、どのような方針で総合計画を策定していくのか、お尋ねをいたします。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】次期総合計画における地域公共交通に関しての策定方針についてお尋ねでございますが、委員おっしゃったとおり、バスや地域鉄道、それから離島の航路、あるいは航空路といった地域公共交通というものは、離島を含めて地域住民の日常生活や、経済活動に欠かすことのできない交通手段であるというふうに認識をしております。

特に、本県においては、離島・半島地域も多

く抱えているという状況でございます、人口減少等が全国よりも早く進んでいるという状況で、これに伴って利用者の減少というところも全国に比べて大きいというところもございます。

そういった中で、交通事業者の経営は非常に厳しい状況でございますので、引き続き、経営の安定化に向けた財政的な支援は県としてもしっかり行っていく必要があると考えておりますし、新たに地域公共交通を維持・確保していくための人材確保対策についても取り組んでいくというところはしっかりと次期総合計画にも盛り込んでいかなければいけないと考えてございます。

【川崎委員】分かりました。

先ほど人材不足による路線の廃止、これは顕在化をしているということでありまして、やはり自動化がまだまだ時間がかかる中に、やはりこの交通にやっぱり人手は当然ですね、必要でありますので、人材確保は大きな柱として総合計画策定をしていただきたいと思います。

その中で、とりわけバスについてお尋ねをいたしますが、この運転士不足が最重要課題だというふうに思っています。現在、不足数をどのように予測をされているのかお尋ねいたします。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】将来のバス運転士不足の予測に関してのお尋ねでございます。

今、県において独自に、将来の県内におけるバス運転士の不足数の試算というのは行っていないため、全国的な話になりますが、令和5年の10月時点の日本バス協会の資料によりますと、令和12年時点でバス運転士の必要人員が全国で12万9,000人のところに対して、運転士数が9万3,000人ととどまるということで、3万6,000人が不足すると試算されております。

先ほど申し上げましたように県内の状況というのは、把握はできていないのですが、令和7年の4月1日時点で、県内主要7社のバス事業者のバス運転士の不足数を聞き取りをしております、合計いたしますと約100人の不足という状況でございます。

先ほど申し上げたように日本バス協会の資料でも、令和12年時点においても不足が出ており、この状況というのは続いていく可能性もありますので、引き続き定期的に事業者に対しては聞き取り調査を行い、実態の把握をまずしていきたいと考えております。

【川崎委員】県内では約100人不足をしているということでありました。当然定年等でお辞めになられて、若い方が入ってこられて、これはイコールであればマイナス100でいいんでしょうけれども、そうじゃないというような状況なんですね。辞めていかれる方が多いから、どんどんやはり不足数が増大をしているという状況でありまして、このような不足状況が続くと、どのような事態を招くのか、どのような事態を招くと推測されるか、お尋ねをいたします。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】バスの運転士不足がどのような事態を招くかというご質問でございます。

先ほど来申し上げておりますとおり、既に顕在化している状況でございますけれども、バス運転士不足というところにより、バス路線が新たに廃止されるというところも出てきますし、廃止まで行かずとも減便につながるというように、直接的な原因になるというところが非常に大きな影響として出ると考えてございます。それによって県民の通勤、通学、通院といった日常生活へ、これまで以上に大きな影響を及ぼす可能性があると考えてございます。

県としてもその路線廃止との直接的な原因となる運転士不足の対策といたしまして、今年度事業で予算計上しておりますけれども、バス等の運輸業界の業界団体と連携した合同企業説明会を昨年度より開催しておりますが、今年度もさせていただくというところです。また今年度、新たに県外のバス運転士の専門就職イベントがございますので、県としてブースを出展することも考えてございます。そういったところで広く展開をして、県内それから県外含めて人材確保に取り組みたいと考えてございます。

【川崎委員】真摯に人材確保には努めていただきたいと思っております。

ちょっと社名は忘れましたが、他県ではもう日曜日バスが走らないということがありました。もうそう遠くないかなと思って懸念をしています。

土曜日、日曜日、夜遅くの時間にバスってあまり走っていないように思えていて、まずそういったところからですね、いわゆる効率化を図っていく、バス会社としては効率化なのか分かりませんが、非常に懸念をいたしておりますので、しっかりと人材確保をよろしくお願いします。

前回も申し上げましたが、やはりこの人手不足は、今県の方に尋ねると、必ず自動化か、あとはもう外国人材の活用かということでありましたが、女性の進出がまだまだですね、このバスの分野、地域交通にないと思いますので、それも含めたところですね、人材確保をどうすればいいのかを検討いただきたいと思います。

とりわけ外国人材の方は、なかなか簡単にはいかないと思います。言葉の壁もありますし。長期的な視点でですね、ぜひ外国人材活用について検討いただきたいと思います。

次に、島原鉄道についてお尋ねいたします。
前回の委員会でもお尋ねをいたしました。私の認識では昨年度内に今後の在り方について方向性を決めるということだったと思いますが、今現在どのようになっていますでしょうか。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】島原鉄道の在り方の検討に関する進捗状況についてお尋ねでございます。

委員ご指摘のとおり、もともとの想定といたしまして令和6年度中に方向性を決定するという目標を立てていたところでございますが、関係自治体や沿線自治体、それから島原鉄道株式会社を含めて、例えば自治体の費用負担の取扱いといったところなどで、関係者間の調整を続けてきたところでございますけれども、こちらの調整が少し長引いてございまして、合意に至ることができなかったというところで、年度内の方向性決定には至っていないという状況でございます。

引き続き、関係者間で協議を重ねているところでございまして、もともとの目標でこの令和8年度から新しいスキームをスタートさせるというところで考えてございますので、これを目指して、一刻も早く協議が整うよう努めてまいりたいと考えてございます。

【川崎委員】協議が長引いているところですが、令和8年度には新しいスキームでということなので、もうまさにですね、今年度しっかり協議をして、早期に在り方を結論づけていただきたいと思います。

まず、私の認識であります、施設整備については、事業者の負担がかなり抑制されているというふうに認識をいたしております。また、前議会で答弁されたみなし上下分離方式、これが採用されたとした場合、仮の話ですが、仮に

採用されたとした場合については、ランニングコストについても事業者負担が軽減をされると考えます。ただし、みなし上下分離方式の組合せが複数ありますので、前委員会で、車両は上下のどちらに分類されるかと問うた際に、上、つまり事業者が保有すると答弁をされました。

島鉄の車両状況は老朽化が進んで、安全運行に車両更新は待たないと認識をいたしております。

そこで3億6,000万円とも言われる、1両当たりです、車両更新費が15両、一度に更新したら購入費の調達と償却費が重くのしかかって、経営状況はますます悪化をし、上下分離の上に分類をするということであれば、やはり真の見直しにはならないのではないかと思います。

地域交通が失われると、市民・県民の通勤、通学、通院、このような生活の足が奪われるばかりでなく、観光や産業の交流に多大な影響が生じまして、まさに地域の活力が大きく損なわれると思慮いたします。今後新たな支援スキームを今後どう構築をされていくのか、お尋ねいたします。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】新たな支援スキームに関して、どのように車両も含めた支援スキームを構築していくかというお尋ねでございますが、委員からもありましたとおり、在り方そのものの方向性については、最終的な方向性を決定していない状況ではございますけれども、今委員からありました、みなし上下分離方式をもし採用するという場合についてのお話をさせていただきますと、前回の私の答弁の中でも、車両に関しては、みなしの場合は上と、島原鉄道が保有したままというところが一つ考えられる旨答弁させていただきましたけれども、先ほど申し上げた関係者間での協議という中で、

自治体間での協議も含めて、島原鉄道とも協議させていただいておりまして、やはり島原鉄道の経営自体がですね、しっかりと持続可能な経営でないといけないというところがございますので、そういった中で、こういったスキームがいいのかということも含めて検討していく必要があると考えてございます。

今委員から車両の更新のコストが大きいのしかかってくるというお話がございましたが、更新の購入の費用そのものについては、現スキームにおいても、施設整備の費用は、国と県と地元自治体で全額支援をさせていただいているという状況でございますので、車両の購入そのものについては問題はないと考えておりますけれども、みなし上下をした場合、車両の維持費、維持・管理の部分がなかなか補助金の対象になりにくいという部分もございますので、こういったところをまさにその車両の保有主体をどうするかによって島原鉄道の経営状況への影響というのは変わってくると考えてございます。先ほど申し上げたように持続可能な計画である必要がございますが、その点がかなえられるような案も含めて調整をしっかりと進めていきたいと考えてございます。

【川崎委員】最後にします。

ぜひこの持続可能ということを何度も繰り返し述べていただきました。私はこの地域に住み続けられるという意味ですね、交通は非常に大事な部分でありますので、これは5年先は分からないとか、10年先は分からないとか、そういう短期間であってはいけないと思っています。

まさに持続可能、長期間にわたって住み続けられるという、そういったですね、環境をしっかりと与えて皆様に安心してこの地域でお暮らしていただきたいと、そのようなスキームになる

ようにぜひ検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【鶴瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【山田委員】移住について伺いたいと思います。県全体で移住者数が令和5年度から比べて、77人減少しています。

それでですね、市町別を見てみますと、佐世保市が114人も令和5年度と比べると減っておりますが、その要因は何なのかを伺いたいと思います。

【梅田地域づくり推進課長】佐世保市が100人以上減っている主な要因ということで、佐世保市から聞いた内容となりますけれども、佐世保市の方では令和5年度末で市独自の移住支援制度五つを廃止されております。

この支援制度を廃止することを事前に周知をされまして、その結果約40の方が令和5年度中に佐世保市に移住をされて、この支援制度の支援手続も完了させたことによって、令和5年度の移住者が一時的に増加して、その反動で令和6年度が減少してしまったというふうにお伺いをしております。

佐世保市の方なんですけれども、将来的な若年層の転出抑制、Uターンの推進に向けて、若年層の郷土愛ですね、醸成の方向に予算を充てられたというふうに伺っておりますけれども、移住政策と併せて今後とも取り組んでいくというふうに伺っております。

【山田委員】令和5年度末で五つあった移住支援制度を廃止をしたということでもあります。駆け込み需要的にちょっと数字が上がっていたということ、その反動があったと思うんですが、県内市町で、じゃあもう佐世保市は一切移住支援を行わないわけではなくという理解でよろしいですね。

移住支援をせず、定住した人たちに対する支援とか、先ほど言われていたような子どもたちが外に出ていかないようにするような、ふるさと教育の方に力を入れるという理解であります。

県内市町で移住支援と定着支援と両方行ったら、両方が必要だと思うんですけど、県内の実施状況ってどんな感じですか。

【梅田地域づくり推進課長】いずれの市町も、移住支援、それから定住支援、どちらもされていると思うんですけども、どうしても県の場合、移住施策は県・市町と一緒にしているんですけども、どうしても定住の方になりますと、市町の方が中心的にやっていただいていると、そういった状況になっております。

【山田委員】次に、その移住をしていただくに当たって、県庁内に移住相談の窓口と、あと有楽町、東京の有楽町に窓口があったと思います。人員と今のその相談体制ですね。それとですね、この3年間の県や当然市町も窓口を持っていちゃっていると思いますが、そういった相談の件数の推移を教えてくださいませんか。

【梅田地域づくり推進課長】まず、ながさき移住サポートセンターでございますけれども、長崎本部と東京窓口がございます。長崎本部の方は現在4名が在籍してございます。それから東京窓口、有楽町の方にございますが、こちらは常時1人の相談員がおります。

それから3年間の相談状況はということで、まず県の相談件数になるんですが、こちらはこの長ながさき移住サポートセンターではなく、農林部や水産部でも移住施策をしておりますので、そういった関係課も含んだ相談件数になりますけれども、令和4年度が5,850件、令和5年度が5,938件、令和6年度が6,656件ということで、年々増加している状況でございます。

なお、市町も含めた県全体の数になりますが、令和4年度が1万1,440件、令和5年度が1万1,611件、令和6年度が1万2,432件と、こちらも年々増加している状況でございます。

【山田委員】件数はですね、令和6年度で1万2,432件、非常に件数として多くて、単純計算すると1日45件ぐらい問合せがあるのかなと思います。それを5人で対応いただいている、長崎が多いのか、東京が多いのか、ちょっと分かりませんが、皆さんすごく頑張っているということとは理解をしているところであります。

しかしながら、その1万2,432人の中で令和6年度の実績を見てみると1,998人ということで、イコールにはなかなかならないものとは思っていますが、こういった要因というか、開きがちょっとあることについて、どのように分析をしているか教えてください。

【梅田地域づくり推進課長】移住相談に関しましては、その人々の状況でいろいろございまして、もうほぼ長崎県のいずれかの市町に移住を決めていて相談される方もいらっしゃるれば、将来的に移住を考えていて、漠然と考えている方ですね、そういった方もいらっしゃいますので、非常にその人によって状況が異なります。

やはり何回も当然相談される方が多うございますので、トータルとしては相談件数が伸びてきているような状況です。やはり相談件数が増えますと移住者、当然増えていきますので、今後も、ホームページやSNSなどを通じまして、本県の魅力などをPRして、一人でも多くの相談者、それから移住者数を増やしてまいりたいと考えております。

【山田委員】ぜひですね、長崎県への本当に入り口、県に来てもらうために重要な業務を担っ

ていただいている皆様でございますので、しっかりと応援もしていきたいと思っていますし、ぜひともよろしくをお願いをしたいと思っております。

そして、移住いただいた中で、次に、やっぱり定住していただくことが重要であると思っておりますが、移住者の定住率とかの把握等は行われていますか。

【梅田地域づくり推進課長】定住率の把握についてでございます。ちょっと母数が少なくなるんですけども、県では、調査時点から3年前にながさき移住サポートセンターを介して移住された方のうち、メールアドレスが分かる方に対して調査を実施しております。

令和7年度も調査しておりまして、3年前ですので、令和4年度に移住された方になるんですが、190世帯に調査したところ、半数の95世帯から回答がありまして、定住率は92.1%となっております。

【山田委員】回答いただいたうちのことではあるけれども、高い定住率かなと思っています。引き続きですね、移住・定住ともに市町と連携しながら行っていただきたいと思います。

次に、参議院選挙が7月3日から始まります。毎回ですね、投票率の向上、投票率の問題というのが大きな問題になっているかと思います。投票率を向上するために各選挙ごとに、事前とそして期間中を含めて様々な取組をいただいていると思いますが、今回新たに取組を加えることとかありましたら教えていただきたいと思います。

【小橋市町村課長】参議院選挙は、7月3日に公示になる予定ですが、今回の選挙の臨時啓発計画の中で、全ての選挙を通じて初めて行うのが長崎スタジアムシティのデジタルサイネージへ

の掲示でございます。

そのほか、県内の街頭LEDビジョンの数を増やすというのが今回、新たに取り組むという分になっております。

また、若者対策ということで、SNS等にも引き続き、啓発のバナー等の掲載を行う予定です。

【山田委員】スタジアムシティのデジタルサイネージと県内各地の街頭LEDビジョンの数を教えていただいていいですか。

【小橋市町村課長】長崎市でスタジアムシティを含めまして13、佐世保市で1、諫早市で4、大村市で1、時津町で1という計画です。

【山田委員】今回の部分での予算が分かりますか。

【鵜瀬委員長】暫時休憩いたします。

— 午前11時13分 休憩 —

— 午前11時13分 再開 —

【鵜瀬委員長】再開いたします。

【小橋市町村課長】LEDビジョンだけの啓発の経費というのは、数字を持ち合わせておりませんので、県全体の啓発費ということで830万円、これに市町に対しての交付金を180万円計上いたしております。

【山田委員】ありがとうございます。

市町で独自に投票率向上のために移動投票所とかバスを出したりしていたような市町もあったかと思いますが、今回把握している分があれば、教えていただきたいと思います。

【小橋市町村課長】期日前投票所につきまして、移動期日前投票所を複数の市町で設置するようにしております。

加えまして、高校・大学等の期日前投票所の設置も数団体で実施する予定です。

【山田委員】様々な取組をいただいて、大学は夏休みかなと思いますけど、こっちに残っている人もいるでしょうし、学生に限らず投票ができるものと思いますので、様々な媒体を利用した中で、投票率向上に向けて頑張っていたきたいということをお願いを申し上げ、終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【山本委員】私もまず、先ほどの川崎委員の続きのような形になりますけれども、島原鉄道について伺いをいたします。

先般、長崎県地域公共交通活性化協議会において令和7年度も、その下にある島原鉄道活性化検討部会を開催することを決定して、今年度中に上下分離かバス転換の結論を出すというそんな記事もありましたし、先ほどそういうご説明もありました。

令和6年度については、12月にその島原鉄道活性化検討部会が開かれてということですが、令和6年度については結局、活性化検討部会としては1回で、その下ではないですけど、別枠での各自治体等との協議をしていたというふうな、まず理解でよろしいですか。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】島原鉄道の在り方検討に関する部会の開催状況についてのお尋ねでございますけれども、委員ご指摘のとおり、令和6年に関しては12月に1回開催させていただきました。令和5年度に実施した調査の深掘りの検討調査等をしておりましたので、その中間報告ということをしていただいております。先ほど川崎委員の答弁でも申し上げたとおり、もともと年度内に結論、方向性を出すということにしておりましたけれども、調整等に時間を要した関係で部会の開催には至っていないという状況でございます。

【山本委員】ありがとうございました。

今そのいわゆる関係自治体との協議というのは、主に費用負担の問題になってくるんだろと思うんですね。特に、もしみなし上下分離になった場合には、その維持管理費というのを今は島鉄さんが負担してる部分が自治体の負担になるということになりますから、その金額であったり、負担の割合であったり、そういったところは多分今協議なっているんだろと思うんですけど、逆に言うところのバス転換については、もう協議をしていない。だから、いわゆる結論はどちらか出すんだけど、実際の協議というのは、みなしなのか分かりませんが、上下分離に関する内容について、協議をしているというふうな理解でよろしいですか。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】沿線自治体を含めた協議の状況・内容についてのお尋ねで、そのバス転換の協議がどういうことになっているかというお尋ねと認識してございます。

具体的なその方向性自体はですね、先ほど来申し上げておりますけれども、まだ鉄道を維持するパターンと、バスに転換するパターンというところで選択肢が残っている状況でございます。

ただ、鉄道を残す場合に、具体的にどのような自治体間の費用負担感になるのかといったところの調整をしないと、結論が得られず、合意が取れないというところがございますので、特に最重要になってくる自治体間の費用分担、額、負担割合等を協議させていただいているという状況でございます。

バス転換についても、協議に関しては、昨年度の深掘りの検討調査の中で、バス転換する際の費用等は、やはり優位な面というところは昨年度、それから一昨年度の調査でも出しておるところでございます。そういったところで、

金額面に優位な面はあるけれども、実現可能性というようなところで、バス転換、バスの路線の効率化等を図っていった場合、どれぐらいのバス運転士、車両が必要かというところを、それは調査の中で検討させていただいたという状況でございます。

【山本委員】質問が悪かったですね、すみませんでした。

ちょっと希望的なところも含めて、そういうふうなお話をしてしまっているもので、極端に言うと、もう鉄道を廃止するとかですね、バス転換もできないとかいうふうなことは、とにかく何が何でも避けていただきたいというのがまず前提にありまして。そういう中ですね、一昨日、島鉄さんのですね、株主総会がありました。令和6年度の決算で、経常損益がですね、32年ぶりに僅かですけれども、黒字化をしたと、ただ、その原因というのは船舶事業の値上げであったり、それから長崎バスさんとの連携強化によって、いわゆる貸切事業の方の収益が上がったということで、これはもちろんいいことではあるんですけど、これが恒常的に続く見込みかというところではないと。

一方で、今回長崎バスさんの傘下になってからずっと社長を務められた、代表取締役を務められた方が退任をされまして、新たに内部から代表取締役社長、それから長崎バスさんの会長さんが代表取締役会長というふうな形でですね、初めて二人代表取締役になられたということで、私自身はこれを前向きに捉えています。

長崎バスさんがより強化されるというふうな体制をつくろうとされているんだろうなと。つまり存続、その鉄道として存続をするという方針が決まればですね、島原鉄道さんも構想していると、新たな別の投資であったりとか、そう

いったものについて前向きに動いてこられるんだろうなという体制ができてきているんじゃないかなというふうに信じておりますので、半島の足を守る、これは観光も含めてですね、日常生活も含めて、足を守るということで、地元自治体はもちろんですけれども、その負担割においてですね、県の方についても厳しい財政状況ではあると思いますけれども、県の方にもさらなる支援をお願いしたいというふうに思っています。

特に、もう一つ島原からその唯一福岡の方につながっていた航路ですね、航路が昨日付で一応一旦休止になっているという状況の中で、やっぱり島原半島のアクセスというのが非常にじわじわ狭まれてきているというふうなところがありますので、何としても島原鉄道を残していただくということで、県にもさらなる支援をお願いをしたいと思いますので、部長の方から一言いただけますか。

【渡辺地域振興部長】島原鉄道につきましては、令和4年7月のローカル鉄道の在り方に関する提言、そちらも踏まえて、鉄道活性化検討部会設置して、これまで検討を続けてきたということでございます。

私もこれまでの経過は、十分お聞きしており、今最終的な詰めの協議を関係市、それから島鉄の方と行っているところでございます。

ご指摘のとおりですね、この島原半島の重要な交通機関であります島原鉄道、今後持続可能な経営というようなスキームで、しっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、またしかるべき時期に、またご報告をさせていただきたいと思っております。

【山本委員】ありがとうございました。

島居次長兼課長におかれましては、本当にず

っとご支援をいただいて、大変ありがたく思っております。今回、国の方にお帰りになるということでございますので、まず感謝を申し上げて、あと引き継ぎの方もしっかりお願いをしたいと思います。

それから、もう一点がですね、ちょっと違う話になりますけど、U I ターンの関係ですね、先日の総務委員会の人事委員会のところでちょっと気になる数字がありました。

これは要は、県の職員採用で、来年度の入庁の方から、その社会人経験者の中でU I ターン枠というのを県も設けて、技術職となりますね、水産とか農業、林業、土木、電気、社会福祉ということで約14名の採用を予定していたということなんですけども、申込者がトータルで14名ですね、申込者が16名で、実際受けられたのが13名ということで、これ8分野ですね、14名だけでも、その中で、半分ぐらいは応募なかったというふうなことで、非常にもったいないというふうに思ったんですね。

やっぱりU I ターンされるときに、特にこちらに来るとき、やっぱり仕事であったり、そういったものが一つのネックになっている、だけど県の職員さん採用してますよということであれば、非常にチャンスだったのではないのかなというふうに思ったんですが、この数字に関する状況は把握されていると思うんですけども、その感想というのですかね、何でこんな応募が少なかったんだろうかということと、どういうふうにPRをされてこられたのかということについて伺います。

【梅田地域づくり推進課長】県職員の採用についてなんですけれども、県職員だけではなくて、市町の方も非常に採用数が少ないというふうにお聞きしておりまして、県の方でも当然、職員

採用についての情報発信というのは常日頃から行っております。

ホームページの「ながさき移住ナビ」やラインの方でも、募集が始まるたび配信をして、できるだけ確実に届くようにということでやっているんですけども、なかなか埋まっていないというところはあるかと思います。

今後も引き続きですね、ホームページでしたりラインで職員の採用情報を届けていきたいというふうに考えております。

【山本委員】ありがとうございました。

そもそもこれPRされたのかなと思って、「ながさき移住ナビ」を見てみたんですね。ちょっと古いのが出てこなかったの分らないですけど、これだと4月に載せているのかな、もっと前からやっていたんですね。

これを見たら、今課長言われたみたいに、長崎県、大きく出ているんです、長崎県職員募集していますよと。一方で各市、県内の市の方も何市が募集していますよとか、それ以外の情報が載っているんですけども、うまく届かなかったなというのがあるんです。

人事委員会の事務局の方もですね、競争が激しかったんだというふうな話をされるんですね。ただ競争が激しいというのは、要は県内の競争ですよ、他県との競争じゃないので、このU I ターン枠に関して言うならば。だから競争というよりも、協調してやっていけるんじゃないかなというふうに思いますので。じゃあどうすればいいのかという知恵を持っておりませんが、ちょっといろんな部署と相談されながら、せっかくこういう枠をつくっているのに非常にもったいないというのが率直な感想ですので、よろしくお願いします。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【宅島委員】県庁舎跡地の活用について質問いたします。

2年間契約の民間活力導入に向けた詳細調査業務について、パシフィックコンサルタンツ株式会社長崎事務所さんが選定をされたということですが、中身は提案内容のポイントがよかったということで記載してありますけど、実際何者プロポーザルに参加されたのか教えてください。

【松島県庁舎跡地活用室長】今回のプロポーザル参加事業者数のお尋ねでございますけれども、4者ございました。

【宅島委員】ありがとうございます。

4者、それぞれいいご提案をされたと思うんですが、この事業を採択した最終責任者は誰ですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】このプロポーザルの選定に当たりましては、外部に審査会を設けて、その審査会の評価をですね、県の方にいただきまして、それでこちらの県庁の方で決裁をしたということでございます。

【宅島委員】その外部の有識者、何という名称なんですか。

【鵜瀬委員長】暫時休憩いたします。

— 午前11時29分 休憩 —

— 午前11時29分 再開 —

【鵜瀬委員長】再開いたします。

【松島県庁舎跡地活用室長】プロポーザルの審査会の名称なんですけども、民間活力導入に向けた詳細調査業務委託にかかるプロポーザル審査委員会でございます。

【宅島委員】それは大学の教授とか、例えば商工会議所の方とか、県の方からは誰が入ってい

るんですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】県の方から参加している委員のお尋ねでございますけれども、県の方からは、目の前におります椎名参事監、それと、文化観光国際部の次長に入っております。

【宅島委員】この政策等決定過程の資料に載っていますか。

【松島県庁舎跡地活用室長】この契約自体が6月9日で、今回、5月までということでしたので、次の機会に報告させていただきたいと思っております。

【宅島委員】それぞれですね、どういった提案がなされたか分からないんですけども、それぞれ素晴らしい提案があったものと信じますけども、これはもうすごく歴史がある、県民の大切な財産の土地ですよ。

そこで有識者とかいう方たちのご判断もあるかと思うんですけども、しっかりですね、やっぱり行政として、本当に県民の皆さん方が本当に納得できるようなことをですね、やっぱり間違いないんだということを少なくともですね、地域振興部長、また次長とかですね、きちっと入った上で、選定のプロセスに入っていないといけないと思うんですよ。もしくは副知事、知事まできちっとですね、そういう判断を、ジャッジをするべき案件かなと思っています。

もう一つはですね、これ民間活力導入に向けた委託業務の採択ですけども、例えば第三別館の話もですね、本当に第三別館がその建物を残して開発をするプランと、その建物を移築するなり何とかして建物がない状態でプランするのと、きちっと二つぐらいプランを立てないと。将来的に、どっちが本当に素晴らしいものができるのか、そういった判断材料にできると思い

ます。

残したままでしか、プロポーザルやるとなるとですね、限定されて、それもちょうど勿体ないと思いますし、できればですね、きちっとの2パターンというかね、そういったことを含めて、今年度中に提出があるということですからしっかりした提案があるものと期待をしております。

令和12年度に全部の完成を目指すという発言があっておりますけども、間違いはないですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】去る2月議会の中で、配置イメージと合わせまして、全体スケジュールというところでお示しをさせていただきました、令和12年度完成予定ということで記載をしておりますので、今の中ではそれを目指して、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

【宅島委員】どうぞよろしくお願いいたします。

鵜瀬委員長にお願いがあるんですけども、9月定例会もしくは11月定例会ぐらいにもですね、この総務委員会でぜひ県庁跡地の現地視察、そしてまたできれば、いろんな説明を受けながらですね、県庁舎跡地の活用策をですね、現地調査をさせていただければと思います。

委員長に要望して終わります。

【鵜瀬委員長】日程調整等、理事者側と調整をさせていただきたいと思います。

日時等につきましては、正副委員長一任でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】それでは、正副委員長一任いただきましたので、調整をさせていただきます。

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、

地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

— 午前11時35分 休憩 —

— 午前11時35分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開します。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、秘書、広報戦略部、総務部、危機管理部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした

— 午前11時35分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年7月2日

自 午前10時 1分
至 午後 2時 9分
於 委員会室 1

栗原 恵	県民センター長
徳永 真一	人 事 課 長
井手美和子	新行政推進室長
井手 潤也	職員厚生課長
高橋 圭	財 政 課 長
赤尾 美望	財 政 課 企 画 監
森 祐子	管 財 課 長
坂本 将志	管財課企画監
田端 健二	税 務 課 長
田島 義史	税 務 課 企 画 監
佐藤 荒樹	債 権 管 理 室 長
湯川 亮一	スマート県庁推進課長
江口 詔一	スマート県庁推進課企画監
本村 篤	総務事務センター長

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委 員 長
大久保堅太	副 委 員 長
田中 愛国	委 員
外間 雅広	〃
山田 朋子	〃
川崎 祥司	〃
山本 由夫	〃
宅島 寿一	〃
堤 典子	〃
中村 俊介	〃

今富 洋祐	危 機 管 理 部 長
坂木 勇夫	危機管理対策監
飛永 琢也	防 災 企 画 課 長
山口 大吾	基地対策・国民保護課長
松尾 健自	消 防 保 安 室 長

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

陣野 和弘	秘書・広報戦略部長
黒島 航	秘 書 課 長 (参 事 監)
永川 慎吾	ながさきPR戦略課長
松浦 浩二	広 報 課 長

中尾 正英	総 務 部 長
猿渡 圭子	総 務 部 次 長
小林 陽子	総 務 文 書 課 長

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 1分 開議 —

【鵜瀬委員長】皆さん、おはようございます。
委員会及び分科会を再開いたします。

まず初めに、第69号議案「知事及び副知事の
給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例」に関し、本日、討論並びに採決を行う予定
でありましたが、先ほど徳永議長より、大石知
事から議案撤回の請求があった旨、通知があり
ました。

理由としては、自らへの処分について、県議

会における様々な意見を踏まえ、再度検討を行い、再提案を行うとされておりますのでご報告いたします。

これにより、第69号議案に関しましては、審査を中止し、第69号議案以外について審査することといたしますので、ご了承のほどお願いいたします。

なお、本日午前中は田端税務課長が欠席し、高木総括課長補佐を代理出席させる旨の届けが提出されておりますのでご了承を願います。

これより、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることといたします。

【中尾総務部長】おはようございます。

総務部長の中尾でございます。

4月1日付の人事異動に伴い、交代があった職員のうち、今回初めて総務委員会へ出席する幹部職員を紹介させていただきます。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【鵜瀬分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

まず、秘書・広報戦略部長より報告議案の説明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】おはようございます。秘書・広報戦略部関係の議案についてご説明いたします。

秘書・広報戦略部の「予算決算委員会総務分

科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

これは、さきの2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付で専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳出予算は、総務管理費2,474万9,000円の減、合計2,474万9,000円の減となっております。これは、年間の執行額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

この補正予算の主な内容についてご説明いたします。

主なものは、ながさきの魅力発信事業費400万7,000円の減、広報誌発行費496万7,000円の減であります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】ありがとうございました。

次に、総務部長より予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、報告第8号 知

事専決事項報告「令和6年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」、報告第11号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」であります。

初めに、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、繰入金7,928万7,000円の増、県債9億4,610万円の増、合計10億2,538万7,000円の増となっております。

次に、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付、専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

まず、報告第1号「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち、関係部分についてであります。これらは、年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

歳入予算は46億2,555万8,000円の減、歳出予算は23億7,580万4,000円の増となっております。

この歳出予算の補正の主な内容は、産業文化振興基金積立金等の増、県税の過誤納還付金及び還付加算金の減でございます。

次に、報告第8号「令和6年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」についてですが、庁舎管理、自動車管理、文書管理に要する経費の年間執行額の確定に伴い、歳入予算、歳出予算ともに3,782万円の減となっております。この主な内容は、文書集中収受発送費の減でございます。

最後に、報告第11号「令和6年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」についてですが、歳入予算、歳出予算ともに、2万9,000

円の増となっております。この補正予算は、基金積立金の増によるものであります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご質問・ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】ありがとうございました。

次に、危機管理部長より予算及び報告議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】おはようございます。

危機管理部関係の議案についてご説明いたします。「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」、危機管理部の当初版及び追加1をご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

まず追加1の2ページをお開きください。

初めに、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、防災指導費2億2,546万円の増となっております。

この歳出予算の内容についてご説明いたします。これは、L Pガス一般消費者料金高騰対策支援事業で、L Pガス料金上昇の影響を受ける県内一般消費者の負担軽減を図るため、L Pガス販売事業者が行う使用料金の値引きを支援する経費として計上いたしております。

次に、当初版の2ページをご覧ください。

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております。令和6年度予算の補正を、令和7年3月31日付で専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は合計で401万4,000円の減、歳出予算は合計で6,726万9,000円の減を計上いたしております。これらは、歳入における国庫支出金及び歳出における年間の執行額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

この補正予算の主な内容は、原子力災害対策整備事業費4,532万3,000円の減であります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】ありがとうございます。

次に、消防保安室長より、L Pガス一般消費者料金高騰対策支援事業費について補足説明を求めます。

【松尾消防保安室長】それでは、危機管理部の分科会補足説明資料をお開き願います。

L Pガス一般消費者料金高騰対策支援事業についてご説明いたします。

補正予算額は2億2,546万円で、全額国費（交付金）を活用することとしております。

まず1の背景ですが、（1）都市ガスを使用している一般消費者については、国が都市ガス事業者を通じて値引き支援が実施されます。

また、（2）L Pガスにつきましては、地域の実情に応じて臨時交付金の活用により、地方公

共団体において措置することが推奨されているところです。

（3）に記載のとおり、県内約28万世帯で使用されているL Pガスの一般消費者の負担を軽減することが必要なため、実施する事業となります。

次に、2の概要ですが、L Pガスを使用している県内一般消費者に対し、その価格上昇分の一部をL Pガス販売事業者を通じて、都市ガスの値引き率に準じた金額を支援する事業となっております。

具体的な事業内容は、3に記載しております。

（1）支援対象は、県内L Pガス利用世帯、約28万世帯としております。

（2）支援単価ですが、1世帯当たり600円の定額としております。600円といたしました根拠ですが、点線の四角囲みに記載しておりますが、標準世帯におけるL Pガスの過去4年間の価格上昇が1,036円となっており、これに国の都市ガス支援の補助率に準じた、推計ですが、18.3%を乗じた金額、①の190円、この190円に3か月相当ということで600円、②としているところです。

なお、3か月の根拠ですが、国が実施いたします都市ガスの支援が令和7年7月から9月ということで、3か月分ということで、同じ期間としております。本事業の支援対象世帯が約28万世帯であることから、支援総額は1億6,800万円となります。

次に（3）支援の方法ですが、県内L Pガス販売事業者一般消費者のL Pガス料金から600円を値引きしていただき、当該額をL Pガス販売事業者に補助することとしております。参考に、四角囲みの中に支援手続を記載しております。これまでの事業スキームと変更はございません。

最後に（4）です。スケジュールですが、議決後、速やかにLPガス販売事業者へ事業の開始の周知を行った後、料金値引きと支援金の支払いを実施する予定としております。なお、LPガス販売事業者が本事業に参加しやすいよう、料金値引きを実施する期間を長めに取り12月までとしております。

消防保安室関係の説明は以上となります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第68号議案のうち関係部分、第86号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分、報告第8号及び報告第11号は、原案のとおり可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は原案のとおりそれぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、総務部長より総括説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。総務部の「総務委員会関係議案説明資料」をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第70号議案「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第71号議案「長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例」であります。

なお、第69号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、先ほど委員長からご説明がございましたとおり、本日、知事から議長へ議案の撤回の請求をさせていただいているところでございます。

第70号議案「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分についてでございますが、この条例は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」及び「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、部分休業制度を拡充するとともに、仕事と育児の両立支援制度の周知・意向確認を講じることとするため、関係条例について所要の改正をしようとするものでございます。

第71号議案「長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例」でございますが、この条例は、職員が危害を加えられ、または災害を被ることを予断できたにもかかわらず、危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより、殉職、または負傷した場合等において、功労があると認められるときに、遺族または職員本人に賞じゅ

つ金を支給するため、地方自治法第204条の2の規定に則り、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、新たな総合計画の策定について、長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組についてであります。

まず、新たな総合計画の策定についてですが、新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や、戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ、誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を生かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担う子どもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画においては、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱の下、12の基本戦略とその戦略に基づく政策を掲げるほか、先行的に策定し

た新しい長崎県づくりのビジョンとタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ、国の施策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、総務部においては、「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」に関する戦略に関連施策等を位置づけております。「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」では、「デジタル技術を活用した地域活性化と行政運営の効率化」に向け、県庁DXの実現に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の策定を目指し、検討を進めてまいります。

次に、長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組についてでございますが、令和3年3月に策定した「長崎県行財政運営プラン2025」については、「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル改革と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」を3本柱として35の個別項目を掲げて行財政改革に取り組んでおります。

総務部関係の主な取組の実績としては、ふるさと納税を活用した税財源確保に努めたほか、県南地区振興局の再編に関して、新庁舎の執務室のレイアウト作成や、什器備品等の現況調査等の実施に加え、令和6年12月には、県南振興局庁舎建設工事の契約を締結したところであります。

令和7年4月現在の進捗状況については、全35項目のうち約95%の33項目が順調に推移しておりますが、今年度が本プランの最終年度となることから、目標達成のための取組を一層強化してまいります。

また、県庁が有する経営資源を最大限活用した行財政運営を図るため、県議会や有識者等のご意見も踏まえながら、令和8年度以降の新たな計画を策定してまいりたいと考えております。

今後も行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き、委員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

次に、秘書・広報戦略部長より所管事項説明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】秘書・広報戦略部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。秘書・広報戦略部の「総務委員会関係説明資料」をお開きください。

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる秘書・広報戦略部関係の項目に関して、その取組内容をご説明いたします。

秘書・広報戦略部におきましては、全世帯広報誌やテレビ等の各媒体の特性を活かしながら、県政情報の分かりやすい発信に取り組んでおります。

令和6年度の取組実績につきましては、全世帯広報誌のアンケートにおいて、「分かりやすい」と答えた人の割合が97.5%、長崎県広報の認知度等のアンケートでは、県事業の目的や内容が「伝わっている」と答えた人の割合が70.4%となり、それぞれの指標において目標値を達成できました。

令和7年度におきましても、県民の皆様に必要な情報がしっかりと届くよう、適切な広報媒体

を活用しながら、より効果的かつ効率的な情報発信に努めてまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

次に、危機管理部長より所管事項説明を求めます。

【今富危機管理部長】危機管理部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

配付しております危機管理部の「総務委員会関係説明資料」の2ページをお開きください。

今回ご報告いたしますのは、「五島市の林野火災について」、「南海トラフ地震防災対策推進地域の指定について」、「能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しについて」、「令和6年度雲仙岳火山防災協議会の開催について」、「令和7年度長崎県総合防災訓練の実施について」、「原子力発電所の安全対策に係る周辺自治体への支援に関する共同緊急要望について」、「新たな総合計画の策定について」、「長崎県国土強靱化地域計画の改定について」でございます。

まず、「五島市の林野火災について」ですが、去る4月7日に五島市で発生した林野火災については、約6ヘクタールを延焼しましたが、幸いにも人的被害や住宅等の被害が発生することなく、翌8日に鎮圧され、10日に鎮火が確認されました。火災発生以降、五島市消防本部と消防団による地上からの消火活動に加え、県においても、五島市からの要請を受け、県防災ヘリコプターを

出動させるとともに、陸上自衛隊に対して災害派遣要請を行い、連携して空中からの消火活動を行いました。

また、県におきましては、長崎県広域消防相互応援協定に基づき、長崎市、佐世保市、県広域広域市町村圏組合、新上五島町の各消防に対し、協定締結後、初めての広域応援要請を行い、地上からの消火活動に当たっていただきました。

こうした関係機関の連携した消火活動により、被害が最小限に食い止められたものと考えており、ご尽力いただいた全ての関係機関の皆様にご心から感謝を申し上げます。

林野火災は、全体像の把握や放水などが困難であるとともに、気象状況の変化や植生、地形の傾斜等に影響を受けるため、消火活動が限定的、長期間になることも多く、「地上・空中消火の連携」等に適切に対応していく必要があります。また、発災の多くが人的要因によるものであるため、予防には、県民の皆様への周知啓発が重要であると考えております。

県としましては、市町と連携しながら、林野火災に対する警戒強化の周知啓発を図るとともに、今回の経験を活かしつつ、さらなる訓練等を通じて、より迅速かつ的確な消火活動に繋がってまいります。

次に、「南海トラフ地震防災対策推進地域の指定について」ですが、去る3月31日、南海トラフ地震の被害について、国は、現行の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定から10年が経過することから、最新の知見や防災対策の進捗等を踏まえ、想定される震度分布や津波高、浸水区域を再計算し、新たな被害想定を公表しました。

新たな被害想定では、見直し前と比較して、

津波による30センチメートル以上の浸水地域と避難者数が全国で約3割増加しております。本県におきましても同様に、津波による浸水地域が拡大し、死者数が最大で80人であったものが500人になるなど、被害想定は大幅に増加しております。

また、今回新たに建物等の半壊棟数も公表され、本県の全半壊棟数は7,000棟となり、発災後1日目の避難者数は、見直し前と比較して1.6倍の2万9,000人、一月後は4.2倍の7,600人となっております。

被害想定の見直しに伴い、国から大津波などによる被害が想定される地域を含む都府県に対し、「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定に関する意見照会があり、本県におきましては、指定基準を満たす7市について、各市に意向確認の上、指定に異議がない旨回答するとともに、津波高が指定基準より僅かに低い新上五島町についても、広域防災体制の一体性を確保する必要があることから、町の意向を踏まえ、指定を求める意見を提出したところです。

ここで、本日お配りしました追加2の2ページをご覧ください。

昨日、国より県内8市町が、南海トラフ特措法に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されました。これを受け、県では、津波からの防護や円滑な避難、救助などを定めた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定し、各種対策に取り組むとともに、浸水地域内の病院や旅館など、円滑な避難確保に関して、防災対策計画の作成を義務付けられる施設管理者等に対し、市町と連携しながら、対象施設を個別にお知らせし、説明会の開催等、できる限りきめ細かに対応するなど、県民の安全・安心の確保に力を注いでまいります。

次に、説明資料の4ページをご覧ください。

「能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しについて」ですが、昨年11月に取りまとめた「能登半島地震での課題を踏まえた防災対策の見直し」については、今後3年間の具体的な取組内容を記載したロードマップを作成して、庁内の検討会議で共有・連携し、市町や自衛隊等の関係機関、民間事業者などとも連携しながら着実な推進に努めているところです。

特に避難所運営や物資の備蓄など、市町が主体的に行う項目については、国の方針等を基に、引き続き市町との協議会において意見交換等を行いながら進めております。

また、それぞれの項目について、総合防災訓練をはじめ、個別の図上訓練等も実施しながら、その実効性を高め、有事即応体制の充実強化、地域防災力の向上等に繋げてまいります。

次に、説明資料の5ページをご覧ください。「令和7年度長崎県総合防災訓練の実施について」ですが、去る5月20日、30日、31日の3日間にわたり、五島地区において、地震・大雨等を想定した令和7年度長崎県総合防災訓練を実施いたしました。本年は、自衛隊、海上保安部、長崎県警察など51機関、約450名が参加いたしました。

具体的には、20日に県の災害対策本部設置運営訓練と孤立対策会議を図上で行った上で、30日と31日に、実動訓練として、新上五島町で、島内の防災機関による救出救助や道路啓開訓練に加え、ヘリと船舶による孤立地区からの救出訓練などを実施するとともに、五島市では、本土地区から航空機を使用した支援物資等の輸送や避難所環境の向上等を目的とした避難所設置運営訓練を実施いたしました。

今回の訓練により、それぞれの防災関係機関における対処能力の向上や連携の強化、地域住

民の防災意識の高揚などが図られたものと考えております。

地震や風水害などの自然災害が頻発する中、防災・減災対策の重要性は高まっており、今後とも様々な訓練や機会を通じて防災体制の強化に取り組んでまいります。

次に、説明資料追加1の2ページをご覧ください。

「原子力発電所の安全対策に係る周辺自治体への支援に関する共同緊急要望について」ですが、去る6月27日、内閣官房、経済産業省及び内閣府に対して、原子力発電所周辺自治体7府県による「原子力発電所の安全対策に係る周辺自治体への支援に関する共同緊急要望」を実施いたしました。

原子力発電施設の30キロメートル圏内の周辺自治体では、平成24年度の法改正以降、立地自治体と同等の原子力防災対策を実施しているが、立地自治体と大きな財源格差が生じていることから、新たな制度や運用見直しなどにより、原子力防災対策に必要かつ十分な財源措置に配慮するよう国に求めたものでございます。

青木内閣官房副長官からは、「エネルギー政策では原子力発電は欠かせないものの、財源措置について皆さんと一緒に協力していきたい」などの回答を受けました。引き続き、原子力発電所周辺6府県や関係4市と連携しながら、原子力防災対策に力を注いでまいります。

次に、説明資料の5ページをご覧ください。「新たな総合計画の策定について」ですが、説明資料の6ページ中段付近になりますが、このうち、危機管理部においては、主に「災害に強い県土をつくる」に関する戦略に関連施設等を位置づけております。

「災害に強い県土をつくる」では、「災害な

どさまざまな危機から県民の命を守る体制づくり」に向け、様々な災害や有事を想定した実践的な訓練や、地域防災力の充実強化等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

最後に、「長崎県国土強靱化地域計画の改定について」ですが、長崎県国土強靱化地域計画については、今年度末に計画期間が終了することから、国土強靱化基本法に基づき、令和8年度を初年度とする5か年計画を策定することとしております。

計画の策定に当たっては、令和5年7月に改訂された国土強靱化基本計画や南海トラフ地震防災対策推進地域の地域指定、能登半島地震の課題を踏まえた防災対策の見直しなどを踏まえ、これまでの取組や課題等を整理の上、作業を進めることとしており、素案作成後には県議会のご意見を伺った上で、パブリックコメントを実施し、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鶴瀬委員長】ありがとうございました。

次に、人事課長より、「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」及び「長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例」について、補足説明を求めます。

【徳永人事課長】今回ご審議をお願いしております第70号議案及び第71号議案について、補足してご説明申し上げます。

お手元の「令和7年6月定例県議会総務委員会説明資料」の5ページをお開きください。

まず、第70号議案「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、関係部分でございます。

この条例は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、仕事と育児を両立できる職場環境を整備するため、部分休業制度の拡充や仕事と育児の両立支援制度に関する周知・意向確認を行うなど、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容の(1)部分休業制度の拡充につきましては、現行の「1日につき2時間を超えない範囲」の部分休業に加えまして、「1年につき10日相当を超えない範囲」の形態を新たに設け、職員がいずれかを選択できるようにするとともに、「1日につき2時間を超えない範囲」で取得する場合の勤務時間の始め、または終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止するものであります。

次に、改正内容の(2)仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への周知・意向確認につきましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を職員が選択できるよう支援するため、職員本人、または、その配偶者から出産・妊娠の申出があった場合や、3歳に満たない子を養育する職員に対し、面談等による両立支援制度の周知や制度利用、働き方の意向確認を行い、仕事と育児の両立のための環境整備を行うことを規定するものであります。

なお、実施時期ですが、令和7年10月1日から施行したいと考えております。

続きまして、「総務委員会説明資料」の6ペー

ジをお開きください。

第71号議案「長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例」でございます。

この条例は、長崎県職員に対して賞じゅつ金を支給するため、地方自治法第204条の2の規定に則り、条例を制定しようとするものであります。

条例の内容は、職員が危害を加えられ、または災害を被ることを予断できたにもかかわらず、危険を顧みることなく、その職務を遂行したことによる殉職、障害、疾病、または負傷した場合において、功労があると認められるときに、遺族、または職員本人に対して賞じゅつ金を支給する際に必要な事項を定めるものとなっております。

規定の具体的な内容としましては、対象職員については、警察職員、県に勤務する一般職員、教育庁に勤務する一般職員、教職員としております。

賞じゅつ金は、殉職者賞じゅつ金、障害者賞じゅつ金、傷病者賞じゅつ金の3種類とし、それぞれ区分に応じた賞じゅつ金の額を定めております。各賞じゅつ金の金額については、警察表彰規則を参考に設定しており、条例や規則等で定められている九州各県と同水準の金額となっております。

なお、障害者賞じゅつ金については、抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者であって、障害の等級が第1級に該当するものについては190万円を加算することができる規定としております。

また、殉職者賞じゅつ金及び障害者賞じゅつ金について、抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者について、職員が上司の命を受け、特に生命の危険が予想される職務に従

事する場合において危害を加えられ、または、災害を被ることを予断できたにもかかわらず、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行したことにより危害または災害を受け、そのため死亡し、または障害を有することになった場合は、殉職者賞じゅつ金または障害者賞じゅつ金に定める額に当該額の10割以内の額を加算することができる規定としております。

賞じゅつ金の支給額及び被支給者については、賞じゅつ金審査会の審査を経て知事が決定するものとしております。

最後に、条例の施行日は、公布の日を考慮しております。

なお、これまでは、長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する要綱に基づき運用しておりましたが、職員に対する賞じゅつ金の支給根拠が明確でなかったことから、令和5年3月に要綱を廃止しており、今回、地方自治法第204条の2の規定に則り、新たに制定しようとするものであります。

以上で、第70号議案及び第71号議案の内容についての補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【山本委員】おはようございます。

今の第71号議案のことでちょっとお伺いをしたいんですけども、地方自治法の204条の2というのは、いかなる給与、その他の給付も、法律またはこれに基づく条例に基づかずには支給することができないということになっていて、

今も説明があったように、これまで、じゃあ、何で今回条例案を提出したのかなと思ったら、過去はその要綱でやっていたということで、まず、この要綱、先ほど明確でないという言い方をされたんですけれども、204条の2に違反するということではないという理解でいいのかということと、それから、先ほどの要綱というのが令和5年3月に廃止をされているということは、そこから現在までの間は、要綱もない、条例もないというふうな状況、いわゆる空白の期間になるのではないかなと思うんですけれども、この辺りについてのご説明をお願いします。

【徳永人事課長】まず、本県では、昭和43年から要綱に基づき賞じゅつ金制度の運用を行ってきたところでございます。直近の賞じゅつ金の支給実績につきましては、平成5年度が最後でございました。その後、賞じゅつ金の支給に関する事前相談がございまして、その可否について内部で検討している過程で、地方自治法204条の2の規定に抵触するおそれがないかというような意見があったことから、内部で議論した上で、一旦要綱を廃止させていただくような判断をしたというものでございまして、特段、支給したことが違法だというような認識を持ったわけではございません。

もう一つ、要綱を廃止して今回の条例化までについての空白期間ということがございますが、こちらは、県として、支給根拠がないような状況でございまして、そういった意味では、制度がないような状況が2年ちょっと続いているような状況でございます。

幸いなことに、この期間、賞じゅつ金の支給が必要な案件の相談はありませんでしたが、今後につきましては、速やかに制度をスタートさせて、関係部局で連携の上、スムーズな運用に

努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【山本委員】ありがとうございました。

内容については、別にもうこれで異論はないんですけれども、たまたま空白の期間に賞じゅつ金の支給対象となる案件がなかったのよかったということになるのかなど。これ以外に同じような事例がないのか、結局、法律とか条例がなければ、交付、支給ができず、今、要綱でやってるものがないか、確認をして、今後漏れのないようにしていただければと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第70号議案及び第71号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第70号議案及び第71号議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【黒島秘書課長】政策等決定過程の透明性等の

確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出しております秘書・広報戦略部関係の本年2月から5月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

1,000万円以上の契約案件につきましては、県外パブリシティ活動に向けたリサーチ等業務委託、長崎県公式ウェブサイトリニューアル業務委託、広報テレビ番組「みじかなナガサキ」放送等業務委託、広報テレビ番組「みじかなナガサキ」制作・放送等業務委託の4件であり、契約内容については記載のとおりでございます。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。

附属機関等会議結果報告につきましては、ながさきブランド検討懇話会、ながさきブランド検討会議の2件を開催しており、本県の総体的なブランディング及び情報発信の戦略を作成するに当たり有識者による意見交換が行われました。

議事概要等は7ページ及び8ページに記載のとおりでございます

資料の説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【小林総務文書課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明させていただきます。なお、今回の報告対象期間は、令和7年2月から5月までに実施したものとなっております。

2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございますが、今回の報告対象期間における実績は計9件であり、契約の内容は資料に記載のとおりでござ

います。また、4ページから6ページにつきまして、入札結果一覧表を添付いたしております。

7ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、今回の報告対象期間において、県議会議長宛にも同様の要望が行われたものは、パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会・行政に公正中立を求める長崎県民の会からの計1件となっており、具体的な要望項目及び県の対応につきましては、資料に記載のとおりでございます。

8ページをご覧ください。

附属機関と会議結果報告でございます。

長崎県行政不服審査会が1件、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県情報公開審査会が3件、長崎県出資団体点検評価委員会が1件の合計6件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては、9ページから15ページにお示しをしております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきまして、続きまして、去る6月中旬に実施いたしました令和8年度政府政策に関する提案・要望について、総務部関係の要望結果をご説明いたします。「令和8年度政府政策に関する提案・要望について」（総務部関係）をご覧ください。

総務部関係におきましては、地方創生・人口減少対策に必要な地方税財源の充実及び地方交付税の確保充実について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、総務省に対し、知事、議長、総務部長から要望を行いました。このうち、「地方創生・人口減少対策に必要な地方税財源の充実について」は、安定的な財政運営に必要となる一般財源総額の確保を図るこ

と、「地方交付税の確保充実について」は、地方交付税算定における人口減少の影響を最低限に緩和する手法を講じることにについて、特に強く要望を行いました。

これに対しまして、富樫副大臣からは、「今年度以上の一般財源総額の確保に取り組んでまいりたい。また、地方交付税についても、人口減少が急速に進む地方の現状に寄り添って対応していきたい。」とのご意見をいただきました。

以上が総務部関係の要望結果でございますが、今回の政府政策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【飛永防災企画課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出しております危機管理部関係の本年2月から5月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、長崎県消防学校給食業務委託などの4件であり、契約内容につきましては記載のとおりであります。また、入札結果一覧表を3ページから4ページに添付しておりますのでご覧ください。

続きまして、6月に実施いたしました令和8年度政府施策に関する提案・要望について、危機管理部関係の要望結果をご説明いたします。

危機管理部関係におきましては、佐世保港におけるすみ分けの早期実現等、自衛隊に係る防衛施設整備等の推進、原子力災害対策、眉山の地震による崩壊のシミュレーションの実施、雲仙砂防管理センターの体制の充実による「防災・減災」機能の継続及び九州大学地震火山観測研

究センターの充実・強化の5項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、財務省、防衛省、総務省、内閣府、文部科学省、農林水産省に対し、知事、議長、危機管理部長等により要望を行いました。

このうち、佐世保港におけるすみ分けの早期実現等の中の前畑弾薬庫の移転・返還については、岩屋外務大臣から「防衛省を中心に、施設内容などに関して、今協議を実施していただいていると承知している。外務省としても作業を加速化するよう引き続きしっかり努力していきたい。」とお話をいただき、金子防衛大臣政務官からは、「火薬庫の施設配置案について、日米間で最終的な詰め調整を行っているところ。施設配置案を早期に決定できるように、しっかりと最大限努力していきたい。」とお話をいただきました。また、6月12日には、危機管理部長が九州防衛局に出向き、要望活動を行ったところであります。

以上が、危機管理部関係の要望結果であります。今回の政府政策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【鶴瀬委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書の一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

審査対象の陳情番号は、18番、19番、21番、27番となっております。

陳情書について何かご質問ありませんか。

【堤委員】おはようございます。

陳情番号27番、「日米地位協定の抜本的な見

直しを求める意見書を国に提出することを求める陳情書」に関してちょっとお尋ねをします。

たくさん資料がつけられているんですけども、資料を見ると、これまで県議会で3回、平成7年、平成15年、平成16年と日米地位協定の改定を求める意見書が採択されています。平成16年のときは、米軍のヘリコプターが沖縄国際大学に墜落、炎上した事故を受けての意見書になっているようですけれども、この中の資料の5番に、米軍関係者の私有車の調査のことがあります。

米軍関係者私有車調査で質問回答用紙ということで、本県が回答しているということになってるんですが、ここで、自動車税ですね、自動車税も、米軍関係者が所有する自動車について、課税額が、私たちが一般に払う自動車税よりも大分減額されているというようなことになっています。見ましたら、例えば、5ナンバー、今年3万500円支払ったんですけども、これが米軍関係者7,500円となっていて、この資料の5番で一般税率に換算した額とか差額、大分安くされているので、差額がかなりの額に上っているんですけども、この自動車税というのは、大体、県税になるんでしょうか。それとも、いろんなところに分けて収入となっていくんでしょうか。

まず、そのところをお尋ねします。

【田島税務課企画監】お尋ねの米軍の自動車税につきましては、自動車税というのは種別割になるんですけども、全て県税の収入になっております。

【堤委員】そうしますと、減額されているということは、本来、私たちが払う場合よりも、米軍関係者の車両についてはかなり減額されているということで、そうすると、県税の収入が減って、その分、かなり減らされているということになるんですかね。ここは2019年となつてま

すけれども、今どういう状況なのでしょう。

【田島税務課企画監】年間の課税台数ですが、約2,400台となっております。課税額が約2,500万円、これを一般の税率に換算した場合は約8,000万円ということになって、差額は約5,500万円減となっております。

【堤委員】県税収入が5,500万円減額をされるということは大変大きな問題ではないかと思います。日米地位協定というのは、ほかの国にも米軍基地があるところ、何ヵ国もありますけれども、かなり日本は米軍に配慮したというか、米軍関係者が優遇されているというか、日本が負担しているところは多いと思いますし、これまで本県のいろんなところで地位協定の改定ということが要望されてきたと思うんですけども、こんなふうに国内法が適用されないで優遇されているということについてどんなふうにお考えなのかを、危機管理部長、お尋ねしたいと思いますが。

【今富危機管理部長】県といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、貴重な財源でございます。その自主財源の充実のために、優遇制度を是正する必要があると考えております。このため、毎年度、米軍基地が所在する主要都道府県で構成いたします渉外関係主要都道府県知事連絡協議会におきまして、自動車税、それと、軽自動車税の優遇制度の是正を関係省庁に要望しているところでございます。

以上でございます。

【堤委員】県としても、毎年是正を要望されているということです。

本当に、自動車税のことまでは私も知らなくて、今回、こんなふうになっているんだということで、ずいぶん日本側の負担というのが非常に大きくなってるし、県税収入として入るとこ

ろが入ってこないというのは、本当に本県にとっても非常に不利なことであると思っています。

地位協定改定に向けた、渉外知事会での要望もずっとされていますけれども、やはり県としても、県として、国に対する要望というか、引き続きしっかり求めていただきたいと思います。以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問ありませんか。

【川崎委員】「政策等決定過程の透明性に関する資料」で、総務部所管の15ページ、第17回長崎県出資団体点検評価委員会、2月14日に開催された分についてお尋ねをいたします。

まず、長崎県が出資をしている団体は幾つあり、全て株式会社なのかお尋ねをいたします。

【小林総務文書課長】令和6年4月1日時点におきまして、県が出資している団体は103ございます。内訳は、株式会社が23、公益財団・社団が36、一般社団・財団が29です。特別法に基づく法人が15の合計103となっております。

【川崎委員】そうしますと、それぞれ受け手側は資本という位置づけでよろしいでしょうか。確認です。

【小林総務文書課長】どの団体につきましても、資本金なり基本金なりという形で受けていただいております。

【川崎委員】そうしますと、総額はお幾らにな

りますか。

【小林総務文書課長】今、金額として総額を出しているものがございませんので、後ほど回答させていただきます。

【川崎委員】後ほど、先ほどの出資団体の形態別に件数はお聞きしましたので、額をお知らせいただきたいと思います。

この評価委員会のいわゆる指摘についてお尋ねをいたしますけれども、この中期経営計画の策定状況ということではありますが、経営が厳しく今後の見通しが立たないから、中期経営計画をつくらないということはないのではないかと、経営計画のない経営や企業団体はないと考える、至極当然でありまして、県としても、財源を補填する根拠として、団体の経営計画がないと団体の出資が難しいのではないかとという指摘ですね。まさに、経営計画がない、そういう団体に出資をしていたということ自体が驚きであります。中期経営計画を策定していない団体、具体的に述べられないとは思いますが、その数はいかがでしょうか。

【小林総務文書課長】先ほど申し上げました103のうち、県の出資比率が高いとか、また、低くても県に事務所があるといったところで、県が経営に口出しをできるといいますか、そういう団体が全部で44ございまして、その44団体につきましては、経営評価診断の対象としていろいろな報告をいただいたり、指導をしている団体となります。

その44のうち、中期経営計画が今現在ないのが24ございます。24のうち、今、鋭意作成中というところもございまして、点検評価委員会としても、団体の性格からして、中期経営計画がなくてもいいだろうという団体もございまして、

例えば、県民ボランティア振興基金は、災害

があったときに助成をするような事業をやっておりますので、そこについて中期経営計画を立てるのは難しいだろうということで、その団体の事業内容によって、つくりたくないのもやむを得ないとしてるところも幾つかはございます。

以上です。

【川崎委員】よく今の説明で理解いたしますが、中期計画をつくるべき団体というところがつれてないということも事実としてあるんでしょう。それはもう、もう何年も前からご指摘をしているのにつくっていないというような状況なのか、今、鋭意策定を求めているということでもありますけれども、それは、やはりきちんとって提出をさせるということも当たり前の話なんですけど、いま一度、そういった姿勢で臨んでほしいと思いますが、見解を伺います。

【小林総務文書課長】今申し上げましたように、つくる必要性がないと整理された団体を除きまして、それ以外の団体につきましては、毎年、団体と所管課と三者で話し合いを重ねておりまして、どういった内容にすべきなのか、また、つくりたくないという主張をされる団体とも会話を重ねておりまして、今から頑張りますというふうに方向を大分転換していただいている最中ではございます。

鋭意努力して作成を求めていきたいと考えております。

【川崎委員】何かちょっと甘いような気がしてますね。中期経営計画ですから、大体5年、あるいは10年、10年までであるのか分かりませんが、5年先まで検討していくというのは普通の会社で当たり前の話で、取り組みづらいというところの先ほどの部分は分かりますけど、それは、もう、つくりなさい、嫌ですよとか、そんなやり取りの次元じゃないと思いますんで、しっか

りと指導していただきたいなと思っております。

また、次、団体の在り方というところで、時代が変わっている認識が薄い団体が多いように思うと、そのような中で、従来の手法のままでよいのか、時代に適応しているのか、各団体の目的を再確認した上、事業の在り方や手法について検討してもらいたい、団体の目的は何か、どのような問題があるのか、そのためにどう活動すべきかを考え、計画を策定し実行、評価、そして改善していくプロセスが重要ではないか、かなり厳しい評価だというふうに思っております。要は、なかなか経営計画をつくりたくないという、つくれないう、応じないという、そういった団体、そもそもは、そういったところに出資をしていく意味というのがあるのかどうか、この評価について今後どう対応していくのかお尋ねいたします。

【小林総務文書課長】点検評価委員会のご指摘も、川崎委員のご指摘も誠にそのとおりで思っておりますので、先ほどの中期経営計画をつくれという話ですとか、点検評価委員会に出すためだけではないですけども、経営評価・診断表を毎年作成するように求めておりまして、その中で、まず団体の存在意義から問うこともございますので、そういった議論を積み重ねて指導をしていきたいと思っております。

【中尾総務部長】この委員会でのご指摘ももっともでございますし、また、川崎委員からのご指摘もごもっともでございます。県が出資している以上は県の公費が使われているということでございますので、団体によっては計画をつくるにじまない団体というのは、先ほど、総務文書課長からもご説明したとおりですけれども、一般的に組織を運営していくという観点からは、何らか自立していくといえますか、運営してい

くという視点が最も重要でございますので、つくるべきであるにもかかわらず、何か抵抗している団体については、私どもとしても、出資者としてきちんと指導してまいりたいと考えております。

【鵜瀬委員長】よろしいですか。

【川崎委員】はい。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果について」、ご質問ありませんか。

【田中委員】危機管理部にちょっとお聞きしますけれども、一番関心があるのは、私は、佐世保港におけるすみ分けの早期実現、日米合同委員会で合意をいただいてから、もう、どうかな、十四、五年たつのかな、全然形として見えてこない、形として。言葉だけで。私は、現地は、すぐ近くですから、現地はね。ずっと待ってるけれども上がってこないの、今年の要望の感触について、粗々、ちょっとご説明願えますか。

【山口基地対策・国民保護課長】今、委員からご指摘いただきましたとおり、佐世保港のすみ分け、特に前畑弾薬庫の移転・返還につきましては、日米合同委員会での合意から14年が経ちますけれどもなかなか進まないという状況にあります。

そうした中で、毎年、これまで県としても国の方に要望を重ねてまいりました。それで、なかなか形にならないというのが課題だと思っておりますので、今年は、具体的に要望の中に施設配置案を早急に決定し具体的な工程を示してほしい、そして、佐世保港すみ分けの早期実現を図ってほしいという要望にいたしました。

その中で、国の方から、回答として、最大限

努力していきたいというような形のお答えというのを外務省及び防衛省からいただいたところであります。

国の方においても、令和6年度、令和7年度で14億円を超える予算を措置していただいて、現在、配置案の早期決定に向けて最大限努力をしていただいているものと思っております。

ただ、目に見える形でなかなか成果が出てこないというのも事実でありますので、今後も繰り返し要望していく必要があると思っております。

【田中委員】あくまでも、我々も要望ですから、伝えておきたいと思うんですが、工事をやるためには、現地、安久ノ浦を見れば分かるけれども、工事用道路というのは必要なんですよ。工事用道路というのは。これを、やはりある程度先行してやってもらわないと。それをやらうことは、やるんだなという、国もやる気になったなという感じに我々も安心するわけですが、工事用道路、崎辺の場合の工事用道路だって、10年たってもまだ完成してない、崎辺の工事用道路だってね。何か、予定よりずっと遅れてしまった。そういうことを考えれば、工事用道路だけでも、防衛省は先行して、やるべきだと。それが地元に対する誠意ですよ。地元に対してね。何もない。日米合同委員会の合意をもらうまでに、もらうまでに20年ぐらいの月日がかかってるんですからね。前に、合同委員会に、久間先生のおかげで、合同委員会が評価してもらったんだけどね、合同委員会。だから、流れは、もう40年、50年という流れもあるんだ、この流れがね。あれやらなきゃ佐世保市の発展はない。港が使えないわけだ。佐世保市の本当の基本要望の一つですよ。あれが完成したあかつきでないと、佐世保市の本当の経済活

動はできない。それが、50年たっても全然進まないというのは、認識として県も受け止めてほしいと思う。

それと、もう一つあるんだけど、これ幸い金子政務官が今おられるんですね。地元の代議士が政務官としてね。内々ちょっと聞いた話なんだけど、県と市が合同で要望に来ないと、陳情に来ないと効果は薄いですよ。県と市が。ばらばらでいつも来てた、それじゃあ全然進みませんよという話をちょっと聞かせてもらった。政府要望はこれで終わったけども、もう一度、二度、県と市が合同で陳情・要望に行く機会をぜひつくってほしいとお願いをしておきたいと思います。

終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本委員】1点だけ。危機管理部の政府施策要望の中の要望項目の④なんですけども、眉山の地震による崩壊のシミュレーションの実施ということで、これに対する回答は、林野庁の課長さんから、地震による国有林の崩壊をシミュレーションするという事務は所掌していないと。事例もないと。だから、林野庁が実施することは難しい。ただ、国が所有するデータの提供は協力したいというふうなこの文面なんですけれども、ということは、これ、林野庁に事例がないということなのか、どっか別のところが所掌しているのか、これだけだと、何か、行ってきたけど、うち違いますよと言われて帰ってきたような感じがしないでもないんですが、この辺りご説明いただけますか。

【飛永防災企画課長】政府施策におきまして、林野庁に対しましては、国有林を所有・管理する立場として眉山の崩壊シミュレーションの実施をお願いしたものでございましたが、林野庁

からは、国有林の山体の崩壊対策という業務を所掌していないとの理由で実施できないという回答でございました。

しかしながら、溶岩ドームにつきましては、崩壊のシミュレーションが実施されており、それを基に対策を検討しているところでありますので、どうしても眉山の崩壊のシミュレーションにつきましては不可欠であるというふうに考えております。

今回のこの林野庁の回答につきまして、地元の島原市さんとも協議をいたしまして、今後の対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

【山本委員】ありがとうございました。

今、お話をされましたけれども、結局、230年ぐらい前の島原大変というのは、まさに眉山が崩壊をして起こっていることですので、とにかく、国有林崩壊のシミュレーションの事例が国にないとは、ちょっとあんまり思えないんですね。ですから、しかるべきところを探していただいて、検討していただくように、特に今回初めての要望だったので、要望したけども来年からないということにならないように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に議案外所管事務一般について、ご質問ありませんか。

【外間委員】消防団の団員数について、現況について少しお尋ねをしたいことがございます。

今、日本がピークの頃の消防団員数は200万人近くあったというふうに理解をしておりますけれども、ピーク時における全国の消防団の団員

数、本県の団員数、そして、今現況においての全国の消防団員数と本県の消防団員数は、どのぐらいの数字になっておりますか、お尋ねいたします。

【松尾消防保安室長】全国の消防団員数につきまして、まずご説明いたします。

ちょっとピーク時というのは把握をしていないんですが、昭和30年につきましては、194万4,000人の消防団員が全国でいました。令和6年4月1日現在は、約61.6%減少して、74万6,681人というふうにかなり減少しております。

本県につきましては、昭和30年に3万9,571名の消防団員数がおりましたが、令和6年4月1日現在、57.1%減少いたしまして1万7,017人となっております。

【外間委員】聞かせていただいたとおりの激減の消防団の数値を確認することができました。

先般、西海市でも消防団の大会があって、年々大会の規模が小さくなっているように感じておりまして、このことは、全国の非常時における災害に対する消防体制の在り方についても、非常に一人一人の負担も大きくなってきているのではということに危惧をしており、この県議会においても歴代の先輩議員からも、消防団の在り方ということについて、よくよく委員会や本会議でもやり取りをし、消防団員数の対応・確保について様々な検討を必要とするのではないかとこのご意見や、やり取りを聞いてまいりました。

そこで、今日も大変いい議案の提出があって、賞じゅつ金ということに対する支給の条例がただいま通ったところでありますが、消防団の皆様方も、身の危険を顧みずに、真っ先に、通報があった際には、現地に駆け込んで、そして、大事がないことを願いながらも、負傷をしたり

いたしますが、その際には、このような県職員に対する賞じゅつ金の支給についてという新しい法律をも、今後こういった団員の確保、ある意味、魅力ある団員の確保において、このようなものがございましたら、大変団員にも励みにもなりますし、意識の高揚にもつながっていくのではないかとこのふうにも思うのですが、ここは答弁は要らないんですけれども、先般、佐世保市で夜中の3時頃、放送があって、我が分団の15、16、18分団は出動するようにという、夜中、市役所近辺にある館内放送が聞こえてまいりまして、そして、その場所を自分で探し求めてまいりましたところ、既に救急車、警察、パトカー、それから、それぞれの消防本部からも出動して、分団からも全て現地に駆けつけており、煙を吸った程度で大事に至らなかったという、初動体制のすばらしさを体験をしてまいりました。

このような組織体制も、こういう人数確保が、今後、どういうふうに確保していくべきであるかということ、体験を通して、消防団員、特に、ある意味ボランティアでありますので、最も命の危険を顧みない、無償の奉仕の中でも崇高な、非常に質の高いボランティアでありますので、この確保についても、なかなか難しいところがあります。

それと、こういった方々を維持していくのに、各町内会で分担金を徴収して、そして、その消防団の分担金として、そこに住む住民に即した金額で、人口、世帯数で掛け合わせて、消防団の運用に使っていただく仕組みを長年採っておりますけれども、これとて、人口がどんどん減少してきて、当初の町内会で集めた金額のもう半分ぐらいになって、とても負担金をお渡しする財政も、町内会に大変厳しい状況になってき

ておるということでもあります。

こういった負担の在り方というものについて、県は、各市町に対して、所管として、どのように関わって、現況関わっておられるのか、また、今後、関わり方では、このようなことに対する何かご意見等、対処策等ございましたら、ご意見をいただきたいと思います。

【松尾消防保安室長】消防団員の減少につきましては、毎年毎年減少しておりまして、かなり県の方も市の方も、市町の方も国の方もいろんな施策を打ちながら取り組んでいるところでございます。

まず、分担金の話がありましたので、令和3年4月に、消防庁におきまして、消防団員の報酬の基準というのを初めて策定いたしました。報酬を、年額報酬と出動報酬の2種類に分けまして、団員の階級の者につきましては、年額3万6,000円を標準、あと、出動報酬につきましては、1日当たり8,000円を標準として、出動に伴い実費が生じること、交通費とかですね、それについては、実費弁償をするようにというふうな基準が示されております。

また、報酬、費用弁償については団員個人に直接支給をしてくださいというようなことになっております。

さらに、分団の運営に必要な経費、装備や被服に係る経費だとか維持管理費、入団促進の広報に係る経費などについては、適切にそれぞれの市町から予算措置をしてくれというようなことがありまして、国においても、地方財政措置の見直しを令和5年4月に実施しております。

消防団の分団の一部については、自治会、あるいは、消防団の後援会から補助金、負担金などを受けているという、そういう拠出があると聞いておりますが、その部分につきましては任

意ということになっております。

消防団の運営に必要な公費で負担できる部分については、市町の方で、先ほど申しました維持管理費などの経費については措置することになっておりますので、その分担金のところをというのは、なかなかちょっと難しいのかなと思ってます。

県内の消防団分団の中には、報酬ですね、個人に支給された報酬を支払った後、懇親会の会費など別途徴収して、分団の公費で賄えない部分を工面しているという、いろんな工夫をしながらやっているところも聞いておりますので、そういう工夫も紹介しながら、分団運営に当たっていただければと思います。

いずれにいたしましても、県におきましては、報酬の在り方については、適正にやっていただきたいという指導をしながら、そういう活動が難しいところは、いろんな意見を聞きながら、できることがあれば、県としても取り組んでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【外間委員】ありがとうございました。

魅力ある消防団の在り方について、県として関わり方は、今、お話、限界があるということで、任意と、そして、分担金の問題を適切に処置してくれ等の適切な指導等については、一定理解をいたしましたが、現況、明らかに人がいなくなって、それぞれの分野で足りない、まして、このような消防という命を預かるボランティア活動に勇気と使命感で地域のそういうグループがいるということについて、どうぞひとつ、寛大な対応を、今後、市町を通してお取り組みいただいて、消防団の魅力ある活動を守っていただきたいと思います。

昔は、消防団だったら、映画館がただとか、

料飲店や指定店が半額とか、いろいろ特典がたくさんあって、そういうことでもして魅力ある消防団を取り組むという、具体的なそういうものもございましたものですから、こういう、少なくなったときこそ、何としてでも確保すること、そして、佐世保市は第一中隊から第四中隊までの60分団で構成されており、この間、分団が少なくなってきて、若い分団が、例えば11と12が合併をしたら、若い11の番号を生かして11分団ということで、ずっと合併をしながら、何とか定員を確保しながら、その消防団活動に入っております。

今度は私ごとですが、自分のところの16分団も18分団と合併をして、16分団ということで再出発をする予定が来年、再来年になっております。このように消防団の組織も人口減少とともにだんだん小さくなっていつているけれども、火災や非常時というのはそうそう減るものではありませんので、この辺の備えをしっかりと県として、危機管理の所管として、各市町と連携をして取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(俊)委員】私からは、県の広報について1点確認をさせていただきます。

行財政運営プランの実績について、全世帯広報誌のアンケートにおいては、分かりやすいと答えた人の割合が97.5%とのことで、目標達成されておられます。県民の皆さんに分かりやすい広報の取組が実を結んだものというふうに考えておりますので、この点については、引き続き努力をしていただければと思います。

そして、本年は、ながさきピース文化祭2025、そして、ツール・ド・九州など大きなイベント

が開催されることに加えて、被爆80年などの節目の年でもあって、全国的にも長崎が注目をされるものというふうに思います。

また、現総合計画の最終年度の総仕上げの年でもあって、これまでの取組によって得られた様々な成果を踏まえて、現在検討を進めている次期総合計画では、その将来像を明確に示すことができるよう県民の皆様にはしっかりとお伝えをしていく必要があるというふうに考えております。

既に、広報誌などの県の広報媒体でも十分に伝えているとは思いますが、県内、様々な年齢層など、ターゲットに対して、さらに幅広く伝える、リーチしていくためには、新聞やテレビなどのマスメディアも積極的に活用をして広報していく必要があるというふうに考えますが、この点についてお考えをお聞かせください。

【松浦広報課長】中村(俊)委員におかれましては、冒頭、県の広報活動にエールを送っていただき大変ありがたく受け止めております。

委員ご指摘のとおり、大型イベントや最終年度を迎える総合計画の成果等につきまして、県民の皆様へ丁寧にお伝えをし、ご理解をいただく必要があるものと考えているところでございます。

このため、広報課が所管する媒体に加えまして、担当部局と連携をしながら、例えば、新聞紙面の活用等ができないか検討しているところでございます。引き続き、様々な機会を捉えながら、県の取組等につきまして、効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【鵜瀬委員長】よろしいですか。

ほかに。

【堤委員】危機管理部にお尋ねします。

4月に県内の小学校に、「まるわかり！日本の防衛～はじめての防衛白書2024」という冊子が配布されています。

これに関して、3月に九州防衛局と県の危機管理部の担当者が県教委に出向いたと聞いています。どのような経緯があったのか、まずお尋ねします。

【山口基地対策・国民保護課長】「まるわかり！日本の防衛～はじめての防衛白書2024」につきましてのご質問でありました。これにつきましては、九州防衛局の方から、基地対策・国民保護課に、学校に冊子を配りたいので、教育庁の方に説明に行きたいという依頼を受けまして、危機管理部も同席した上で、教育庁に対して九州防衛局から説明がなされたというような経緯でございます。

【堤委員】九州防衛局の方から冊子を配りたい、教育庁に行きたいのでという依頼があって同席したということですね。

どなたが行かれたんですか。

【山口基地対策・国民保護課長】危機管理部からの同席は、基地対策・国民保護課長が同席をいたしました。

【堤委員】はじめての防衛白書ですが、防衛省が学校に配布したというのは、配布の意図はどこにあるのでしょうか。

【山口基地対策・国民保護課長】防衛省に見解を確認しております。「まるわかり！日本の防衛～はじめての防衛白書2024」について、冊子を配布した目的としては、我が国の将来を担う小中高生の皆さんに、安全保障環境でありますとか自衛隊の活動につきまして、理解を深めるきっかけとなるよう作成をしたと。

これまで、防衛省のホームページの方で、若

い世代を対象としたキッズサイトというのを掲載していたけれども、小学生の皆様手に取って読んでいただけるよう、冊子として配布をすることとしたという考え方を確認しております。

【堤委員】はじめての防衛白書ですが、この冊子は、防衛省のネットの方でも見ることができますし、それから、アマゾンでも販売されています。だから、私たちが目にすることもできるんですが、これを小学校に10冊ずつ配られているようなんですね。中身を見ますと、例えば、Q&Aで、ウクライナはどうしてロシアに攻め込まれたのと。これに対して、答えが、ウクライナは国を守るために十分な力を持っておらず、攻め込んでも大丈夫とロシアから思われたからとか、こういう記載があります。その冊子の内容が、抑止力の強化とか防衛力が足りなかったことが侵略を招いたといった、そういう軍事的な観点からの論調を子ども向けに展開されている。戦力を持たないという憲法9条の趣旨と、これは明らかに反する内容ではないかと思っています。

それから、中で、中国、ロシア、北朝鮮を仮想敵国とみなし、日本の脅威となっていると思わせるような記述があります。戦争が起きないようにするために、反撃能力を正当化して、日米同盟の協力体制が重要と位置づけ、防衛予算拡大の必要性を説いている、そういう内容です。

ところが、学校には、中国、ロシア、北朝鮮といった、そういう国にルーツのある児童生徒もいるわけで、全く配慮に欠けていると思いますし、このような説明の仕方というのは非常に問題があると思います。特定の政治的な敵、軍事的立場に立った教材を、しかも、防衛省が文科省のルートを通さず直接配布していることも問題だと思いますし、政治の不当介入というべ

き大きな問題だと思っています。

社会に様々な考えがある中で、例えば、この総務委員会の委員の中にもいろんな考えがあると思います。そういう中で、世界情勢もよく分からない、まだ判断力も十分に育っていない、そういう小学生にこういうものを使って、先ほど言われましたけれども、安全保障環境とか自衛隊への理解とか、それを何か露骨に求めているような内容だと思うんです。明らかに、これは、日本国憲法が掲げるその理念に反する内容だと思っています。

そういう憲法違反の文書を学校で活用するということはすべきではないと思います。日本は、憲法に基づいて、どこの国とも会話による友好関係をつくる、それが外交の基本ですし、そこに軍事で対応しようとする、今、防衛予算もどんどん増えてきていますけれども、国の方針をそのまま教育の現場に持ち込むことは許されないと思います。非常に問題のある冊子で、それから、学校には、使用後のアンケートも送られてきていると聞いています。子どもたちに見せて、どうでしたかとか、どんなところを改善したらいいですかとか、何かそういうことも書かれてたり、どういう使い方をしたかとか、そういうアンケートもあって、これから、今、県内の学校は市教委が回収をしたところとか、あるいは、学校の中で、子どもたちの目に触れない、書庫とか何かに保管したりとか、そういう扱いをされてるようなんですけれども、今後とも同じような動きが出てくるかかもしれないと思っています。だから、子どもの目に触れないように、取扱いは慎重にしてほしいと思うんですけれども、これについて、何か見解はありますか。

【山口基地対策・国民保護課長】今回の「まる

わかり！日本の防衛～はじめての防衛白2024」の配布について、各学校への配布の承諾については、最終的には各市町の判断において行われたというようにお聞きをしております。

そうした中で、今、委員がおっしゃったような様々なご意見があるということにつきましては、防衛省の方にきちんと伝えたいと思います。

【堤委員】現場から様々な声がある、それから、教育現場からも大変危機感というか、そういう声が上がっているんだということをしっかり伝えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】暫時休憩します。

— 午前11時43分 休憩 —

— 午前11時44分 再開 —

【鵜瀬委員長】再開します。

午後は1時30分から再開します。

暫時休憩いたします。

— 午前11時44分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【鵜瀬委員長】再開します。

引き続き議案外所管事務一般に対する質問を行います。

【山田委員】南海トラフ地震防災推進地域の指定について伺いたいと思います。

3月31日に国が公表した南海トラフ地震の被害では、死者数が最大80人であったものが500人になるなど、県内の被害想定は大幅に増加をしています。死者数などの被害想定は、時間帯でも大きく変わってくるかと思いますが、本県の市町ごとの被害状況はどのようになっているのか伺います。

【飛永防災企画課長】南海トラフ地震におけま

す死者数の被害想定につきましては、昼間と夜間などの時間帯や住民の避難意識の高さなどにより、24の条件に区分して被害想定が公表されているところでございます。

死者につきましては、住民の避難意識が高いほど少なくなり、時間帯といたしましては、昼間が夜間に比べて多くなっております。

これは、本県の地形的な特性から、住宅が比較的高い地域にあり、昼間は浸水する地域に人が多く集まっていることが影響しているものと推測しております。

なお、市町ごとの被害状況についてでございますが、津波高や震度、あるいは、30センチメートル以上の浸水面積につきましては、市町ごとに数字がございますけれども、死者数や避難者数等については県警のみでございまして、市町ごとの公表、資料はございません。

【山田委員】80人から500人になってるということは、市町別に当然積み上げて500人だというふうに思っていますが、公表はしない。市町ごとの死者数や避難者数とか公表しないという中で、そういった具体的な指定もない中、想定もない中に、市町が防災対策を立てることは困難ではないかなとか、ちょっと危惧するところがあります。

具体的に、どれぐらい被害があるとか、避難者の活動をやはり把握した上でいろんな計画を立てていくべきものと思っておりますが、国のこういった意図で、意図かどうかは分かりませんが、市町別は公表しないということであります。

県が今年度から実施をしています地震アセスメント調査の中で、この内容も含めて反映をさせていくべきではないかと思っておりますが、ご見解を伺います。

【飛永防災企画課長】市町ごとの死者数や避難者数につきましては、市町において、津波防災対策を講じる上におきましては必要なデータになると考えております。

津波による死者や避難者数の数につきましては、浸水の深さ、面積、そこに住む人口が関係しますので、今年度から県が実施いたします地震アセスメント調査において検討して調査に反映してまいりたいというふうに思っております。

【山田委員】次に、本県は南海トラフ地震が発生した際に、即時応援県として、宮崎県を支援することになっていると思いますが、地震防災対策推進地域に指定をされた場合、その取扱いがどうなっていくのかを伺います。

【飛永防災企画課長】大規模な災害が起きた場合に、大きな被害を受ける県に対して、総務省が、被害を受けていない県や市町村から応援職員を派遣する制度をつくっており、南海トラフ地震につきましては、その特例としてアクションプランを定め、あらかじめ応援する自治体の組合せをつくっておこうというものでございまして、本年4月にスタートしたところでございます。

そして、このアクションプランでは、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けない県が被害の大きい重点受援県を応援するという制度がつくられており、従来、本県は、地域指定を受けていなかったことから、即時応援県として宮崎県を支援するということになっておりました。

しかしながら、今般、推進地域に指定をされ、被害確認後応援県になるため、即時応援県からは外れてしまうということになりますので、総務省に対して、県の状況を説明し対応の見直し

を求めるとともに、九州地方知事会に対しても本県の状況を説明した上で、九州地方知事会からも見直し案の提示を国に出していただくよう既に求めているところでございます。

【山田委員】ぜひお願いを。本来で当初の予定では、地震が発生、南海トラフが発生したら、速やかに第一陣が旅立つような準備になってたかと思いますが、本県も、このような指定を受けた中においては、即ち宮崎の応援に入ることには当然できませんので、ぜひとも、しっかりと総務省と協議をいただき、体制を整えていただきたいと思います。

次に、孤立集落対策で伺いたいと思っております。

まず、能登半島地震でも大きく問題となりました孤立集落の問題ですが、県内の孤立、災害発生時に孤立する可能性のある集落について、昨年度改めて調査を実施すると聞いておりましたが、今、現状としてどのような箇所数になっているのかを教えてください。

【飛永防災企画課長】孤立集落につきましては、平成25年度の調査時点では378か所であったものが、昨年度改めて調査した結果、新たに114か所を追加いたしまして、合計で492か所となっております。

【山田委員】492か所というのは、能登半島地震で大きな問題となった、能登半島よりも非常に数が多い状況にあるというふうに思っております。しっかりと対策をしていかないといけないというふうに思っているところであります。

孤立集落対策として、私、2月の一般質問で、へりの離着陸場の図面などを作成し、市町や関係機関と共有・連携しながら、孤立集落ごとに侵入対策等を検討するとの答弁をいただきましたが、全ての市町において確実に実施いただく

必要があると考えております。

そこで、鳥取県では、孤立対策として、孤立可能性のある地区ごとに避難所や備蓄状況、ヘリコプターの発着地点などの情報の対応をまとめたカルテを作成し、警察や消防など関係機関で共有をするようにしていると伺っております。全ての市町で確実に孤立集落対策に取り組んでいただくためには、本県においても、このようなカルテをつくる必要があるのではないかと考えておりますが、ご見解をお聞かせください。

【飛永防災企画課長】昨年度の調査におきまして、孤立可能性のある集落の人口構成や避難所数など、基礎的なデータにつきましては整理できており、関係機関と協議をした上で侵入対策等の検討を進めていく予定でございます。

鳥取県のように様式を定めまして、孤立可能性のある集落ごとに整理していくということは有効だというふうに考えておるところでございます。まずは、市町との協議会の中で検討を進めてまいりたいと思っております。

【山田委員】ぜひ、お願いをしたいと思っております。本県が、南海トラフの地震防災対策推進地域になり、県内で最大で500人の方が亡くなる可能性がある、先ほど課長が答弁された中で、時間や季節、時間帯、防災意識の低い高いで24パターンで、防災意識が高かったら死者数はゼロというふうな数字になっています。やはり、各自、県民それぞれに防災意識を持っていたことが重要であると思っているところであります。

ぜひ、関係市町が、浸水想定地域のものもいただいておりますが、長崎、佐世保、平戸、諫早、新上五島町、小値賀、五島、西海、雲仙、南島原、10市町にわたり被害が出る可能性がある中でありますので、ぜひとも、危機管理部に

おかれましたは、県民の命が誰一人失われるようなことがないように、恐らく近年来るであろうと言われている南海トラフの關係に備えていただきたいということをお願いを申し上げ終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【川崎委員】危機管理部にお尋ねをいたします。

今年の1月28日に、埼玉県八潮市において、道路が陥没をして、走行していたトラックが転落する事故が発生をしました。車両を引き上げて救助を試みるも、ワイヤロープが切れて再度転落、以降、下水道管まで引き込まれ、ドライバーが亡くなって発見されるという痛ましい事故になってしまいました。あのときワイヤロープが切れてさえなければと誰しもが感じたと思います。

県下であのような災害が起きにくいとの見解を伺ったところでありますが、万が一に備えまして、バスやトラックなどの大型車両が道路陥没で転落したことを想定した救助訓練を実施をして、課題を明確にしながら、救命救助のクオリティを高めていただくようお願いしたいところでございます。

救助を担うのは消防関係者と承知をいたしておりますけれども、大型車両を引き上げたりする資機材の保有並びに技術の習得が十分とは言えないと感じております。

仮に、消防の資機材では賄えない場合、民間に協力を求め、官民一体となって対処することも賢明と考えますが、県の見解をお伺いをいたします。

【飛永防災企画課長】埼玉県八潮市において発生しました大規模な道路陥没事案については承知しておるところでございます。

そうした大規模な道路陥没を想定した訓練を

実施するに当たりましては、相当の費用がやはりかかってくるというふうに考えられます。

県の総合防災訓練において、どのような訓練を優先的に行うのかにつきましては、消防など関係機関と意見交換を行い検討してまいりたいと思っております。

【川崎委員】検討していただくということでありがとうございます。

去る6月8日に宮崎県延岡において、本当に大きな穴を掘って、まさに八潮市の事故、これを想定したものというふうに思いますけれども、非常に報道関係の方も多くて、関心が高かった訓練と伺っております。

ぜひ、先ほどもおっしゃった総合防災訓練、こういったところからしっかりと知見を積んで、経験を積んで、どうすればああいう不測の事態、まさかと思うんですけど、ああいうことが発生するので、しっかりと検討していただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、災害救助犬についてお尋ねをいたします。

災害、地震等で家屋が倒壊した現場で、例えば、中に被害者がいらっしゃったときに、捜索をするため災害救助犬が活躍をしてくれておりますけれども、まず、この災害救助犬が本県に存在するのかお尋ねをいたします。

【飛永防災企画課長】災害救助犬につきましては、過去には県内の事業者、NPO法人さんがいらっしゃいまして、そちらと協定を締結していたということがございましたが、現時点におきましては、その事業者さんは亡くなっているということでございまして、現在は熊本県に所在する救助犬を養成する団体でございますNPO法人九州災害救助犬協会と平成25年に災害協

定を締結いたしてございます。

その団体におきましては、会員さんがいらっしゃるしまして、そのうち1名は県内で救助犬2頭を飼育しておられるということでございまして、九州全体ではトレーナーが8名、救助犬が14頭飼育されているということで聞いております。

この災害救助犬につきましては、本県の総合防災訓練におきましても、過去参加していただいておりますので、今後も機会を見て、参加していただくようにしたいというふうに考えてございます。

【川崎委員】本県にも1名おられて、2頭が存在する、協定は、その九州の団体との協定ですので、いざというときには駆けつけていただけると、そのような準備を整えておられるということについては承知をいたしました。

災害救助犬ですけど、いろいろ資料も拝見しておりますと、当然訓練を受けてるということではあるんでしょうが、もともとの臭いがないくても、原臭がなくとも、ストレスで発生する汗の臭いなど、生きている人の生体臭から探し出す能力、そういったものが備わっているということで、非常にすばらしい救助犬であります。一方、大型犬であるために、例えば、災害現場に行こうと思っても、飛行機にはその2頭までしか乗せれないとか、あるいは、基本的にボランティアみたいですね、ボランティアなので、その方々たちが現場に向かうにも、当然、飛行機で行くわけですから車はないわけですから、レンタカーの調達、移動、全部自力でなさっているというような状況でございます。

当然収入がないわけで、その収入につきましても、メインの収入源は一般家庭犬のしつけ、トレーニング、そういったところとか、あと、認知症の方の搜索、野生動物の鳥獣対策、害虫

探知犬等々ですね、本当にそんな形で維持をされているということが実態のようであります。

しかし、いざというときには、こういった皆様方のお力については、本当にありがたい存在でありますので、ぜひ光を当てていただいて、意見交換をされていきながら、何かお困り事といたしますか、災害がないにこしたことはないですけど、そのためにずっと準備をされているということであればコストもかかってくるというふうに思いますので、ぜひ、しっかりと意見交換をしていただいた上、また次の議会でも、どういった状況なのかお聞かせをいただければなというふうに思います。これはちょっと要望にとどめたいと思います。

次に、総務部にお尋ねをいたします。

文書の管理であります。令和6年11月議会におきまして、公文書の管理の厳正化とルールについて、議会で議論ができるよう公文書管理条例の制定を求めたところであります。

そのときに、県の方からは、公文書は県民の知的財産であり、その管理の在り方を議論するという視点は重要であると認識している、したがって、まずは条例を制定している他県の事例調査などを行い、本県の公文書管理はどのような在り方が適切なのか調査研究を進める、このようなご答弁をいただいたところでございます。

調査研究についての進捗についてお伺いをいたします。

【小林総務文書課長】お尋ねいただきました公文書管理条例につきまして、現在は条例を制定済みの19の都県がございまして、そちらの内容について調査を進めているところでございます。例えば、条例制定に至りました経過や経緯、条例の対象とする実施機関や条例を制定する目

的などを調べさせていただいておりますが、各県、自治体ごとに考え方がいろいろございます。それらを、どうしてそういう考え方になったのかとかいうヒアリングをさせていただきながら、課題整理を鋭意行っている段階でございます。引き続き、県民の知的財産である公文書管理の在り方について調査研究を進めていきたいと思っております。

【川崎委員】ぜひ進めていただきたいと思います。国も、条例制定は積極的にやってほしいというお考えであるということも承知をいたしております。何より、知的財産、我々議会の中で議論ができない、ルールがあるから、もうそれでいいですよというところが今の実態だと思っておりますが、そういったことを我々で議論をしっかりと、財産、ある意味、保存もそうですけれども、活用というところもしっかりとやっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありますか。

【山本委員】1つだけ。基金の運用状況等についてお伺いをしたいと思います。これについては、坂口議員の方が一般質問でされているので、ちょっとおさらいみたいな形になるんですけども、そのときの答弁、控えているのは、令和6年度末の基金の残高が1,390億円。このうち、債券運用が880億円で、運用収益が7.2億円と。財政調整基金の98億円については、全額預金で運用されているというふうなご説明だったかと思いますが、まず、運用収益の7億2,000万円というのは、これ全部利息収入ということでしょうか。

【高橋財政課長】お見込みのとおりでございます。元本が保証される債券で運用してま

す。

【山本委員】坂口議員の質問の中で、含み損の話がありました。基本的には満期保有を前提としているから、一時的な含み損というのは顕在化をしないんだろと思うんですけども、ちなみにという形で申し訳ないんですが、含み損がどれくらいあって、それに対応する、当然いろんな債券を運用されてるから時価が分からないというのもあると思うんですけども、含み損が分かるもの、そのいわゆる額面金額を教えてくださいませんか。

【中尾総務部長】先ほど財政課長からもご答弁申し上げましたとおり、また、一般質問でも坂口議員にご説明したとおり、満期を保有していることを前提に、また、元本が保証される信用度の高い債券、国債ですとか地方債といったもので運用してございますので、その観点からいくと、損失はないということを我々としては認識しているところ、前提としているところでございます。

ただ、一方で、いわゆる民間的な視点といいますか、債券というものは市場で取引をされることになったときに、取得した価格と現時点での価格、時価との差額を含み損ないし含み益と捉えるのであれば、その数字は算出できるところでございますので、我が県で持っております債券というのが、国債ですとか地方債ですとかいう中でも市場流動性がある、市場で取引がされるのは、どうしても国債が基本になってまいりますので、仮に国債について取得した時点と現時点での価格の差を見ますと、現時点で我が県で保有している国債の中で、その差額というのが22億円程度になっているところでございます。

【山本委員】ありがとうございました。

満期保有を前提としていますからということ
は前提なんですけれども、ちょっとどこの県か
忘れましたが、他県で災害が発生して、超
長期債を売らざるを得なくなったと。それは、
当然含み損があったから、そこで損失が出てし
まったというふうなケースがあったと記憶をし
ているんですけれども、こういうふうなことに
ならないように、流動性の確保というのは、ど
ういう形で採っておられるのかお伺いします。

【中尾総務部長】非常に金利が低い状況が続い
ていた中で、本県もできるだけ債券での利益を
確保するという観点からしたときに、一定、長
期の債券で運用しているという実態はございま
す。

ただ、今、委員のご指摘がございましたとお
り、突発的に資金需要が発生するというような
必要もございまして、その点では、そういうも
のに対応できる財政調整基金といったものにつ
いては、一定、すぐ取り崩せるといいますか、
確保できるように100億円弱は預金運用で対応
しているというようなところでございます。

【山本委員】ありがとうございました。

最後に、今後の運用方針ですね、今、結局、
金利としては、どちらかというと上がっていく
方になるだろうというふうに思うんですけれど
も、そういった中で、先ほど1,390億円の基金の
うち880億円の債券で運用されているというこ
とで、それ500億円ぐらいですかね、それ以外
のものということになるんですけれども、これに
ついて、今後また債券を運用される予定がある
のか、また、ちょっと定期預金については何か
所管が違うということでお聞きをしたんですけ
ど、定期預金の方も今上がってきているという
ことで、銀行の方も預金を獲得したいというこ

とで、定期預金、入札したときに以前よりも条
件をよくなってるだろうなと思うんですけれ
ども、預金も含めてというんですかね、今後の運
用方針を教えてください。

【中尾総務部長】先ほど申し上げましたとおり、
現在、長期で運用しているものというのも相当
ございますが、いずれ、これはまた満期を迎え
て返還されてくるというところでございます。
我々としましても、資金需要に的確に対応でき
るように、運用の仕方も様々、短期、中期含め
て運用していきたいと考えているところでござ
います。債券運用ということは、近年金利が上
昇しているということもございまして、極めて
短期の国債ですとか、そういったものも出てき
ているところでございますので、そうした資金
運用という仕方も考えたいと思いますし、また、
所管部局は異なりますけれども、定額の運用の
基金ですとか、そういった様々な、県で保有し
ているお金といったものをできるだけ有効に活
用できるような形を、出納局、関係部局とも連
携しながら取り組んでまいりたいと考えており
ます。

一方で、やはり急激な資金需要が発生する、
あんまりあってほしくはないですけども、災害
といったのも当然ございますので、そうしたこ
ろはきちんと確保しつつバランスを取ってま
いりたいと考えてございます。

【山本委員】今おっしゃったような形で、それ
から、先ほどの定期預金の話、以前は定期預金
がほとんど金利がなかったというような状況の
中で、どうやって債券を買っていくのかという
話になってきて、今、定期預金の金利も上がっ
てきているから、そことのバランス、流動性も
含めたそことのバランスもあるし、ちょっと言
い方違うかもしれへんけど、22億円、今、含み

損があるということは、もっといいタイミングで買えたんじゃないのとかいうふうな考え方もできんことはないと思いますので、タイミングを見計らって、少しでも、これだけ大きな金額ですから、先ほどの7億2,000万円、単純に880億で1%弱ぐらいの利息収入が得られておりますので、そういった形で効率的な運用をお願いできればと思います。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

なければ、2巡目行きたいと思いますが。

【外間委員】1点だけお尋ねをいたします。

シェルターについてです。

核兵器や災害から身を守るための安全な場所として、シェルターを普及させていくべきではというところから、今現在、我が国のシェルターの普及率というのは、世界に比べてどのような位置にあるのか、もし、お分かりになればお尋ねをいたします。

【山口基地対策・国民保護課長】国民保護に関連しまして、シェルターについてのご質問でございます。

現在、国においては、コンクリート造り等の堅牢な建築物であるとか地下施設である緊急一時避難施設ですね、これの指定の推進という取組を進めております。

この緊急一時避難施設については、令和6年4月1日現在で、県内で1,265か所を指定しております。

世界的に見たときに、比率といいますか、それについてはちょっと分かりかねるところではありますけれども、近年の動きとして、国においては、緊急一時避難施設の指定というものに加えて、武力攻撃災害というのが広範囲で長期に及ぶような可能性がある場合に、避難の困難性がある地域については、一定期間避難可能で

堅牢な避難施設としての特定臨時避難施設というのを整備する動きというのを現在されております。

この特定臨時避難施設については、市町村が国の財政措置を受けて、公共であるとか公用施設の地下、平時については駐車場等で利用して、有事についてはシェルターとして使うというような、こういう取組を現在進められているところであります。

ただ、この特定臨時避難施設の要件を満たす自治体というのは、現在、沖縄県の先島諸島の5市町村のみとされております。

【外間委員】ありがとうございました。

その特定臨時避難施設台湾有事も念頭に、近接する沖縄県の先島諸島、今、課長からご紹介がありまして、住民を守る対策を強化する必要があるということで、おっしゃった5市町村が2020年3月に決定をしたというふうに私も承知、理解をしております、収容人数が200人、島の外に避難できなかった方々、そして、避難の誘導に当たる町の職員など、2週間ほど過ごせるようなトイレ、シャワー、キッチンなどを整備している。これを2027年度末をめどに完成予定ということで、それぞれの5つの市町村、それぞれが今、政府の予算も加えて、そういう整備を行っていくということなんですけれども、この200人の施設の規模、予算や費用等ご存じですか。

【山口基地対策・国民保護課長】先島の5市町村で現在検討されている避難施設ですけれども、国の補助率等につきましては、10分の9とか、かなり高い補助率によって現在、整備・検討が進められていると認識しておりますけれども、予算額につきましては、把握をしておりません。

【外間委員】実際の費用というのはどのくらいかは置いておいて、国が9割出すということでの

設置というふうに理解をいたしました。いずれにしても、本県も国境離島を抱えるシェルターの設置については、世界で唯一の被爆国、被爆県として、核に関する危険を、危機感を持っている本県として、国民保護の下で、ぜひとも緊急避難ということで、こういった設置については、ぜひ積極的に検討していただきたいということを。特に沖縄のこういう動きも併せ持って、ウクライナ、ロシアの脅威、あるいは、イラン、イスラエル、アメリカの攻撃と、こういったことを考えると、隣国にロシア、北朝鮮を国境に面する本県としては極めて危機感を持って臨むべきことではないかというふうなことを想定の上で、こういう施設の設置については、いち早く国と連携して、情報共有しながら前に進めていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、次に進みたいと思います。

次に、意見書審査を行います。

自由民主党会派より「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」提出の提案がっておりますので、事務局より文案の配布をお願いします。

〔意見書案配付〕

それでは、中村(俊)委員より、意見書提出についての提案趣旨説明等をお願いします。

【中村(俊)委員】「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」についてご説明をいたします。

お手元にお配りしている意見書をご覧ください。

本意見書は、県が国に対して政府政策要望を行っていることを踏まえ、県政推進のためには

地方財政の充実・強化が大変重要であることから、毎年この時期に提出しているところであります。

令和8年度の政府政策に関する提案・要望書における関係項目や昨年の意見書をベースにしつつ、長期化する物価高騰など、社会経済情勢の変化等を踏まえた構成としております。

内容を簡単に説明いたしますと、1番から3番の項目は、基本的な事項として、従前どおりの意見としております。

4番については、東京一極集中による地域間格差の是正に向けて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を求めるもので、今回追加した項目でございます。

そして、5番と6番については、地方創生の推進に必要な財源措置や地方創生関連予算の十分な確保などを求めるとともに、特に本県は離島・半島など条件不利地域を多く有し、人口減少や高齢化が全国よりも進展している状況であることから、地方交付税の算定についても配慮を求めるものであります。

7番については、全国的な賃上げ基調を踏まえ、会計年度任用職員を含む地方公務員の給与関係経費に対して、適切な財政措置を行うことを求めるものであります。

8番については、地方の基金残高が増加しているとの理由だけをもって、地方交付税の削減を行わないよう、継続して要請を行うものであります。

以上、委員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

ただいまの説明がありました「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」について、ご意

見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 4分 休憩 —

— 午後 2時 4分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」については提出することに決定されました。

なお、修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で、委員会の審査が終了いたしましたので、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 2時 5分 休憩 —

— 午後 2時 5分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 6分 休憩 —

— 午後 2時 8分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 8分 休憩 —

— 午後 2時 9分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと思います。

以上をもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時 9分 閉会 —

7月9日
(追加工程議案審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年7月9日

自 午前11時 0分
至 午前11時39分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委 員 長
大久保堅太	副 委 員 長
田中 愛国	委 員
外間 雅広	//
山田 朋子	//
川崎 祥司	//
山本 由夫	//
宅島 寿一	//
堤 典子	//
中村 俊介	//

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

大石 賢吾	知 事

中尾 正英	総 務 部 長
猿渡 圭子	総 務 部 次 長
徳永 真一	人 事 課 長

6、付託事件の件名

○総務委員会

(1) 議 案

第87号議案

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例

7、審査の経過次のとおり

— 午前11時 0分 開会 —

【鵜瀬委員長】 皆さん、おはようございます。
ただいまから、総務委員会を開会いたします。
それでは、これより議事に入ります。

本委員会として審査いたします議案は、第87
号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関す
る条例の一部を改正する条例」であります。

また、理事者の出席範囲についてですが、付
託議案に関連する範囲とし、お手元の配席表の
とおり決定したいと存じますので、ご了承をお
願いいたします。

なお、本日、審査する議案は、明日の本会議
において審議することとなっておりますので、
ご協力をお願いいたします。

次に、委員の皆様にお諮りをいたします。

本日の議会運営委員会において、大石知事が
本委員会に出席したいとの申し出があった旨、
議会運営委員長より報告がありましたことから、
本委員会に大石知事が出席することについて、
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 それでは、そのように取り計ら
うことといたします。

知事に入室いただくため、休憩いたします。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時 2分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

大石知事にご出席いただきましたので、後ほど委員の方からご質問をお受けすることといたします。

それでは、総務部関係の審査を行います。

総務部長より、条例議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料をお開きください。

本日、ご審議をお願いいたしておりますのは、第87号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、知事の政治資金などに係る一連の問題に関して、県政の混乱を招いたことに対し、自らの道義的責任を明確にするため、知事の給料を減額するための所要の改正をしようとするものであり、県議会における様々な意見を踏まえ、内容を変更の上、再提案させていただくものであります。

なお、改正の内容は、令和7年8月1日から10月31日までの3か月間、給料の50%を減額するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより条例議案に対する質疑を行うことといたします。

質疑はありませんか。

【外間委員】 知事、どうもお疲れでございます。

知事からご提案がございましたこの政治資金等に係る一連の問題につきまして、県政に対する混乱と県民に対する不安を与えたことに対する道義的な責任として、自民党からも行っておりました3つの申入れに対する1つ目のご提案

ということで理解をしておりますが、内容については、処分を自らに科すということで、今回、給料の50%カット、そして期間を3か月間ということのご提案がございました。

まず、この提案の期間3か月、給料50%減額ということについての数字の根拠についてご説明をいただきたいと思います。

【大石知事】 まず初めに、今回、再提出をさせていただきました議案につきまして、追加でご審議をいただくことになりました。そのことにつきまして、まずもってお詫びを申し上げたいと思いますし、審議いただいているお時間につきまして感謝を申し上げたいと思います。

今、外間委員からご質問がございました3か月50%ということの考え方についてでございますけれども、先般、6月30日に総務委員会で様々なご意見をいただきました。この処分の内容については、やはり県民の代表でございます県議会の皆様方にもしっかりとご理解、ご承認をいただくことが必要ということで、その場でいただいたご意見を踏まえて、より理解を得られる、そういった形で提案するということが必要だというふうに考えた次第でございます。

特に、先の総務委員会の審議の中でございましたのが、100%という度合いですね、減額の度合いというところ。そしてもう一つは、1か月という期間について大きなご意見もあったと、こういうふうに理解をしております。

こうした意見がありましたけれども、私なりに熟慮を重ねて1か月100%ということで提案をさせていただきましたけれども、皆様方からいただいた様々なご意見、異なったご意見といったところもしっかりと踏まえさせていただきまして、今回、処分の内容を再考させていただきました。

私自身の責任の重さ、また、そこをよりわかりやすい形ということで、これはもういろんな考え方があるのは事実だと思いますけれども、先ほど言った100%という度合い、そして、1か月ということ踏まえて、今回、3か月という期間にわたって50%ということで提案させていただいた次第でございます。

ただ、先の委員会でもご意見があったように、この減給をする期間が必ずしも反省をする期間ということではないと思っております。

ですので、私自身、減給の処分という内容につきましては、3か月50%ということで提案をさせていただいておりますけれども、しっかりその期間とは関係なく、今回のことについては反省の意をしっかりと持ち続けながら、二度とこのようなことがないようにしっかりと県政の発展に努めていきたいと、そう思っております。

【外間委員】わかりました。知事の責任の取り方ということで、期間を3か月、それから給料を50%減額と。この期間については、長いか、短いのか、適切なのか。金額についても、多いのか、少ないのか、適切なのか。この金額について前回の意見を踏まえて、今回、熟慮して再提出いただきました。その数字については、私は、了としたいと存じます。

まずは、この質問で終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに。

【山田委員】まず、今回、開会日に議案として提出された知事の自らの、今回の一連のことで県民に心配をかけたことに対する道義的責任ということで、第69号議案が提出をされました。そして、6月30日に総務委員会において出された様々な委員の意見を反映し、取り下げを行い、今回、再提出ということとなりました。

私は、全くもって、まず、この議案たるもの

を、また、議会を軽視をしているとしか言いようがありません。1回目の時も熟慮をしたと今言われましたけれども、議案とは、議会の議決を求めるために知事が議会に提出する重要案件であると私と理解をしているところであります。

今回まさに、この1年続いた知事の政治資金等に関わることで県民の多くは、県政に対して、知事に対して、不安視をされている中、このような議案の撤回をされたことによって、さらに大石知事は大丈夫だろうかと、ぶれ感が半端ないなみたいな、そういう取られ方。まさに、今回のこの議案の取り下げというのは、さらに県民の不安をあおる形になったものではないかと非常に危惧しているところであります。そのことをまず申し上げた上で質問をしていきたいと思っております。

本日、知事は、第87号議案を提出されました。そして、「総務委員会での様々な意見を踏まえ」という表現がされております。自らの処分の内容については、「県議会における様々な意見を踏まえ、熟慮した結果、8月からの3か月間、給料の50%を減額するため、所要の改正をしようとするものであります」とありますが、私ども改革21は、そもそも論として、減額ではなく県民が求めているのは、事実に基づく説明責任を果たすことであるという主張をさせていただきましたが、そのことは反映をされていないようではありますが、そのことについての、まず知事の見解を求めたいと思います。

【大石知事】委員ご指摘いただいた、議案を重く受け止めるべきだというご意見については、そのとおりだと私も思います。1回、再検討させていただくために今回撤回に至っておりますけれども、それに対して私自身は先ほどご質問の中にもあったように、しっかり熟慮を重ねて、

私の知事としての、身の処し方ということで、1か月100%といったことがわかりやすい形ではないかと、そういう思いで提案をさせていただきました。

ですので、そこは何ら軽く思っていたとか、そういったことは全くございませんけれども、ただ、先ほど外間委員にも申し上げたとおり、よりわかりやすい形で、理解を得られる形でということが重要になってくるというふうに考えています。

6月30日の時に、やはり県民の代表であられる皆様方から1か月100%という形で理解、同意を得るということは、非常に難しいというふうに感じております。

ですので、それを踏まえて、今回、先ほど説明したとおり、内容を変更して再提案に至った次第でございます。

そういった経緯がございますけれども、その撤回に至ってしまったことに関しまして、また改めて審議の時間をいただいたことについては、お詫びを申し上げたいと思いますし、私自身も、そこについて反省すべきところは多々あると思っております。

今のご質問の内容でございますけれども、処分ではなく説明をということだったと思います。これまでの間、私自身も、その説明責任を果たすという思いで、私にできる限りの事実関係の整理を行って、あらゆる場面で可能な限り説明を行ってまいりました。

そういった中で、先の6月30日の委員会でも申し上げましたけれども、なかなか主張が交わらないところがあるということで司法の判断に委ねる部分があるというふうに考えておりますけれども、私自身は、司法の判断と今回の減給ということに対しましては、全く別のものだ

思っておりますので、そこについては先ほど申し上げたとおり、しっかり今回の件は自分の反省としてお示しをした上でご理解をいただく努力をしたいと思ひますし、それをして、加えてしっかり県民の皆様方に対しましても、なかなか私自身の説明によって理解を得るということで今の時点で難しくなっている状況だからこそ、司法の判断に委ねるということになっていることもありますけれども、私自身としては、しっかり今後も丁寧な対応をしていきたいと、そう思っております。

【山田委員】 私ども少数会派の意見は、この減給案に関しては、反映されることもなくというか、一応、知事としては、しっかりと今回減給という形で県民にわかりやすく自らの処分をしていくということ。そして、継続して、なかなか新たに知事が県民にこの一連のことで会見をするとか、そういった機会は今の状況の中では、知事が調査をした上で新しいことが、外に出せることがあるのならば、そういう機会も設けてほしいと思っておりますが、今、知事がまさに言われたとおり、なかなか難しい。司法の判断を待つということではあるようではありますが、ぜひとも、やはり私どもが一貫して知事に求めているものは、給料の減額ではなく、事実に基づく説明責任をしっかりと果たしていただくことでありますので、任期はあと半年程度となったかとは思いますが、先ほど言われたように、この3か月間だけが反省期間ではなく、今後とも反省の意をしっかりと持ち続けていくことでありますので、ぜひとも任期中、本当に多くの県民、そして県政に混乱を来し、本日も会期延長となりました。会期が延長になることにより、約80万円、県費が新たに支出されます。そして、多くの人の時間も、労力も全て

かかっております。

これも知事が先に提出した議案でしっかりとしたものを出していただければ、このようなことにならず、本日、閉会を迎えられたというふうに思っております。

知事には、今後、このような、ぶれることなく、自ら出した議案には責任を持っていただきたいということを申し上げ、私の質問は終わります。

【鵜瀬委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山本委員】 昨年6月の県議会の一般質問に端を発した知事の政治資金等の問題につきましては、県民の信頼を大きく損なった。そして、議会及び県庁として多大の時間、労力を費やすことになって、県政の停滞を招く重大な事態であったと。これについては、その責任は知事にあるというふうに考えています。

こうした状況を踏まえまして、私ども自民党会派としては、前定例会において、知事に対して3点の申入れを行っております。

本日提案の議案は、知事の政治資金などに係る一連の問題に対して自らの責任を明確にするために給料を50%、3か月削減しようとするもので、この議案については、私どもが3点申し入れた中の一つであり、知事自らが自分に処分を科し、けじめをつけようとしているものだというふうに理解をしています。ただ、3点申し入れた残りの2つについては、未だ回答されているという状況ではありません。

そこで、2つ、お尋ねをしたいと思います。

このような事態を繰り返さないように再発防止策について、どのように講じようとしているのかということがまず1点。

それから、今回はあくまでも知事自らが自分に処分を科したという状況ですけれども、今後、

司法の判断によっては、知事自らが出处進退についてもということと言及をされていますけれども、その場合の対応についても併せてお尋ねをいたします。

【大石知事】 今、ご質問がございました2点ですね、申入れいただいていたうちの2番目と3番目のことだと理解をしておりますけれども、まず、再発防止策につきましては、これ、後援会組織の方で対応をしておりますけれども、少なくともこれまで管理が不十分であったということが非常に大きなことだったと思います。ですので、まず体制をしっかりと変えていくということ、そして十分にしていけるということ、これ自体は、すみません、冒頭申し上げておきますけれども、私自身が後援会の外になってしまったもので、これについては後援会から聞き取った内容でございますけれども、しっかりとした体制をまず充実をさせていくことと、そして、会計の、帳簿の確認等、こういった作業について複数人の目を入れるということ。あとは支払いすとか決裁をする場合の手順を、より管理が行き届くような形で実施をしていくこと。外部の方のチェックといったこともしっかりやっていくこと等々、今、対応を固めているところであるというふうに聞いております。ですので、こういったところは、ある程度しっかりとしたところでご説明をできればと思いますけれども、加えて、完成、どこまでやればいいのかというゴールがあるわけではないと思いますので、これについては不断の見直しを行っていく必要があると思っています。

今回、私自身の管理不足といったこともあってこのような状況になっているということは反省をしておりますので、それについてはしっかりと再発防止策を講じられるように今後しっか

り対応していきたいと思っております。

そして、3つ目のことです。結果次第で出処進退を含めた対応をということだと理解をしておりますけれども、これについて現時点でなかなか申し上げることは難しいところではございますけれども、申入れをいただいているということについては、しっかりと重く受け止めているところでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。私ども自民党の中にもいろんな意見があるということは、ご承知のとおりかと思っておりますけれども、そういった中で最終的にこの3つの申入れというふうな形で現時点では決着をしている状況でございますので、まず、この1つ目について確実に実施をしていただく、それから、残りの2つについても、引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

【鵜瀬委員長】 ほかに質疑、ありませんか。

【川崎委員】 先ほど知事の説明の中で、司法に委ねているという部分がありました。報道の範囲でしかわかりませんので、いま一度、どのような内容が、今争っているのか、まず確認をさせていただきたいと思います。

【大石知事】 大変恐縮ではございますけれども、具体的内容といったものについて、私の立場で把握を全てできておりませんので、それについて、どういった内容について判断がなされているのかといったことはわかりませんけれども、少なくとも、私の理解としてこの2,000万円に関しまして、私が二重計上となっていたこと、そのことの事実について、今、司法の場で捜査が続けられていると、そう理解をしております。

【川崎委員】 一つだけですか。ほかにもあるん

でしょう。

【大石知事】 すみません、繰り返しになりますけれども、全てどういった内容が上がっているのかといったことについて、私自身は把握をできておりません。

【川崎委員】 まず、県民がそういった状況も非常に憂いているということは、ぜひ認識をしていただきたいと思います。

先ほど来、皆さんから意見があるように、「知事、大丈夫か」という話は、多くやっぱり我々のところにもくるわけでございまして、そういったところでこの不安を抱えながら、まだ決着はついていないというところもあるわけですので、そのところはきちんと認識をしていただいて、先の委員会でも申し上げましたけれども、新たな事象が出てくればきちんと説明を尽くしていく、この姿勢だけは決して忘れないでいただきたいと思っております。

内容については、前回1か月100%、今回は3か月、期間は延びて、額も1.5倍ということでもありますので、そこは熟慮されたいというふうに思っておりますが、あくまでもこれまでのことであって、今、まだ課題が残っているということであれば、本当真摯にこれは向き合っていて、県民にきっちりと説明を尽くしていく、この姿勢だけは忘れないでいただきたいと思います。

いま一度、きちんとそういったことを、県民のためにしっかりとそれは語っていきますよと、知事の言葉でお伝えさせていただきたいと思います。

【大石知事】 今、川崎委員おっしゃったように、私自身も今後もしっかりと丁寧に対応していくことが重要であると、必要であると、そう自覚をしておりますので、そのように対応していきたいと思っております。

【鵜瀬委員長】 ほかに質疑、ありませんか。

【田中委員】 議会の立場みたいな形になるかと思うんだけど、一度提案をして、委員会審議まで終わって、まだ中途だったんだけど。それで撤回をして再提案と、こういう手法というのは、私は初めてですよ。議会というものはそういうものじゃないんですよ、大体は。年に4回、常勤制じゃないわけだからね。だから、提案をする時に、内容よりも、むしろ私は総務部長に聞きたいけれども、提案をする時に熟慮して、いろいろ考えて、ケースバイケース考えて提案があったと私は思っている。だから、その提案について委員会で審議をしたわけだからね。

だから、撤回というのは大変なことなんです。当局が議案を議会上げて途中で撤回すると。私は、もうその撤回した時に、次の議会かなと思った。

しかし、議会中にもう一回再提案をするという話でしょう。1日延長している。これも議会として、1日延長と簡単に言うけれども、簡単にいかないんですよ、手続きだけでも総務部長大変なんです。議会の手続きというのはね。だから、むしろ内容、内容は賛成、反対で済むんですよ。

だから、私はもう1か月のあの案で審議があったわけだから、あれで大体結論を出そうと思っていたけど、今度改めて、またこういう形と。そこら辺がやっぱり議会に混乱を及ぼしたとか、県民の皆さんにね。

1日延長という責任、この方が本当大きいですよ、内容云々よりもね。議会は、そんなに勝手に、提案権はそっちにあるからだけでも、下請け機関じゃないんだから、当局の。

だから、そこら辺をもう少し、議案を出す時には、これが全てだという形で出してもらわな

ければ、我々審議をする方としては困ることだけを、ちょっと議会のルールをマスターしてほしいなと思って、一言発言をいたしました。

内容は、これは賛成、反対で我々は済むことだからね。そういうことです。

【鵜瀬委員長】 ほかに質疑ありません。

【堤委員】 今、田中委員から発言がありましたけれども、私はもう大ベテランの先生方と比べたら、本当に議員経験は浅いですが、今回、第69号議案が撤回された時に、熟慮してというようなこと、いろいろその時言われていました。だから、私は、次の議会に、本当に熟慮したうえで、何か違うものを提案されるのかなと、そういうふうに思っていたんですが、ところが、この会期を延長してまで、ここに改めて議案を提出されたというのは、そこはどういうお考えからなのか、まずお聞きしたいと思います。

【大石知事】 タイミングにつきましては、前回の6月30日の時も議論になったと理解をしています。これについて、様々な考え方があると思いますけれども、私自身としましては、これまでの間、やはり混乱を招いてしまったといったことについて、自らの責任を重く受け止めております。

そのことも踏まえて、やはり今、司法の判断を待つという意見もございますし、そういったことも考え方ひとつだとは理解をしますが、やはり司法の判断がいつ出るかわからないと、こういう状況にあって、やはり責任を明確に、わかりやすい形で自らを処すということ、これについては速やかにやる必要があるというふうに考えておりました。

そういった考えの下で、今回、一般質問の前、開会日に上程をさせていただきましたけれども、

その内容について、先ほど田中委員からもご指摘があったように、やはり熟慮を重ねたということであっても、理解を得られなかったということについては、やはり重く受け止める必要があると思っております。

ですけれども、今回、当初、第69号議案を出した時に、できるだけ速やかに責任を明確化することが重要だというふうに考えていたこと、これについては変わりはありませんので、できる限り、今会期中にということは考えて再提案をさせていただいた次第でございます。

その間、この委員会、また本会議を含め、議会の皆様方、そして関係する職員含め、報道機関の方もですけれども、本当様々な方々に余計な負担をかけてしまったといったことについては、真摯に反省をしております。

【堤委員】知事には知事のお考えがあったとは思いますが、この第69号議案も、本当に唐突に出されて、内容を見てもすごく拙速な、私はそういう印象を持ちました。いろいろな方から言われているように、知事、大丈夫かと、県政はどうなるんだと県民の皆さんがご心配されているというのは、やはり今回の議案の提出にしても、そういうものが表れているんじゃないかと思っています。

ですから、今回の一連の対応についても、まだまだ十分に、本当に考えた上での対応だったのかなというのは非常に疑問に思っています。

肝心のところというか、先ほど山田委員からもありましたように、やはり県民に対する説明が果たされないままに、速やかに、早めにということは思われたようですけれども、でも、そのところではなくて、県民が求めているんじゃないかということをご理解いただきたいと思います。説明が十分で

ないことを一番懸念しているということ、そして、今回の対応も、やはり十分に、慎重に段階を踏んでといいますか、手順を踏んでされたのではないような気がしているんですが、そのところについてはどうお考えでしょうか。

【大石知事】説明について十分でなかったというご指摘についてですけれども、これも繰り返しになって大変恐縮ですけれども、私なりにこれまで、本当にできる限りこれについては事実関係の整理をして、関係者にもお話を聞いたりとか、そういったことをした上で、できる限りの説明をしてきたつもりでございます。

ただ、その中でなかなかご理解を得るに至っていないということについては、それはご指摘は真摯に受け止めなくてはいけないと思っておりますけれども、やはりなかなか事実関係の整理といったところを踏まえた説明で理解を得るのは難しい状況になってきているということでは繰り返し申し上げているところでございます。ですので、そこについては司法の判断を待つということを繰り返し申し上げているところでございますけれども、そこはそこに至っているという認識はありますけれども、山田委員、川崎委員からもご指摘があったように、今後もしっかりと私なりの丁寧な対応を続けていきたいと思っております。

あと、今回の議案の提出に関して、至らないところがあったのではないかとということについては、その内容、進め方含めて様々なご指摘があると思っておりますし、内容については特にいろんな考え方があると思っております。ですので、そこについては、私自身も今回いただいたご意見、これをしっかりと真摯に受け止めて、この減給期間だけではなく、今後の対応については反省の意をしっかりと持ち続けて、丁寧な対応に

努めていきたいと思っています。

【堤委員】 知事の答弁は、いつも同じなんですよ。丁寧な説明とか、できる限りの説明とか、そういうことに努めていきたいと言われますけれども、でも、そのところが、肝心のところが出てこないということで、そこで私たちも納得がいていないと思っています。

今回、再提案ということになりましたけれども、やはり説明責任を十分に果たすということが一番大切なんだ、肝要なんだというところをしっかりとご理解いただいて、今後進めていただきたいと思っています。

終わります。

【鵜瀬委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時35分 休憩 —

— 午前11時35分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

【堤委員】 第87号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に反対いたします。

大石知事の政治資金をめぐる一連の問題については、全員協議会が2回開催され、総務委員会での集中審議が行われ、一般質問でもたびたび取り上げられました。しかし、疑問点の解明には至りませんでした。

この間、費やされた時間や関わった多くの方の労力は膨大なものとなり、県民の信頼を大きく損ね、県政の停滞を招いてきました。

さらに、今定例会において、先に上程され、その後取り下げとなった第69号議案と、この87号議案は、給料減額の期間が1か月から3か月に、金額が増額となりましたけれども、そこが違うだけで、内容としては同じです。

この条例案の改正要旨に、「県政の混乱を招いたことに対し、自らの道義的責任を明確にするため」とありますが、県民の納得、理解を得られる十分な説明は、いまだにされていません。ここが一番肝心なところですよ。

また、「県議会における様々な意見を踏まえ」についても、3か月とすることで意見を反映したとお考えかもしれませんが、そうであるならば、あまりにも議会や県民を軽視していると言わざるを得ません。

よって、この議案には、反対します。

【鵜瀬委員長】 ほかに討論はありませんか。

【中村(俊)委員】 ただいま議題となっております第87号議案「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から意見を申し上げます。

前回の本委員会においても申し上げましたとおり、法令的にも、また憲法上の生存権という観点からも、報酬100%の減額ではなくて、複数月にわたる段階的の見直しを含む持続的かつ実効的な措置を求めておりました。

今回の8月から3か月間、給料50%減額につきましては、先ほどの質疑でもありましたとおり、私ども自民党より本年3月19日に申し入れを行っている3項目の一つ、「知事自身が自ら処分を科してけじめをつけること」の対応としては、了承すべきものと考えております。

しかしながら、引き続き、残った2項目、「改めて再発防止の取組を示すこと」及び「司法の判断が示され、知事に対する知事自身の責任が

問われた時は、速やかに出处進退を明らかにすること」について、これについては真摯に向き合っていて、誠意をもってしっかりとした対応を講じていただきますことを切にお願い申し上げたい。

また、議会に対する議案の提出については、慎重かつ丁寧に行っていただくことを重ねてお願いをしておきます。

以上、意見を付して本議案に賛成をいたします。

委員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

条例議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第87号議案について、採決いたします。

第87号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【鵜瀬委員長】 起立多数。

よって、第87号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について、整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前11時39分 休憩 —

— 午前11時39分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

以上で、本委員会関係の議案審査は、全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

— 午前11時39分 閉会 —

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年7月9日

総務委員会委員長 鵜瀬 和博

議長 徳永 達也 様

記

Ⅰ 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 70 号 議 案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 (関係分)	原 案 可 決
第 71 号 議 案	長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例	原 案 可 決
第 72 号 議 案	長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を 改正する条例	原 案 可 決
第 77 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 78 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 87 号 議 案	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する条例	原 案 可 決

計 6 件 (原案可決 6 件)

委 員 長 鵜 瀬 和 博

副 委 員 長 大久保 堅 太

署 名 委 員 山 田 朋 子

署 名 委 員 山 本 由 夫

書 記 土橋 彰子

書 記 川崎 大輔

反訳業務者 神戸総合速記(株)

配 付 資 料

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

【報告第 1 号 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 10 号）関係部分】

警 察 本 部

警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報 告 第 1 号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」
のうち関係部分

であります。

これは、さきの2月定例県議会予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、その概要をご報告いたします。

歳入予算では、

使用料及び手数料	88万 3千円の増
国庫支出金	1,938万 5千円の減
財産収入	596万 1千円の増
諸収入	1,500万 8千円の増
合 計	246万 7千円の増

歳出予算では、

警察管理費	4億 8,458万 1千円の減
警察活動費	7,400万 5千円の減
災害復旧費	510万 6千円の減
合 計	5億 6,369万 2千円の減

であります。

これらは、いずれも収入額及び支出額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

(使用料及び手数料について)

使用料及び手数料の増額の主なものは、

庁舎使用料等	4 5 万 8 千円の増
--------	--------------

であります。

(国庫支出金について)

国庫支出金の減額は、

警察費国庫補助金	1, 9 3 8 万 5 千円の減
----------	-------------------

であります。

(財産収入について)

財産収入の増額の主なものは、

不動産売払収入	6 9 0 万 1 千円の増
---------	----------------

であります。

(諸収入について)

諸収入の増額の主なものは、

期間満了県帰属拾得金	8 5 6 万 1 千円の増
------------	----------------

であります。

次に歳出予算の主なものについてご説明いたします。

(一般管理費について)

一般管理費につきましては、

庁費その他一般経費	7, 4 8 6 万 9 千円の減
-----------	-------------------

であります。

(職員給与費について)

職員給与費につきましては、

職員の給与費及び退職手当	3 億 2, 4 9 6 万 2 千円の減
--------------	-----------------------

であります。

(装備費について)

装備費につきましては、

警察車両、舟艇の維持費等

4, 0 2 4 万 3 千円の減

であります。

(警察施設費について)

警察施設費につきましては、

警察施設の維持補修費等

1, 8 3 3 万 7 千円の減

であります。

(運転免許費について)

運転免許費につきましては、

運転免許試験等に要する経費

2, 5 8 4 万 7 千円の減

であります。

(一般警察活動費について)

一般警察活動費につきましては、

一般警察活動に要する経費

2, 3 0 9 万 円の減

であります。

(刑事警察費について)

刑事警察費につきましては、

犯罪の予防及び捜査に要する経費

2, 4 1 6 万 2 千円の減

であります。

(交通指導取締費について)

交通指導取締費につきましては、

交通指導取締り、交通安全施設整備等に要する経費

2, 6 7 5 万 3 千円の減

であります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月定例会

総務委員会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第 7 2 号議案 長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例

第 7 7 号議案 契約の締結について

第 7 8 号議案 契約の締結について

であります。

それでは、条例議案についてご説明いたします。

第 7 2 号議案 長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例

本条例は、「警察法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴う女性警察官のスカートの廃止及び長崎県警察官に任命後初めて支給される支給品の見直しを行い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第 7 7 号及び第 7 8 号議案 契約の締結について

これらの議案は、佐世保市花園町に整備する佐世保警察署庁舎建て替え事業につき、現在、仮契約を締結しております、電気工事及び空調設備工事に係る請負契約を締結しようとするものであります。

同工事に係る予定価格がいずれも 5 億円以上となりますことから、条例の定めにより、議会の議決に付さなければならないこととなっております。

なお、いずれの工事につきましても、一般競争入札を行い、県内企業を代表とする共同企業体が落札しております。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、損害賠償事案1件及び公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました6件についてであります。

損害賠償事案は、佐世保警察署の職員が、佐世保市三浦町所在のマンション敷地内において、現場臨場中に転倒した際、同マンションの出入口ドアガラスに衝突して、損壊したものであり、5万5,660円を支払うため、5月23日付けで専決処分をさせていただいたものです。この損害賠償金は、全額県費から支払われることとなります。

また、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました6件の合計103万9,293円を支払うため、5月23日付けで専決処分をさせていただいたものです。これらの損害賠償金は全額保険から支払われることとなります。

公用車による交通事故を防止するため、各警察署指定の安全運転指導員による同乗指導や、自動車学校のコースを借り上げての体感型運転訓練を行うとともに、公用車事故を起こした職員には、公用免許の再検定を実施するなど職員の運転技能向上のための取組を行っております。

そのほかにも、各部署の幹部職員による事故防止教養や公用車事故を起こした職員に対する個別教養、事故の発生が予想される荒天時などに全職員に対する速やかな情報配信など、事故防止に必要な運転技能と安全運転意識の両面を向上させる対策に取り組んでおります。

引き続き、交通事故を始めとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいります。

次に、その他の所管事項についてご説明いたします。

(犯罪の一般概況について)

令和7年1月から3月末までの県内の刑法犯認知件数につきましては880件で、前年同期と比較しますと61件、6.5パーセント減少しております。

罪種別では、窃盗犯が79件減少しており、これが主な減少要因となっております。窃盗犯の中でも、特に万引きが181件発生しており、前年同期と比較して58件減少しております。

今後、県内の犯罪情勢を把握・分析の上、県民、事業者、関係機関・団体とも連携し、県民運動である「犯罪なく^{さん}3ば運動」で県民の皆様の防犯意識の高揚を図りつつ、的確な犯罪抑止対策を推進してまいります。

(人身安全関連事案への取組状況について)

令和7年1月から3月末までのストーカー事案の認知件数につきましては48件で、前年同期と比較しますと7件減少しております。このうち、ストーカー規制法に基づく禁止命令等で12件の行政措置を行い、ストーカー規制法違反等で7件を検挙しております。

配偶者暴力事案の受理件数につきましては110件で、前年同期と比較しますと11件増加しております。このうち、暴行、傷害等で5件を検挙しております。

児童虐待事案の通告件数につきましては106件で、前年同期と比較しますと8件減少しております。

児童相談所に通告した被害児童数につきましては185人で、前年同期と比較しますと17人減少しております。

これらの人身安全関連事案につきましては、被害者の命が奪われるなど、重大な事件に発展するおそれがありますので、認知の段階から客観的な危険性の判断を的確に

行った上で、被害者の意向を踏まえつつ、被害者等の保護や加害者の検挙等の必要な措置を迅速かつ先制的に講じるとともに、県・市町等の関係機関と連携を図りながら、被害者等の安全確保に努めてまいります。

（ニセ電話詐欺（特殊詐欺）等被害防止対策について）

令和7年1月から3月末までのニセ電話詐欺情勢につきましては、認知件数が51件、被害総額は約1億2,135万円で、前年同期と比較しますと認知件数は21件増加、被害総額は約8,276万円増加しており、手口としましては、架空料金請求詐欺が24件と全体の約47パーセントを占めております。

架空料金請求詐欺では、犯人から有料サイトの未納と称して架空の料金を請求された後、金融機関やコンビニエンスストアのATMからの振り込み、インターネットバンキングや電子マネーでの支払いを指示されることが多いため、銀行やコンビニエンスストアと連携した声掛け等の対策を強化しております。

このニセ電話詐欺は、県民の皆様の生活を脅かす身近で悪質な犯罪ですので、今後も「電話がつながりにくい環境づくりの推進」「関係機関・団体と連携した広報啓発活動」「金融機関やコンビニエンスストア等と連携した声掛けによる水際対策の推進」を被害防止対策の3本柱として積極的に推進してまいります。

また、SNS等の非対面で投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取る「SNS型投資詐欺」や、SNS等を通じて知り合い、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る「SNS型ロマンス詐欺」が、令和5年下半期から全国で急増しております。

本県におきましては、本年1月から3月末までの間にSNS型投資・ロマンス詐欺を32件認知し、被害総額は約2億2,815万円に上るなど、極めて憂慮すべき状況にありますので、県民の皆様に対する効果的な広報啓発活動の推進、金融機関等の関係事業者と緊密に連携して、官民一体となった被害防止対策を推進してまいります。

(暴力団対策について)

県内では、令和7年3月末現在、指定暴力団傘下の8組織と約100人の暴力団員等を把握しており、暴力団員等の検挙人員につきましては1人で、前年同期と比較しますと10人減少しております。

全国的に六代目山口組の分裂抗争に起因する事件等が続いておりますが、本県での発生はなく、今後も暴力団組織等に対する徹底した取締りや情報収集活動を行い、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターを始めとする関係機関・団体と連携して暴力団の壊滅を目指してまいります。

(薬物対策について)

令和7年1月から3月末までの薬物事犯の検挙人員につきましては6人で、前年同期と比較しますと6人減少しております。

内訳は、覚醒剤が1人で、前年同期と比較しますと2人減少、大麻が5人で、前年同期と比較しますと3人減少しており、その他の薬物事犯の検挙は0人で、前年同期と比較しますと1人減少しております。

全国的に、薬物事犯の検挙人員は横ばいで推移する中、大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加傾向であり、本県におきましては、平成30年以降高止まりの傾向にあります。

引き続き、薬物情勢等の実態把握に努め、大麻等薬物事犯の徹底した取締りや関係機関・団体と連携した広報啓発活動等を推進し、薬物事犯の根絶に取り組んでまいります。

(少年非行の概況について)

令和7年1月から3月末までの検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年につきましては

6 1人で、前年同期と比較しますと9人増加しており、ストーカー規制法違反等の特別法犯少年は4人で、前年同期と同数となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年につきましては478人で、前年同期と比較しますと9人減少しております。

県警察では、少年警察ボランティアと協働した少年のたまり場等における街頭補導活動や、少年の規範意識向上を目的とした非行防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後も、少年警察ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

(生活経済事犯の取締り状況について)

令和7年1月から3月末までの生活経済事犯の検挙件数につきましては18件で、前年同期と比較しますと1件減少しており、検挙人員は19人で、前年同期と比較しますと1人増加しております。

生活経済事犯の取締りににつきましては、悪質な事犯である利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の早期把握とその拡大防止に努めております。

引き続き、生活経済事犯取締りの推進及び被害防止に努めてまいります。

(サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について)

令和7年1月から3月末までのサイバー犯罪の検挙状況につきましては、検挙件数は34件で、前年同期と比較しますと15件減少しており、検挙人員は21人で、前年同期と比較しますと5人減少しております。

社会のデジタル化の進展に伴い、サイバー空間は、全国民が参画する公共空間へと変貌を遂げている一方、ランサムウェアの被害やインターネットバンキングでの不正

送金など、サイバー空間の脅威は極めて深刻な情勢にあります。県警察では、悪質・巧妙化するサイバー犯罪に的確に対応するため、全国の警察と連携したサイバー犯罪の取締り、地域において活動する多様な主体と連携した社会全体のサイバーセキュリティの向上を図る諸対策に取り組んでおります。

今後も、サイバー空間の安全・安心を確保するため、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策を推進してまいります。

(交通死亡事故抑止対策について)

令和7年1月から3月末までの交通事故死者数につきましては6人で、前年同期と比較しますと1人減少しております。

一方で、交通事故死者数に占める高齢者と歩行者の割合は、依然として高い傾向にあります。

そのため、高齢者及び歩行者の交通事故抑止対策に重点を置き、交通安全教育や交通指導取締りを始め、関係機関・団体と連携して、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進しております。

悲惨な交通死亡事故を発生させないため、引き続き、交通事故の分析結果を踏まえた総合的な交通死亡事故抑止対策に取り組んでまいります。

(附置機関の設置について)

令和7年2月21日の総務委員会（所管事務概要説明）において、今春の人事異動に伴い、少年サポートセンターなどの少年健全育成業務を生活安全企画課へ移管する旨を説明しておりました。

これらの業務につきましては、本年3月24日付けで同課に「少年育成室」の名称で附置機関を設置しております。

(「長崎県行財政運営プラン^{にせんにじゅうご}2025」に基づく取組について)

「長崎県行財政運営プラン^{にせんにじゅうご}2025」に掲げる警察本部関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

令和6年度に文書を管理するシステムの改修・関係規程の整備を行い、令和7年1月から電子決裁の本格運用を開始いたしました。電子決裁の本格運用により、公文書を電子的に作成・管理することによって、文書管理に係る業務の合理化が可能となり、職員の業務負担軽減が見込まれ、限られた人材を治安維持に注力することが可能となります。

今年度は、電子決裁を推進することで更なる業務の合理化を図り、ペーパーレス化についてもより加速するよう取り組んでまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画につきましては、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子におきましては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県

の将来を担う子ども達の能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期総合計画につきましては、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略を掲げるとともに、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、警察本部は、主に「安心して生活できる環境づくりを推進する」に関する戦略に関連施策等を位置づけております。

「安心して生活できる環境づくりを推進する」では、「犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり」に向け、地域住民、事業者、関係機関及び行政が一体となり、各種犯罪対策、交通安全対策の地域安全活動を推進し、犯罪に強く、交通の安全が確保された安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

出納局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けで専決処分させていただきました、

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

歳入予算で、

（目）出納使用料 140万 2千円

を増額いたしておりますが、これは、キャッシュレス決済等による使用料収入が、見込みを上回ったことによるものであります。

（目）証紙収入 1,060万 5千円

を減額いたしておりますが、これは、手数料徴収のための証紙売払収入が、見込みを下回ったことによるものであります。

（目）出納手数料 4,867万 8千円

を減額いたしておりますが、これは、キャッシュレス決済等による手数料収入が、見込みを下回ったことによるものであります。

（目）県預金利子 1,811万 8千円

を増額いたしておりますが、これは、歳計現金の預金利子収入が、見込みを上回ったことによるものであります。

次に、歳出予算で、

（目）一般管理費 258万 2千円

を減額いたしておりますが、これは、物品の集中調達及び職員給与費に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

(目) 会計管理費

7, 6 1 2 万 円

を減額いたしておりますが、これは、会計事務管理運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの２月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、３月３１日付けで専決処分させていただきました、

報告第１号 知事専決事項報告「令和６年度長崎県一般会計補正予算（第１０号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で、

（目）委員費	６０万　２千円
--------	---------

を減額いたしておりますが、これは、委員運営費の減によるものであります。

（目）事務局費	３３８万　６千円
---------	----------

を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けで専決処分させていただきました、

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

歳入予算で、

（目）雑入 22万 5千円

を減額いたしておりますが、これは、公平委員会事務受託に伴う収入見込み額の減等によるものであります。

次に、歳出予算で、

（目）委員会費 15万 9千円

を減額いたしておりますが、これは、委員会運営費の減によるものであります。

（目）事務局費 236万 1千円

を減額いたしておりますが、これは、事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けで専決処分させていただきました、

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で、

（目）委員会費	99万 8千円
---------	---------

を減額いたしておりますが、これは、委員会運営費の減によるものであります。

（目）事務局費	43万 7千円
---------	---------

を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの２月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、３月３１日付けで専決処分させていただきました、

報告第１号 知事専決事項報告「令和６年度長崎県一般会計補正予算（第１０号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で、

（目）議会費	３３万 ７千円
--------	---------

を減額いたしておりますが、これは、議会運営費の減等によるものであります。

（目）事務局費	２８万 ８千円
---------	---------

を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月定例県議会

総務委員会関係説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

出納局関係の所管事項についてご説明いたします。

（「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる出納局関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

出納局におきましては、「会計事務の更なるシステム化」として、財務会計システムにおいて、施行伺や契約書、入札執行通知書等の出力を可能にするなど契約事務を支援する機能を追加し、準備を進め、6年7月より運用を開始しております。

また、「財務会計システム操作方法等の改善」として財務会計システムにかかる職員からの要望や提案を基に改修を行い、業務の省力化・効率化を図りました。

引き続き、様式の改善・追加及び操作マニュアルの整備等に取り組み、会計事務にかかる業務の標準化やデータ管理の効率化等を図ってまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(監査の実施について)

今年度の監査の実施に当たりましては、地方自治法等に基づき、効率的かつ効果的に行えるよう、年度初めの監査委員会議において、監査等の種類、対象、時期等を定める「令和7年度監査計画」を策定し、県の事務や事業について、合规性、正確性、経済性などの観点から検証に努め、監査の結果が事務や事業の改善につながるよう、十分留意して実施することとしております。

また、監査結果に対する是正・改善の取組状況を継続的にフォローアップすることにより、監査の実効性を確保するとともに、監査結果等については、県のホームページや庁内ポータルサイトに掲載するなど庁内外への周知に努めてまいります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

（「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる人事委員会事務局関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

人事委員会事務局では、多様で優れた人材の確保に向けて、職員採用試験の見直しを実施しております。

令和6年度は、「大学卒業程度B試験」に新たな職種として「農業土木B」を追加するとともに、「警察官I類（男性・女性）B試験」と併せ、ペーパーテストで実施していた第一次試験のSPI3において、全国に設置してある受験会場や自宅からパソコンを用いて受験する「テストセンター」を導入しております。

今年度は、「大学卒業程度（社会人経験者）選考試験」において、新たな職種として「林業」ほか3職種を追加するとともに、受験者の確保を図るため受験資格の見直しを併せて行っております。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(調整事件について)

労働組合と使用者との間で生じた労働争議の調整につきましては、今年度において、現在までに取り扱いました事件は、福祉事業から申請のあった1件で、現在調整中であります。

(審査事件について)

労働組合法に基づく使用者の不当労働行為の審査につきましては、今年度において、新たな申立てはなく、現在審査中の事件はありません。

(個別的労使紛争について)

労働者個人と使用者との間で生じた紛争のあっせんにつきましては、今年度において、現在までに取り扱いました事件は、飲食業に従事する労働者から申請のあった1件で、被申請者があっせんに応じなかったため、打切りにより終結しました。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

総務委員会関係説明資料（追加 1）

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

【総務委員会関係説明資料 出納局・各種委員会事務局の4頁1行目の次に、次のとおり挿入】

(令和7年度県職員採用試験について)

今年度の大学卒業程度試験については、「B試験」として、「行政B」、「教育事務B」、「農業B」、「農業土木B」、「土木B」及び「建築B」の6職種の1次試験を4月3日から20日にかけて、2次試験を5月11日から30日にかけて実施し、6月16日に最終合格者を発表いたしました。334人が受験し、118人が合格、競争倍率は2.8倍となっております。

また、「B試験」を除く大学卒業程度試験のうち、「行政A」、「交通局事務A」、「教育事務A」、「警察事務A」、「水産A」、「農業A」、「畜産A」、「林業A」、「農業土木A」、「土木A」、「建築A」、「機械設備A」、「環境科学A」、「電気A」、「管理栄養士A」及び「社会福祉A」の16職種の1次試験を6月15日に実施いたしました。今後、2次試験を7月上旬から8月上旬にかけて実施することとしており、最終合格者の発表を8月下旬に予定しております。

併せて、「行政（社会人経験者）」、「交通局事務（社会人経験者）」、「水産（社会人経験者）」、「農業（社会人経験者）」、「林業（社会人経験者）」、「農業土木（社会人経験者）」、「土木（社会人経験者）」、「建築（社会人経験者）」「電気（社会人経験者）」及び「社会福祉（社会人経験者）」の選考試験についても、10職種の1次試験を6月15日に実施いたしました。今後、2次試験を7月下旬に、最終合格者の発表を8月下旬に予定しております。

警察官Ⅰ類（男性・女性）Bについては、1次試験を4月3日から20日にかけて、2次試験を5月14日から26日にかけて実施し、6月16日に最終合格者を発表いたしました。43人が受験し、12人が合格、競争倍率は3.6倍となっております。

さらに、警察官Ⅰ類（男性・女性）Aの1次試験を7月13日に、2次試験を8月中旬から9月上旬にかけて実施し、最終合格者の発表を9月中旬に予定しております。

このほか、短大卒業程度、高校卒業程度及び警察官Ⅲ類（男性・女性）の各試験を9月から11月にかけて実施することとしております。

令和7年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企 画 部

企画部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」
のうち関係部分
であります。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置すること
についてあらかじめご了承いただいております、令和6年度予算の補正を、令和
7年3月31日付けで専決処分させていただきましたので、その概要をご説明いたし
ます。

企画部所管の補正予算額は、
歳入予算で、

国庫支出金	6億	352万	7千円の減
寄附金	1億	2,969万	円の増
諸収入		39万	円の減
合計	4億	7,422万	7千円の減

歳出予算で、

総務管理費		23万	6千円の減
企画費		1,833万	8千円の減
合計		1,857万	4千円の減

であります。

まず、歳入予算についてご説明いたします。

国庫支出金は、

令和7年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料
(追加1)

企 画 部

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 企画部の２ページ２行目の次に、次のとおり挿入】

第８６号議案 令和７年度長崎県一般会計補正予算（第３号）のうち関係部分

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 企画部の２ページ５行目の次に、次のとおり挿入】

はじめに、第８６号議案「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第３号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国 庫 支 出 金	1 5 億 2, 5 2 6 万 8 千円の増
-----------	-------------------------

合 計	1 5 億 2, 5 2 6 万 8 千円の増
-----	-------------------------

となっております。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

次に、報告第１号 知事専決事項報告「令和６年度長崎県一般会計補正予算（第１０号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

令和 7 年 6 月定例県議会

総務委員会関係説明資料

企 画 部

企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般提出した素案骨子においては、基本理念の考え方として、国の地方創生2.0の基本姿勢と同様に、当面、人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めたうえで、都市と地方や地方同士の人材交流・人材循環を促進しながら、人口減少社会の中においても経済成長を図り、活力ある地域社会づくりに取り組み、将来にわたり持続的な発展を目指してまいりたいと考えております。

そのため、多様な主体と連携し、地域の力を結集しながら、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次期総合計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、企画部においては、主に「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」では、「デジタル技術を活用した地域活性化と行政運営の効率化」に向け、デジタル技術やデジタル人材を活用した地域課題の解決、ドローン等の先端技術の社会実装等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

（民間企業等との連携について）

去る5月19日、県と株式会社シーエーシーは、地方創生の推進を目的とした包括連携協定を締結したところであります。今後、双方の資源を有効活用しながら、教育振興やDXの推進に関する事など、地域振興や県民サービスの向上に連携して取り組んでいくこととしております。

また、大学との連携については、3月20日から3日間、テンプル大学ジャパンキャンパスの学長及び学生44名が、研修旅行で本県を訪問され、龍踊体験交流会を通して、長崎大学の学生との国際交流を深められるとともに、本県の歴史や文化、世界平和に向けた取組を学ばれるなど、包括連携協定に基づく各種取組を進めているところであります。

引き続き、県内外の民間企業や大学等と連携しながら、地方創生のさらなる推進に努めてまいります。

（ドローンの社会実装の推進について）

本県では、昨年6月に指定された国家戦略特区制度を活用し、離島地区でのレベル4飛行による処方薬配送やAI技術を活用した一人のオペレーターによる複数のドロ

ーンの運行など、ドローンサービスの社会実装に向けた取組が行われております。

こうした中、本年4月には、本県や福島県で実施されたエリア単位でのレベル4飛行に向けた実証をモデルケースとしたケーススタディを内容とする「エリア単位でのレベル4飛行における留意事項等」が、国土交通省において公表され、申請を行うにあたっての留意事項や安全確保措置の例などが示されたところであります。

今後とも、国や民間事業者等と連携しながら、特区制度を活用した社会実装を推進してまいります。

（「長崎県行財政運営プラン^{にせんにじゅうご}2025」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン^{にせんにじゅうご}2025」に掲げる企画部関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「自治体DX推進計画に基づく取組の推進」については、「自治体の行政手続のオンライン化」や「自治体情報システムの標準化・共通化」など、デジタル社会の構築に向けた各施策を効果的に実行するため、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、体制を整えていく取組であります。

令和6年度は、「県・市町連携フォーラム」を開催し、市町とDX推進人材の確保にかかる課題等について意見交換を行うとともに、人材の共同利用についても検討を進め、令和7年度から、外部デジタル人材を県が一括して確保し、希望される市町と共同利用が図られるよう、地域DX推進体制の構築に取り組んだところであります。

今後とも、行財政運営プランの実現に向けて、市町等と連携を図りながら、施策の推進に努めてまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

地 域 振 興 部

地域振興部局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、令和6年度予算の補正を、令和7年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、

使用料及び手数料	2万 6千円の増
国庫支出金	2億 6,557万 円の減
財産収入	30万 4千円の減
諸収入	15万 4千円の減
合計	2億 6,600万 2千円の減

歳出予算は、

総務管理費	1,157万 2千円の減
企画費	9億 1,375万 6千円の減
市町村振興費	2,449万 1千円の減
選挙費	1億 3,052万 3千円の減
合計	10億 8,034万 2千円の減

となっております。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

国庫支出金の主なものは、

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	1 億 3, 0 2 5 万 7 千円の減
---------------------	-----------------------

であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

総務管理費の主なものは、

跡地活用検討経費	2 5 8 万 1 千円の減
----------	----------------

であります。

企画費の主なものは、

生活航路改善対策事業費	3 億 9, 3 3 9 万 5 千円の減
離島航空路線確保対策事業	2 億 5 万 9 千円の減
国境離島創業・事業拡大等支援事業費	8, 2 3 4 万 1 千円の減

であります。

市町村振興費の主なものは、

長崎県市町財政資金貸付費	2, 0 0 0 万 円の減
--------------	----------------

であります。

選挙費の主なものは、

衆議院議員総選挙市町村交付金	6, 5 7 2 万 1 千円の減
----------------	-------------------

であります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月定例県議会

総務委員会関係説明資料

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計8万1,675円を支払うため、去る5月22日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、所管事項についてご説明いたします。

(U I ターンの促進等について)

U I ターンの促進については、市町と連携しながら、移住に関する丁寧な相談対応を実施するとともに、地域の魅力発信や支援制度の情報発信などに努めているところです。

こうした中、令和6年度の県と市町の移住相談窓口を介した移住者数は、過去最高だった令和5年度の2,075人から77人減少し、1,998人となっており、この主な要因は、福岡県及び東京都からのUターン者数が減少したことによるものです。

今年度は、これまでの取組に加え、福岡や東京など大都市圏をターゲットとしたより効果的な魅力発信に取り組むとともに、東京における大規模移住相談会の開催回数を2回に増やすことなどにより、移住の促進を図ってまいります。

また、関係人口の創出・拡大については、本県がワーケーションの実践先として選ばれるよう、国内外のデジタルノマドの受け入れ基盤づくりや誘致促進プロモーション等を行ってまいります。

(長崎県未来大国づくり応援補助金の採択決定について)

「長崎県未来大国づくり応援補助金」は、「新しい長崎県づくりのビジョン」に掲げる分野の10年後のありたい姿の実現に向け、市町の課題解決や地域活性化につながる取組を3年間支援するものでありますが、このたび、壱岐市が提出したプロジェクトの採択を決定いたしました。

このプロジェクトは、全国初となる離島での大学（サテライトキャンパス）設置を10年後のありたい姿としており、若者の人口増加による地域内消費や担い手増などの好循環の創出等を目指す計画となっております。補助の対象となる3年間で、まずは、地域ブランディングやPR強化、交流の仕組みづくりなどを行うこととなっており、県としましても、壱岐市と連携しながら計画の達成に向けて支援してまいります。

（半島振興計画及び後期過疎地域持続的発展方針等の策定について）

令和7年3月で期限を迎える半島振興法については、去る3月26日に10年間の時限立法として成立し、4月1日から改正半島振興法が施行されております。

この間、ご尽力を賜りました本県選出国會議員の皆様をはじめ県議会及び関係皆様方に心から感謝申し上げます。

今回の改正法では、法の目的に半島防災・地方創生が明記されるとともに、半島地域が持続、自律的な発展をしていくための措置が盛り込まれており、今後作成される国の基本方針に基づき、地域の特性に応じた県の半島振興計画を策定することとなっております。

また、過疎対策につきましては、令和3年度に改正された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までを期間とする前期

「長崎県過疎地域持続的発展方針」の下、移住・定住・地域間交流の促進や産業の振興など各種事業が実施されているところでありますが、本年度は、令和8年度から令和12年度までの後期5か年の方針及び県計画並びに市町計画を策定することとなっております。

本県の半島地域や過疎地域においては、他の本土地域と比較して、交通基盤、生活基盤等において、依然として、多くの課題を抱えており、今後、それぞれの法の趣旨を踏まえ、実効性のある計画や方針となるよう、県議会での議論をはじめ、国や市町との協議等も踏まえて策定作業を進めてまいります。

（国境離島地域の振興について）

国境離島地域の振興については、平成29年の有人国境離島法の施行以来、国の交付金を有効に活用しながら、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路の運賃低廉化、輸送コストの支援、滞在型観光の促進などを関係市町と一体となって推進し、社会減の改善等の成果につなげてまいりました。

特に、民間事業者等の創業・事業拡大を支援する雇用機会拡充事業においては、法施行からの8年間で1,600人を超える新たな雇用の場が創出されており、今年度の関係市町による第1回目の事業採択では82人の雇用が見込まれているところであります。

このような中、本県の国境離島地域の地域社会の維持・振興を図る上で不可欠である有人国境離島法が、令和9年3月末に期限を迎えます。

このため、去る5月25日、自由民主党の小渕組織運動本部長に対し、知事から、同法の確実な改正・延長と必要な予算の確保について要望をいたしました。

県としましては、引き続き、様々な機会を捉えて国等への要望を行うとともに、今後、関係市町や県議会等のご意見を踏まえた意見書を取りまとめ、関係市町等と一丸となった要望活動を行うなど、有人国境離島法の改正・延長に向け全力で取り組んでまいります。

（九州新幹線西九州ルートについて）

開業3年目を迎えた西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）については、JR九州によ

ると、利用者数は1日平均7千人を超え、通勤・通学定期券を活用した日常的な利用も浸透し、長崎スタジアムシティの開業により週末も増えるなど、利用状況は順調に推移しております。

一方、未整備区間である九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）については、国土交通省と佐賀県との幅広い協議や、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」において、大きな動きは見られない状況であります。

全国の新幹線鉄道網の状況を見ると、北陸新幹線（敦賀～新大阪間）では、環境影響評価が進められておりますが、様々な課題が顕在化しさらなる議論が継続されているほか、基本計画路線においても、整備計画路線への格上げを求める動きが活発化しているところであります。

こうした中、去る5月25日、来県された自由民主党の小渕組織運動本部長に対して、知事から地方負担や在来線などの課題解決に向けた具体策の提示や、北陸新幹線との一体的な財源確保など、全線フル規格による整備の早期実現に向けたお力添えをお願いいたしました。

また、5月23日から6月11日までの期間中の4日間、JR九州の企画により西九州新幹線を貸し切って新幹線大村車両基地を見学するツアー「かもめトレチャッタ！」が初めて開催され、県は大村市と協力して歓迎のおもてなしを実施いたしました。このツアーには佐賀県内の幼稚園の園児とその保護者が合計で約680人参加され、西九州新幹線の魅力やメリットの理解促進につながったものと考えております。

県としましては、引き続き、政府・与党をはじめ関係者に対して、議論の進展や地域課題の解決について働きかけるとともに、関西直通運行の実現に向けた気運醸成を図るなど、西九州地域全体の発展に資する全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

(長崎空港開港50周年について)

長崎空港は、昭和50年に、大村湾に浮かぶ箕島(みしま)を埋め立てた世界初の本格的海上空港として誕生以来、長崎の空の玄関口として本県の発展に大きな役割を担ってまいりました。

昨年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による利用者の落ち込みを乗り越え、5年ぶりの300万人台となる約307万人を記録し、過去最高であった平成30年度の利用者約327万人の約94パーセントまで回復したところであります。

こうした中、去る5月1日には開港50周年の節目を記念し、多くの関係者のご出席のもと、記念のセレモニーを開催いたしました。

当日は、空港の往時を偲ぶ写真展示のもとで、くす玉割りや祝い餅つき等が行われ、空港関係者を始めとした約50名の出席者の皆様と開港50周年をお祝いし、更なる長崎空港の活性化へ向けた機運醸成を図る機会となりました。

今後も、空港内外での記念イベント等を通して、空港や航空路線の認知度向上を図るとともに、航空路線の維持・拡充に向けた利用促進等にも努めるなど、50周年を契機とした長崎空港の更なる発展に向けて取り組んでまいります。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・

チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、地域振興部においては、主に「地域の魅力で人を惹きつける」や「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」等に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「地域の魅力で人を惹きつける」では、「ながさき暮らしの魅力で呼び込むUIターン促進」に向け、情報発信や移住希望者支援の強化等に取り組むほか、「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」では、「離島・半島などの地域社会の維持・活性化」に向け、地域の特色を活かした地域づくり等に取り組んでまいりたいと考えております。今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

(「長崎県行財政運営プラン2025」^{にせんにじゅうご}に基づく取組について)

「長崎県行財政運営プラン2025」^{にせんにじゅうご}に掲げる地域振興部関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「市町との連携・補完・支援」については、「県・市町連携会議」において、ドロー

ンやパーソナルデータ連携基盤を活用した「デジタル分野における県と市町の連携」のほか、「外国人との共生」などについて意見交換を行いました。

また、「人口減少社会に適応した行政サービスの提供のあり方研究会」を実施し、将来の行政サービスの安定的な提供に向けた研究を行いました。

さらに、県及び市町職員の双方の人材育成の観点から、幅広い分野において市町との相互人事交流を実施いたしました。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月定例県議会

総務委員会関係説明資料（追加 1）

地 域 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 地域振興部の6頁17行目の次に、次のとおり挿入】

(県庁舎跡地の活用について)

県庁舎跡地の活用については、去る2月議会にて、公共で整備する機能の配置イメージ案や今後のスケジュール案をお示しさせていただいたところです。

今年度から実施する民間活力導入に向けた詳細調査業務については、去る5月30日にプロポーザル方式による技術提案書の審査を行い、パシフィックコンサルタンツ株式会社 長崎事務所を委託事業者として決定いたしました。今後、基本計画や管理運営計画の策定に向けて検討を深め、今年度中には基本計画（案）等をご報告できるよう進めていきたいと考えております。

また、暫定供用期間中における賑わいづくりについても、引き続き取り組んでまいります。

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

秘書・広報戦略部

秘書・広報戦略部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」
のうち関係部分であります。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております、令和6年度予算の補正を、令和7年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳出予算は、

総務管理費	2,474万9千円の減
合 計	2,474万9千円の減

となっております。

これは、年間の執行額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

この補正予算の主な内容についてご説明いたします。

主なものは、

ながさきの魅力発信事業費	400万7千円の減
広報誌発行費	496万7千円の減

であります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 6 8 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 2 号）のうち関係部分

報 告 第 1 号 知事専決事項報告「令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 1 0 号）」のうち関係部分

報 告 第 8 号 知事専決事項報告「令和 6 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 2 号）」

報告第 1 1 号 知事専決事項報告「令和 6 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）」

であります。

はじめに、第 6 8 号議案「令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 2 号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

繰	入	金	7, 9 2 8 万 7 千円の増
県		債	9 億 4, 6 1 0 万 円の増
合		計	1 0 億 2, 5 3 8 万 7 千円の増

となっております。

次に、先の 2 月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております、令和 6 年度予算の補正を、令和 7 年 3 月 3 1 日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

まず、報告第1号 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち関係部分について、ご説明いたします。

これらは、年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

歳入予算は、合計で、
46億 2,555万 8千円の減
となっております。

このうち主なものは、

県	税	14億 4,059万 3千円の増
地方交付税	税	8億 5,274万 9千円の増
寄附金	金	6,200万 円の増
繰入金	金	32億 1,250万 4千円の減
県債	債	37億 6,240万 円の減

であります。

歳出予算は、合計で、
23億 7,580万 4千円の増
となっております。

このうち主なものは、

総務管理費	費	30億 1,014万 3千円の増
企画費	費	4,906万 円の減
徴税費	費	3億 4,635万 円の減
県有施設等災害復旧費	費	4,497万 8千円の減
公債費	費	1億 2,156万 円の減

であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

総務管理費の主なものは、

産業文化振興基金積立金等 35億 3,479万 4千円の増

であります。

企画費の主なものは、

庁内システムの維持管理に要する経費等 4,721万 9千円の減

であります。

徴税費の主なものは、

県税の過誤納還付金及び還付加算金 2億 736万 円の減

であります。

県有施設等災害復旧費の主なものは、

県有施設の災害復旧に要する経費 4,497万 8千円の減

であります。

公債費の主なものは、

公債発行手数料 9,117万 3千円の減

であります。

次に、報告第8号 令和6年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

庁舎管理、自動車管理、文書管理に要する経費の年間執行額の確定に伴い、

歳入予算は、

諸 収 入 3,782万 円の減

合 計 3,782万 円の減

歳出予算は、

庁 用 管 理 費 1,482万 円の減

文 書 管 理 費 2,300万 円の減

合 計 3, 7 8 2 万 円の減
となっております。

この補正予算の主なものは、文書集中收受発送費 1, 2 5 0 万 円の減
であります。

次に、報告第 1 1 号 令和 6 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて、ご説明いたします。

歳入予算は、

財 産 収 入	2 万 9 千円の増
合 計	2 万 9 千円の増

歳出予算は、

公 債 費	2 万 9 千円の増
合 計	2 万 9 千円の増

となっております。

この補正予算は、基金積立金の増であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

危機管理部

危機管理部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」の
うち関係部分
であります。

先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております、令和6年度予算の補正を、令和7年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算については、

国庫負担金	245万	6千円の減
国庫補助金	155万	8千円の減
合 計	401万	4千円の減

歳出予算については、

防災総務費	193万	1千円の減
防災指導費	6,533万	8千円の減
合 計	6,726万	9千円の減

を計上いたしております。

これらは、歳入における国庫支出金、及び歳出における年間の執行額が確定したこと
に伴い、所要の調整を行ったものであります。

この補正予算の主な内容は、原子力災害対策整備事業費4,532万3千円の減であ

ります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

(追加 1)

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 危機管理部の２ページ３行目の次に、次のとおり挿入】

第８６号議案 令和７年度長崎県一般会計補正予算（第３号）のうち関係部分

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 危機管理部の２ページ７行目の次に、次のとおり挿入】

はじめに、第８６号議案「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第３号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、

防災指導費	２億 ２，５４６万 円の増
-------	---------------

合 計	２億 ２，５４６万 円の増
-----	---------------

となっております。

この歳出予算の内容について、ご説明いたします。

（ＬＰガス一般消費者料金高騰対策支援事業費について）

ＬＰガス料金上昇の影響を受ける県内一般消費者の負担軽減を図るため、ＬＰガス販売事業者が行う使用料金の値引きを支援する経費として、

２億 ２，５４６万 円の増

を計上いたしております。

次に、報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

令和 7 年 6 月定例県議会

総務委員会関係説明資料

秘 書 ・ 広 報 戦 略 部

秘書・広報戦略部関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。

（「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる秘書・広報戦略部関係の項目に関して、その取組内容をご説明いたします。

秘書・広報戦略部におきましては、全世帯広報誌やテレビ等の各媒体の特性を活かしながら、県政情報のわかりやすい発信に取り組んでおります。

令和6年度の取組実績につきましては、全世帯広報誌のアンケートにおいて、「わかりやすい」と答えた人の割合が97.5パーセント、長崎県広報の認知度等アンケートでは、県事業の目的や内容が「伝わっている」と答えた人の割合が70.4パーセントとなり、それぞれの指標において目標値を達成できました。

令和7年度におきましても、県民の皆様に必要な情報がしっかりと届くよう、適切な広報媒体を活用しながら、より効果的かつ効率的な情報発信に努めてまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第69号議案 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第70号議案 「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち
関係部分

第71号議案 長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例
であります。

第69号議案 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例

この条例は、知事の政治資金などに係る一連の問題に関して、県政の混乱を招いた
ことに対し、自らの道義的責任を明確にするため、知事の給料を減額するための所要
の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、知事の給料について、令和7年8月1日から8月31日までの1
ヵ月間、給料の全額を減額するものであります。

第70号議案 「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち
関係部分

この条例は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」及び
「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世
代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、部分休業制度を拡充す
るとともに、仕事と育児の両立支援制度の周知・意向確認を講じることとするため、
関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第71号議案 長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例

この条例は、職員が危害を加えられ、又は災害を被ることを予断できたにもかかわらず、危険を顧みることなく、その職務を遂行したことにより殉職又は負傷した場合等において、功労があると認められるときに、遺族又は職員本人に賞じゅつ金を支給するため、地方自治法第204条の2の規定に則り、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定し

た「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、総務部においては、「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」では、「デジタル技術を活用した地域活性化と行政運営の効率化」に向け、県庁DXの実現に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

（「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について）

令和3年3月に策定した「長崎県行財政運営プラン2025」については、「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル改革と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」を3本柱として35項目の個別項目を掲げて、行財政改革に取り組んでおります。

総務部関係の主な取組の実績としては、ふるさと納税を活用した財源確保に努めたほか、県南地区振興局の再編に関して、新庁舎の執務室のレイアウト作成や、什器備品等の現況調査等の実施に加えて、令和6年12月には県南振興局庁舎建設工事の契約を締結したところであります。

令和7年4月現在の進捗状況については、全35項目のうち約95%の33項目が順調に推移しておりますが、今年度が本プランの最終年度となることから、目標達成のための取組を一層強化してまいります。

また、県庁が有する経営資源を最大限活用した行財政運営を図るため、県議会や有識者等のご意見も踏まえながら令和8年度以降の新たな計画を策定してまいりたい

と考えております。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月定例県議会

総務委員会関係説明資料

危 機 管 理 部

危機管理部関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。

(五島市の林野火災について)

去る4月7日に五島市で発生した林野火災については、約6ヘクタールを延焼しましたが、幸いにも、人的被害や住宅等の被害が発生することなく、翌8日に鎮圧され、10日に鎮火が確認されました。

火災発生以降、五島市消防本部と消防団による地上からの消火活動に加え、県においても、五島市からの要請を受け、県防災ヘリコプターを出動させるとともに、陸上自衛隊に対して災害派遣要請を行い、連携して空中からの消火活動を行いました。

また、県においては、長崎県広域消防相互応援協定に基づき、長崎市、佐世保市、県央地域広域市町村圏組合、新上五島町の各消防に対し、協定締結後初めての広域応援要請を行い、地上からの消火活動にあたってくださいました。

こうした関係機関の連携した消火活動により、被害が最小限に食い止められたものと考えており、ご尽力いただいた全ての関係機関の皆様に心から感謝を申し上げます。

林野火災は、全体像の把握や放水などが困難であるとともに、気象状況の変化や植生、地形の傾斜等に影響を受けるため、消火活動が限定的、長期間になることも多く、「地上・空中消火の連携」、「速やかな応援要請による部隊増強」、「指揮体制の確立」に適切に対応していく必要があります。また、発災の多くが人的要因によるものであるため、予防には、県民の皆様への周知啓発が重要であると考えております。

県としては、市町と連携しながら、林野火災に対する警戒強化の周知啓発を図るとともに、今回の経験を活かしつつ、さらなる訓練等を通じて、より迅速かつ的確な消火活動に繋げてまいります。

(南海トラフ地震防災対策推進地域の指定について)

去る３月３１日、南海トラフ地震の被害について、国は、現行の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定から１０年が経過することから、最新の知見や防災対策の進捗等を踏まえ、想定される震度分布や津波高、浸水区域を再計算し、新たな被害想定を公表しました。

新たな被害想定では、見直し前と比較して、津波による３０センチメートル以上の浸水地域と避難者数が、全国で約３割増加しております。

本県においても、同様に津波による浸水地域が拡大し、死者数が最大で８０人であったものが５００人に、要救助者数が４００人から１，１００人になるなど、被害想定は大幅に増加しております。また、今回、新たに建物等の半壊棟数も公表され、本県の全半壊棟数は７，０００棟となり、発災後１日目の避難者数は、見直し前と比較して１．６倍の２９，０００人、一月後は４．２倍の７，６００人となっております。

被害想定の見直しに伴い、国から、大津波などによる被害が想定される地域を含む都府県に対し、「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定に関する意見照会があり、本県においては、指定基準を満たす長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市の７市について、各市に意向を確認のうえ、指定に異議がない旨回答するとともに、津波高が指定基準よりわずかに低い新上五島町についても、広域防災体制の一体性を確保する必要があることから、町の意向を踏まえ、指定を求める意見を提出したところです。

今後、国において、各都府県からの意見を踏まえ、地域指定が行われる予定であり、それを受け、県では、津波からの防護や円滑な避難、救助などを定めた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定し、各種対策に取り組むとともに、浸水地域内の病院や旅館など、円滑な避難確保に関して防災対策計画の作成を義務付けられる施設管理者等に対し、市町と連携しながら、対象施設を個別にお知らせし、説明会の開催等できる限りきめ細かに対応するなど、県民の安全・安心の確保に力を注いでまいります。

(能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しについて)

昨年１１月にとりまとめました「能登半島地震での課題を踏まえた防災対策の見直し」については、今後３年間の具体的な取組内容を記載したロードマップを作成して、庁内の検討会議で共有・連携し、市町や自衛隊等の関係機関、民間事業者などとも連携しながら、着実な推進に努めているところです。

特に、避難所運営や物資の備蓄など、市町が主体的に行う項目については、国の方針等をもとに、引き続き、市町との協議会において、意見交換等を行いながら進めております。

また、それぞれの項目について、総合防災訓練をはじめ、個別の図上訓練等も実施しながら、その実効性を高め、有事即応体制の充実強化、地域防災力の向上等に繋げてまいります。

(令和６年度雲仙岳火山防災協議会の開催について)

去る３月２８日、雲仙市において、島原半島３市をはじめ、気象台、自衛隊、警察、消防、国の関係機関、火山専門家、関係する民間機関の代表者の方々などにご参加いただき、令和６年度雲仙岳火山防災協議会を開催いたしました。

本協議会は、平成２７年度に、活動火山対策特別措置法に基づき、雲仙岳において想定される溶岩ドーム崩壊を含む様々な火山現象に応じた警戒避難体制の整備を行うため、県と島原半島３市が共同で設置しております。

今回の会議では、雲仙岳の火山活動状況や令和６年度の協議会の取組状況等の報告を行うとともに、警戒区域の設定期限の延長に係る調整や雲仙岳火山防災計画の修正等について、審議いたしました。

今後とも、国や島原半島３市と連携し、雲仙岳における溶岩ドーム崩壊などの火山災害への対策に取り組んでまいります。

(令和7年度長崎県総合防災訓練の実施について)

去る5月20日、30日、31日の3日間にわたり、五島地区において、地震・大雨等を想定した令和7年度長崎県総合防災訓練を実施いたしました。

この訓練は、防災関係機関が連携して、情報伝達、救出・救助など大規模な防災訓練を実施することにより、防災体制の更なる強化や、県民の皆様の防災意識の向上を図ることを目的に毎年実施することとしており、本年は、自衛隊、海上保安部、長崎県警察など51機関、約450名が参加いたしました。

具体的には、20日に、県の災害対策本部設置運営訓練と孤立対策会議を図上で行ったうえで、30日と31日に、実動訓練として、新上五島町で、島内の防災機関による救出救助や道路啓開訓練に加え、ヘリと船舶による孤立地区からの救出訓練などを実施するとともに、五島市では、本土地区から航空機を使用した支援物資等の輸送や避難所環境の向上等を目的とした避難所設置運営訓練を実施いたしました。

今回の訓練により、それぞれの防災関係機関における対処能力の向上や連携の強化、地域住民の防災意識の高揚などが図られたものと考えております。

地震や風水害などの自然災害が頻発する中、防災・減災対策の重要性は高まっており、今後とも、様々な訓練や機会を通じて、防災体制の強化に取り組んでまいります。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・

チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、危機管理部においては、主に「災害に強い県土をつくる」に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「災害に強い県土をつくる」では、「災害などさまざまな危機から県民の命を守る体制づくり」に向け、様々な災害や有事を想定した実践的な訓練や地域防災力の充実・強化等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

(長崎県国土強靱化地域計画の改定について)

長崎県国土強靱化地域計画については、今年度末で計画期間が終了することから、国土強靱化基本法に基づき、令和8年度を初年度とする5か年計画を策定することとしております。

計画の策定にあたっては、令和5年7月に改訂された国土強靱化基本計画や、南海トラフ地震防災対策推進地域の地域指定、能登半島地震の課題を踏まえた防災対策の

見直しなどを踏まえ、これまでの取組や課題等を整理のうえ、作業を進めることとしており、素案作成後には、県議会のご意見を伺ったうえで、パブリックコメントを実施し、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月定例県議会

総務委員会関係説明資料（追加 1）

【総務委員会関係説明資料 危機管理部の5ページ17行目の次に、次のとおり挿入】

(原子力発電所の安全対策に係る周辺自治体への支援に関する共同緊急要望について)

去る6月27日、内閣官房、経済産業省及び内閣府に対して、原子力発電所周辺自治体7府県による「原子力発電所の安全対策に係る周辺自治体への支援に関する共同緊急要望」を実施いたしました。

原子力発電施設の30キロメートル圏内の周辺自治体では、平成24年度の法改正以降、立地自治体と同等の原子力防災対策を実施しているが、立地自治体と大きな財源格差が生じていることから、新たな制度や運用見直しなどにより、原子力防災対策に必要なかつ十分な財源措置に配慮するよう国に求めたものです。

青木内閣官房副長官からは、「エネルギー政策では、原子力発電は欠かせないもの、財源措置について皆さんと一緒に協力していきたい」、経済産業省の竹内政務官からは、「各地域の要望を踏まえながら、財源の確保を念頭において不断に検討していく」、内閣府の柿田統括官からは、「立地地域との格差については、内閣府をはじめ関係省庁と問題意識を共有し、しっかりと対応して行きたい」との回答を受けました。

引き続き、原子力発電所周辺6府県や関係4市と連携を図りながら、原子力防災対策に力を注いでまいります。

令和 7 年 6 月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加 2）

危 機 管 理 部

【総務委員会関係議案説明資料 危機管理部の３ページ１９行目から２４行目を削除し、１８行目の次に、次のとおり挿入】

去る７月１日、国により、県内８市町が、南海トラフ特措法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されました。これを受け、県では、津波からの防護や円滑な避難、救助などを定めた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定し、各種対策に取り組むとともに、浸水地域内の病院や旅館など、円滑な避難確保に関して防災対策計画の作成を義務付けられる施設管理者等に対し、市町と連携しながら、対象施設を個別にお知らせし、説明会の開催等できる限りきめ細かに対応するなど、県民の安全・安心の確保に力を注いでまいります。

令和 7 年 6 月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

【第 8 7 号議案 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例】

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 8 7 号議案 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
であります。

この条例は、知事の政治資金などに係る一連の問題に関して、県政の混乱を招いたことに対し、自らの道義的責任を明確にするため、知事の給料を減額するための
所要の改正をしようとするものであり、県議会における様々な意見を踏まえ、内容
を変更の上、再提案させていただくものであります。

なお、改正の内容は、令和 7 年 8 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの 3 ヶ月間、給料
の 5 0 % を減額するものであります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。